

平成 19 年第 1 回  
城里町議会定例会会議録

平成 19 年 3 月 6 日 開会  
平成 19 年 3 月 16 日 閉会

城里町議会

# 平成19年第1回 城里町議会定例会会議録

告示 .....	1
会期日程表 .....	2

## 会 議 録 第 1 号

日時 .....	5
応招並びに不応招議員 .....	5
出席並びに欠席議員 .....	5
説明のため出席した者の職氏名 .....	5
職務のため出席した者の職氏名 .....	6
議事日程 .....	6
本日の会議に付した事件 .....	8
開会 .....	9
・町民憲章唱和 .....	9
・表彰状伝達 .....	9
・議長あいさつ .....	10
・町長あいさつ .....	11
・議員の出欠 .....	11
・開会の宣告 .....	11
・開議の宣告 .....	11
・諸般の報告 .....	11
・会議録署名議員の指名 .....	13
・会期の決定 .....	13
・平成19年度施政方針 .....	14
・議案第2号 上程、提案理由説明 .....	29
・議案第3号 上程、提案理由説明 .....	30
・議案第4号 上程、提案理由説明 .....	30
・議案第5号 上程、提案理由説明 .....	31
・議案第6号 上程、提案理由説明 .....	31
・議案第7号 上程、提案理由説明 .....	31
・議案第8号 上程、提案理由説明 .....	32
・議案第9号 上程、提案理由説明 .....	32

・ 議案第10号	上程、提案理由説明	32
・ 議案第11号	上程、提案理由説明	33
・ 議案第12号	上程、提案理由説明	33
・ 議案第13号	上程、提案理由説明	33
・ 議案第14号	上程、提案理由説明	34
・ 議案第15号	上程、提案理由説明	34
・ 議案第16号	上程、提案理由説明	35
・ 議案第17号	上程、提案理由説明	35
・ 議案第18号	上程、提案理由説明	35
・ 議案第19号	上程、提案理由説明	36
・ 議案第20号	上程、提案理由説明	36
・ 議案第21号	上程、提案理由説明	37
・ 議案第22号	上程、提案理由説明	37
・ 議案第23号	上程、提案理由説明	38
・ 議案第24号	上程、提案理由説明	38
・ 議案第25号	上程、提案理由説明	39
・ 議案第26号	上程、提案理由説明	39
・ 議案第27号	上程、提案理由説明	40
・ 議案第28号	上程、提案理由説明	40
・ 議案第29号	上程、提案理由説明	41
・ 議案第30号	上程、提案理由説明	41
・ 議案第31号	上程、提案理由説明	42
・ 議案第32号	上程、提案理由説明	42
・ 議案書差しかえ		43
・ 議案第33号	上程、提案理由説明	43
・ 議案第33号について		44
・ 議案第33号 採決		44
・ 議案第25号ないし議案第32号 質疑		44
・ 予算特別委員会の設置・付託		45
・ 予算特別委員会委員の選任		46
・ 予算特別委員会正副委員長の報告		46
・ 陳情第1号ないし陳情第2号 委員会付託		47
・ 散会の宣告		47
散会		48

## 会 議 録 第 2 号

日時	49
応招並びに不応招議員	49
出席並びに欠席議員	49
説明のため出席した者の職氏名	49
職務のため出席した者の職氏名	50
議事日程	50
本日の会議に付した事件	50
開議	50
・ 議員の出欠	51
・ 開議の宣告	51
・ 一般質問	51
3番 阿久津則男君	51
15番 根本正典君	60
12番 松崎信一君	77
11番 三村由利子君	98
14番 鯉淵秀雄君	101
・ 散会の宣告	107
散会	107

## 会 議 録 第 3 号

日時	109
応招並びに不応招議員	109
出席並びに欠席議員	109
説明のため出席した者の職氏名	109
職務のため出席した者の職氏名	110
議事日程	110
本日の会議に付した事件	110
開議	110
・ 議員の出欠	111
・ 開議の宣告	111
・ 一般質問	111
4番 桐原健一君	111

7番 玉川台俊君 .....	119
・散会の宣告 .....	136
散会 .....	136

## 会 議 録 第 4 号

日時 .....	137
応招並びに不応招議員 .....	137
出席並びに欠席議員 .....	137
説明のため出席した者の職氏名 .....	137
職務のため出席した者の職氏名 .....	138
議事日程 .....	138
本日の会議に付した事件 .....	140
開議 .....	141
・議員の出欠 .....	141
・開議の宣告 .....	141
・議案第2号 質疑 .....	142
・議案第3号 質疑 .....	142
・議案第4号 質疑 .....	142
・議案第5号 質疑 .....	142
・議案第6号 質疑 .....	142
・議案第7号 質疑 .....	142
・議案第8号 質疑 .....	143
・議案第9号 質疑 .....	143
・議案第10号 質疑 .....	143
・議案第11号 質疑 .....	143
・議案第12号 質疑 .....	143
・議案第13号 質疑 .....	144
・議案第14号 質疑 .....	144
・議案第15号 質疑 .....	144
・議案第16号 質疑 .....	144
・議案第17号 質疑 .....	144
・議案第18号 質疑 .....	144
・議案第19号 質疑 .....	145
・議案第20号 質疑 .....	145

・ 議案第21号 質疑	145
・ 議案第22号 質疑	145
・ 議案第23号 質疑	145
・ 議案第24号 質疑	145
・ 委員長報告	146
・ 討論	148
・ 採決	152
・ 発議第1号 上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	157
・ 発議第2号 上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	159
・ 陳情第1号 委員長報告、採決	160
・ 陳情第2号 委員長報告、採決	161
・ 日程追加	162
・ 発議第3号 上程、朗読、趣旨説明、採決	162
・ 報告第1号ないし報告第2号	164
・ 町長あいさつ	164
・ 議長あいさつ	165
・ 閉会の宣告	165
閉会	165

平成19年城里町告示第18号

平成19年第1回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年2月22日

城里町長 金 長 義 郎

1. 期 日 平成19年3月6日(火)午前10時

2. 場 所 城 里 町 議 会 議 場

平成19年第1回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	3月6日	火	本会議	開会 施政方針 提案理由説明 議案質疑(付託議案) 議案付託(委員会付託) 散会
2	3月7日	水	休会	予算特別委員会(総務常任委員会)
3	3月8日	木	休会	予算特別委員会(教育民生常任委員会)
4	3月9日	金	休会	予算特別委員会(産業建設常任委員会)
5	3月10日	土	休会	議案調査
6	3月11日	日	休会	議案調査
7	3月12日	月	本会議	開議 一般質問 散会
8	3月13日	火	本会議	開議 一般質問 散会
9	3月14日	水	休会	
10	3月15日	木	休会	議事整理

11	3月16日	金	本会議	開議 議案質疑、委員長報告、討論、採 決 発議 陳情 報告 閉会
----	-------	---	-----	--

第 1 日 3 月 6 日 ( 火 曜 日 ) 本 会 議

平成19年第1回  
城里町議会定例会会議録 第1号

平成19年3月6日 午前10時04分開会

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

助 役	岩 間 伸 博
教 育 長	三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	河 原 井 宗 蔵
企 画 財 政 課 長	加 藤 木 昭 博
税 務 課 長	加 倉 井 一 史
町 民 課 長	三 村 敏 男
保 険 課 長	盛 田 守
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	飯 田 修
都 市 建 設 課 長	小 林 修 一
下 水 道 課 長	阿 久 津 和 文
会 計 課 長 ( 収 入 役 職 務 代 理 者 )	横 田 栄 子
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 洋 造
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成 1 9 年 3 月 6 日 ( 火 曜 日 )

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 2 号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4 号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- て
- 日程第6 議案第5号 城里町在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 城里町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 城里町繁殖牛導入事業基金条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 城里町と笠間市の消防事務委託の廃止について
- 日程第11 議案第10号 城里町と水戸市の消防事務委託の変更について
- 日程第12 議案第11号 茨城県市町村総合事務組合同規約の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 茨城租税債権管理機構規約の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 水戸地方農業共済事務組合同規約の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 笠間地方広域事務組合同規約の変更について
- 日程第16 議案第15号 水戸地方広域市町村圏事務組合同規約の変更について
- 日程第17 議案第16号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第17号 平成18年度城里町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第18号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第19号 平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第20号 平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第21号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第22号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第23号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第24号 平成18年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第25号 平成19年度城里町一般会計予算について
- 日程第27 議案第26号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第27号 平成19年度城里町老人保健特別会計予算について
- 日程第29 議案第28号 平成19年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第29号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

- 日程第31 議案第30号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第31号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第32号 平成19年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第34 議案第33号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第35 発議第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町議会条例整備に関する条例について
- 日程第36 発議第2号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第37 陳情第1号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情書
- 日程第38 陳情第2号 安全でゆきとどいた地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める陳情書
- 日程第39 報告第1号 城里町学校給食費徴収規則の一部を改正する規則
- 日程第40 報告第2号 例月出納検査報告(12月、1月、2月執行分)

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号
- 議案第9号
- 議案第10号
- 議案第11号
- 議案第12号
- 議案第13号
- 議案第14号
- 議案第15号
- 議案第16号
- 議案第17号
- 議案第18号
- 議案第19号
- 議案第20号
- 議案第21号

議案第22号  
議案第23号  
議案第24号  
議案第25号  
議案第26号  
議案第27号  
議案第28号  
議案第29号  
議案第30号  
議案第31号  
議案第32号  
議案第33号  
陳情第1号  
陳情第2号

午前10時04分開会

町民憲章唱和

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

議長（小林 宏君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

表彰状伝達

議長（小林 宏君） ここで、開会に先立ち、表彰状の伝達を行います。

このたび、全国町村議会議長会長から、不肖私小林 宏並びに小坪 孝議員に表彰状が贈られております。

伝達は、小林 宏、小坪 孝議員の順に伝達いたします。

私小林への伝達に当たり、ここで副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

副議長（阿久津尚一君） それでは、議長にかわりまして、副議長の私が、暫時の間、議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

小林 宏議長、壇上にご登壇願います。

〔18番小林 宏君登壇〕

副議長（阿久津尚一君） 副議長より表彰状の伝達を行います。

表彰状

茨城県城里町議会議長 小林 宏殿

あなたは、多年議会議員として地方自治の振興、発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。

平成19年2月6日

全国町村議会議長会会長 川股 博  
(代読)

おめでとうございます。

〔表彰状授与・拍手〕

副議長（阿久津尚一君） ここで、本席を議長と交代いたします。

まことにありがとうございました。

〔副議長、議長と交代〕

議長（小林 宏君） 続いて、小坏 孝議員、壇上にご登壇願います。

〔17番小坏 孝君登壇〕

議長（小林 宏君）

表彰状

茨城県城里町議会議員 小坏 孝殿

あなたは、多年議会議員として地方自治の振興、発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、これを表彰します。

平成19年2月6日

全国町村議会議長会会長 川股 博  
(代読)

おめでとうございます。

〔表彰状授与・拍手〕

議長（小林 宏君） 以上で、表彰状の伝達を終了いたします。

議長あいさつ

議長（小林 宏君） それでは、平成19年第1回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、平成19年度当初予算案など町の重要な案件をご審議いただく会議であります。提出されました諸議案は、条例の一部改正及び条例の制定、平成18年度補正予算、平成19年度当初予算などであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

町長あいさつ

議長（小林 宏君） ここで、町長より発言を求められております。この際、これを許可いたします。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成19年第1回定例議会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより町政発展のためにご尽力をいただいておりますことを感謝を申し上げる次第であります。

本定例議会には、執行部より議案として32件ご提案を申し上げますが、どうか慎重審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえます。

議員の出欠

議長（小林 宏君） 続いて、出席議員数について報告いたします。

ただいまの出席議員数は17名です。13番小松崎三夫君は遅刻でございます。

開会の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第1回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（小林 宏君） 日程に先立ち、議会事務局長より諸般の報告をさせます。  
議会事務局長田上 勤君。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

議会事務局長（田上 勤君） 諸般の報告をいたします。

12月、1月、2月の3カ月間の内容でございます。

まず、12月でございます。

12月7日、木曜日、茨城県戦没者遺族大会、県民文化センターにおいて開催されました。  
議長出席でございます。

11日、月曜日、農業振興地域整備促進協議会、コミュニティセンター城里において開催  
されました。正副議長、産業建設常任委員長、農業委員、飯村議員出席でございます。

19日、火曜日、例月出納検査、本庁舎3階委員会室。鯉淵委員出席でございます。

25日、月曜日、城里町農業委員会定期総会、コミュニティセンター城里。小松崎、三村、  
南條議員出席でございます。

明けて1月に入りまして、1月5日、金曜日、城里町賀詞交歓会、コミュニティセンタ  
ー城里。全議員出席対象でございます。

7日でございます、日曜日午前中、城里町消防出初式、常北中学校校庭。全議員出席対  
象でございます。

午後、城里町成人式、コミュニティセンター城里。全議員対象でございます。

11日、木曜日でございます。明日の茨城づくりをめざす新春のつどい、水戸プラザホテ  
ル。正副議長出席でございます。

12日、金曜日、例月出納検査、本庁舎3階委員会室。鯉淵委員出席でございます。

25日、木曜日、梅大使来庁、本庁舎3階議員控室。正副議長出席でございます。

同じく午後でございます。城里町農業委員会定期総会、コミュニティセンター城里。小  
松崎、三村、南條議員出席でございます。

31日、水曜日、水戸地方農業共済事務組合監査、茨城町本所。松崎議員出席ございま  
す。

2月に入りまして、2月1日、木曜日、城里町デマンド交通ふれあいタクシー出発式、  
常北保健福祉センター東側で開催されました。正副議長、総務常任委員長出席ございま  
す。

同じく1日、城北地方広域事務組合出納検査、コミュニティセンター城里。南條委員出  
席でございます。

5日、月曜日でございます。笠間地方広域事務組合議会全員協議会並びに定例会でござ  
います。笠間市役所において開催されました。飯村、阿久津議員出席でございます。

6日、火曜日、笠間緒川線、大子美和線整備促進要望活動、県庁の議会棟において開催  
されました。副議長出席でございます。

15日、木曜日、例月出納検査、本庁舎3階委員会室。鯉淵委員出席でございます。

16日、金曜日、城北地方広域事務組合議会定例会、コミュニティセンター城里。議長、小松崎、三村、寺田、南條、小林祥宏、関議員出席でございます。

19日、月曜日、水戸地方広域市町村圏事務組合議会、老人保健センターひぬま荘において開催されました。松崎、杉山議員出席でございます。

23日、金曜日、平成19年度事業に伴う現地視察、町内一円。全議員出席対象でございます。

26日、月曜日、城里町農業委員会定期総会、コミュニティセンター城里、小松崎、三村、南條議員出席でございます。

27日、火曜日、町村議長・議員自治研究会、県市町村会館において開催されました。全議員対象でございます。

以上でございます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（小林 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

5番 飯村吉伊君

6番 小林祥宏君

7番 玉川台俊君

の以上3君をご指名いたします。

#### 会期の決定

議長（小林 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

14番議会運営委員長鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 去る2月26日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

今期定例会に提案されます議案32件、発議2件、陳情2件、報告2件、合わせて38件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から3月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますようこ

にご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から3月16日までの11日間とされるようご提案がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿どおりであります。

傍聴人13名を許可いたしました。

#### 平成19年度施政方針

議長（小林 宏君） これより、平成19年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 平成19年度の施政方針について申し上げます。

平成19年第1回城里町議会定例会に当たり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成17年2月に城里町が誕生し、早2年が経過いたしました。城里町へ対する町民の方々の期待は日々増してきており、本年度は新町としての礎を築く重要な年であるとして、全力で町政運営を行う決意を新たにしております。

昨年6月には、各委員の熱心なご審議をいただき、合併後における新町の速やかな一体感の醸成を促進し、新町の将来像を長期的な視点に立って見通し、町政運営を総合的かつ計画的に行うため、町政の最上位計画となる第1次城里町総合計画を策定しております。

合併した各地区に蓄積された特色ある歴史、風土、そして豊かな自然とその個性を大切に引き継ぎ、さらに、その地域の魅力を磨き、城里町のまちづくりの目標であります「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」を基本理念として、すべての人が快適な環境の中で、魅力的で活力にあふれるまちづくりを目指し、一つ一つ着実に諸施策の展開を図っていく所存であります。

さて、我が国の経済状況に目を転じますと、企業収益の改善・設備投資に対する需要の増加などにより、景気は回復しており、先行きについても、国内民間需要に支えられた景気回復が続くとの見通しが示されておりますが、家計中心の個人消費の拡大には至ってお

らず、実感なき回復といわれているのが実情であります。

また、我が国の財政は、平成18年度末の国債残高が542兆円に上る見込みであることなど、依然として非常に厳しい状況にあります。

こうした中、政府は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（骨太方針）において、特に、財政健全化については、累積した国・地方の債務の解消を図ることが最重要課題であるとし、2011年までに国の基礎的財政収支の黒字化を達成するために、地方財政についても、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとしており、決して予断を許さない状況となっております。

これらを踏まえた国の平成19年度の一般会計予算規模は、82兆9,088億円で、対前年度比4%増の伸びとなっております。

一方、平成19年度の地方財政対策では、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額については、0.9%増の59兆2,300億円と前年度水準以上を維持しておりますが、地方財政計画の規模は微減の83兆1,300億円と、6年連続で縮小となっております。

地方交付税については、基本方針に基づき地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行い、対前年度比4.4%の減額となり、交付税の不足を補う臨時財政対策債についても、昨年を引き続いて9.5%の減額となっており、地方財政にとってはますます厳しい状況となっております。

こうした状況下で、住民の要請にこたえて、その機能を適切に果たしていくためには、これまでの制度や仕組みにとらわれることなく徹底した行財政改革に取り組み、サービスの肥大化を防ぎながら、選択と集中による重点的な分野への財源投入を図り、歳出の抑制を進め、さらに、歳入面では自主財源の積極的な確保を講じて、効率的で持続可能な行財政への転換を図ることが急務となっております。

町においても、限られた財源の中で事務事業の厳選と職員の意識・行政改革を進め、また、効率的・効果的な予算配分で最大限の効果が発揮できるよう、執行体制の確立を図るとともに、行財政改革を喫緊の課題として取り組んでまいります。

年間総合予算編成に当たっては、国・県の予算編成方針や地方財政計画等にも十分留意し、城里町第1次総合計画の基本目標に即して、町民が真の豊かさを実感できるまちづくりに、財政の許す限りの予算編成に意を尽くしたところであります。

主な施策について申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

緑に包まれた豊かな自然環境を後世にわたって保全し、まちづくりに活用していくため、居住環境と自然環境の調和する計画的な土地利用を推進してまいります。

また、地域、家庭、学校、職場、野外活動の場などにおいて、環境美化運動を積極的に実施することにより、住民一人一人の環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域の特

性に即した環境保全対策の取り組みを進めてまいります。

環境対策の推進であります。循環型社会に対応した環境にやさしいまちづくりを目指し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、環境への負荷の少ない社会の構築、住民総参加による環境保全の推進を図ってまいります。

また、今日の環境問題の解決には、社会を構成するすべての主体が、それぞれの日常的な活動と環境との関係を認識することが重要であることから、住民、民間団体、事業者との協力連携のもとに、環境の保全を計画的に推進してまいります。

一般廃棄物処理事業につきましては、引き続き、城北地方広域事務組合による適正な処理を行いながら、家庭ごみ等の減量を進めてまいります。

不法投棄や野外焼却の防止については、ボランティアU・D・監視員（不法投棄監視員）や警察等関係機関と連携して監視活動を展開し、住民事業者への未然防止に向けた普及啓発を行い、不法投棄防止対策に取り組んでまいります。

道路交通体系の整備であります。道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために、また、地域活性化の根幹をなすものであり、期待も大きく早期の整備が求められているところであります。

町道の整備については、通勤、通学、防災上の利便性を考慮し、計画的な整備を図ってまいります。

生活道路の維持補修においては、排水施設や舗装の整備など、安全で人にやさしい道路整備に努めてまいります。

幹線道路については、新町の一体性を確保するとともに、国・県道を補完する幹線町道の整備を計画的に推進してまいります。

また、近隣の地域と広域的な道路ネットワークの拡充を図るため、国・県道バイパスの整備、促進に努めてまいります。

国道123号バイパスについては、石塚片山から坏小学校までの間は、既に県において用地買収に着手しております。

また、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業につきましては、現在、石塚田町の国道123号（現道）から片山までの用地買収を進めておるところであります。

県道については、桂地区の阿波山徳蔵線の路線延長区間（三ツ埜線）において地元説明会、路線測量が終了し、本年度は地元地権者のご理解をいただき、用地買収に着手してまいります。

また、七会地区の町道徳蔵倉見線については、早期の完成を目指し、平成17年度より路線調査測量を実施しておりますが、本年度から地権者の皆様のご協力をいただき、用地買収に着手してまいります。

次に、交通対策につきましては、高齢者などの生活の足を確保するとともに、町内の公共交通機関空白地域を解消するために、平成19年2月1日からデマンド交通システムによ

るふれあいタクシーの運行を開始しております。

このふれあいタクシーの運行により、合併3町村間の利便がよくなり、また、町外に向きがちであった外出先を町内に呼び戻す効果があり、より一体的なまちづくりにつながるものと期待されるものであります。

上下水道の整備であります。水道事業については、常北地区水道事業・桂地区水道事業の1会計2事業並びに七会塩子地区簡易水道事業特別会計により運営をしております。

現在、普及率は92%となっており、町民の大多数が利用できるまでに普及しておりますが、長期的な視野に立った給水体制の充実を図っていくため、水道基本計画による施設の拡張・更新や各水道事業の統合・整備等を推進し、清浄で安心できる良質な水道水の安定供給に努めるとともに、水道事業の安定経営化を図っております。

また、継続事業であります統合簡易水道施設整備事業、水道未普及地域解消事業を推進し、未給水地域（七会地区）の解消に向けた整備を進め、普及率の向上に努めてまいります。

さらに、藤井川ダム再開発事業等の早期の完成を要望し、安定した水源の確保により、都市化の進展や生活向上に伴い、安心して利用できる信頼性の高い豊かな生活基盤を支える水道施設を目指してまいります。

次に、下水道の整備についてであります。下水道は、私たちが日常生活する上において不可欠な施設であり、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業となっております。

このため、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として、石塚地区の中心市街地48ヘクタールを整備し、さらに、事業認可面積を拡大し、現在認可区域面積271ヘクタールの整備を進めているところであります。

平成18年度末には、石塚、那珂西、上青山、下青山地区の一部を含む166ヘクタールの区域の整備が完了する予定であります。

特定環境保全公共下水道事業については、粟・阿波山地区の全域及び上坏、下坏地区の整備がほぼ完了し、認可面積200ヘクタールに対し、現在のところ195ヘクタールの区域が整備完了しております。

本年度も引き続き、下阿野沢、上阿野沢、御前山、高根地区の91ヘクタールの認可区域を拡大し、整備区域の拡充を進めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るため進めております農業集落排水事業については、上入野、常北青山、北方高久、孫根4地区施設の効率的な稼動を行うことにより、維持管理費の節減に努めてまいります。

さらに、本年度から古内地区の事業実施により、一層の環境改善を目指してまいります。

なお、未整備地区については、合併処理浄化槽の推進を図るとともに、県や関係機関と連携し、地元住民の理解と協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

公園・緑地の整備と緑化の推進であります。緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、良好な生活環境づくりに向け、公営住宅の維持補修・公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域環境の場の提供や形成に努めてまいります。

消防・救急・防災の推進であります。平成18年には、町内においては大規模な災害は発生しておりませんが、建物火災8件を含む14件の火災が発生しております。

町民の生命財産を守り、安心・安全な生活を確保するには、消防防災体制の強化が求められております。

平成19年度から稼働を目指した消防署所の整備が完了し、消防ポンプ自動車と高規格救急車が配備されることになっております。消防事務委託も水戸市消防本部に一元化されましたので、これらの円滑な移行とあわせ、消防団員の規律教養訓練、水害を想定した水防訓練、林野火災防衛演習への参加を通じ、消防力の向上に努めてまいります。

防火クラブ等の自主防災組織の支援や事業所との災害時協力体制を維持し、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、七会地区水道未普及地域解消事業に合わせて消火栓を設置し、緊急時の水利の確保に努めてまいります。

防犯・交通安全の推進であります。交通事故は、人の生命を奪う悲惨なものであり、茨城県は他県に比べて交通死亡事故が多く、平成18年中の死亡事故者数は239人を数え、全国ワースト11位という結果となっております。

本町においても、昨年は1件の死亡事故が発生しており、車社会の進展に伴い、年齢・性別を問わず、交通事故に遭遇する危険性が年々増大しております。

このような現状を踏まえ、交通安全協会、警察など関係機関団体と連携を図り、子どもやお年寄りを対象にした交通安全教室や街頭での交通安全キャンペーンを実施し、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めてまいります。

防犯につきましては、近年は、児童・生徒がねらわれる重大な事件や悪質な窃盗が多発しております。

これらの犯罪状況を踏まえ、防犯連絡員や警察との連携により、防犯キャンペーンやパトロールの実施といった積極的な取り組みを進め、町民の防犯意識の高揚を図ってまいります。

また、夜間における事故・犯罪の発生の未然防止対策として、防犯灯の整備を行い、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

情報通信網の整備・充実であります。公共施設などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークについては整備を終えております。

政府においては、昨年度のIT新改革戦略重点計画2006において、世界一便利で効率的な電子行政として、オンライン申請率50%の実現を目指しております。これを實現

するためには、町内全域の高速通信環境が整っていなければなりません。

引き続き民間事業者への要望を続け、高速通信環境の整備、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域拡大等、地域間の情報通信格差の是正をすることにより、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を図ってまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

地域福祉の充実であります。急速な少子・高齢化の到来、生活意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます高度化・多様化し、福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められております。

地域における高齢者や障害者を初め、だれもが家庭や地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身の努力やお互いに支え、助け合う地域福祉の推進が重要視されております。

特に、支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめ細かな対応をしていくためには、町民一人一人が地域福祉の担い手として、主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支え合い活動を活発化させるために、町民みずからが福祉に関心を持ち理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティア育成支援などを行い、町民同士の交流による連帯の推進に努めてまいります。

また、これらを具現化するために地域福祉計画を策定し、地域コミュニティづくりを図ってまいります。

子育て支援の充実であります。近年の出生率の低下の要因は、未婚化、晩婚化という結婚を取り巻く環境や出産や子育てをめぐる環境の変化と考えられ、将来の社会・経済全般に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、多様な少子化対策を講ずる必要に迫られております。

このような状況に対応するため、今後とも妊婦及び乳幼児に対する一貫した母子保健事業を展開し、育児に関する適切な情報の提供や指導、健やかに子どもを産み育てることができる環境整備に取り組んでまいります。

子育て中の親子の育児支援として、地域子育てセンターを拠点に、育児不安の解消と親子の交流を支援してまいります。

また、児童の健全な育成を図るため、昼間、保護者のいない家庭を支援し、地域が主体となった放課後児童健全育成事業を引き続き実施するとともに、小学校施設を利用した事業の拡充を図ってまいります。

子育て不安やいじめ、不登校、非行など複雑多様化する児童育成問題に対応するために、地域協力員や民生委員・児童委員、学校並びに関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

保育事業につきましては、公立保育所2園、民間保育所3園に委託を行い、保育サービス支援事業を実施し、特別保育事業では、延長保育、一時保育、乳児保育、保育所地域活動、障害児保育を実施し、保育事業の充実を図ってまいります。

なお、急激な少子化の進行による社会経済の影響を避けるため、さまざまな少子化対応施策を展開してまいりましたが、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づく、行動計画の推進を図ってまいります。

また、昨年度から町単独事業として城里町次世代育成支援金制度を創設し、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、次世代育成支援金の支給を行っておりますが、引き続き、家庭における生活の安定と幸せな地域づくりのため、支援を行ってまいります。

高齢者福祉の充実であります。長寿化した人生を健康で生き生きと過ごすことができる社会の実現を目指すためには、高齢者一人一人が、みずからの意思による選択に基づいて自立した生活を営めるよう、また、住みなれた地域で安心して暮らせるよう高齢者の保健福祉を初めとする諸施策の充実を図ることが重要となっております。

特に、認知症や寝たきりになるなど、介護を必要とする者が増加している状況にあり、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活が送れることを重点に置いて、介護保険に取り入れられた介護予防事業が開始されております。

また、高齢者の社会参加を促進するため、長年にわたって培ってきた知識や経験を生かし、社会参加を目的として設立されているシルバー人材センターの運営事業や高齢者の健康管理と安否確認の事業を推進してまいります。

障害者福祉の充実であります。障害のある人が障害のない人と同じように生活し、主体性を持って地域の一員として行動することが重要であり、平成18年4月に施行された障害者自立支援法及び障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の確立に関する計画に基づき、障害者施策の再構築や各種サービスの見直しを進め、障害者福祉の充実に努めてまいります。

また、障害者の自立支援法に属さない難病患者や小児慢性特定疾患児等につきましても、各種サービスの充実を図ってまいります。

保健・医療の充実であります。だれもが生涯にわたり元気で活動的に暮らすことができる健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっております。

保健事業については、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まる中、自主的な健康づくりを目指し、住民一人一人の健康に関する意識を高め、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じた疾病の予防、保健体制の充実を図ってまいります。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい乳幼児・父子・母子家庭・重度心身障害者、妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした県の単独事業であり、制度のスリム化を図りながら受給者の利便性や事務の効率化を高めてまいります。

また、本町におきましては、少子化対策の一環として、合併時より町単独事業であります医療費の無料化の対象年齢を小学校卒業までの児童を対象に行ってまいりましたが、本年度も継続して児童医療の充実を図ってまいります。

社会保障制度の充実であります。国民健康保険制度、老人保健制度、介護保険制度などの社会保障制度については、制度の周知を徹底し、保険税（料）の賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤を充実させ安定した運営に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

農林業の振興であります。本町の農業は、基幹産業として重要な位置を占めており、米・園芸・野菜・果樹・麦・大豆・林産物・茶・畜産を主体とした営農が展開されてきましたが、近年の都市化の進展、農産物の価格の低迷とともに、基幹労働力、若年労働力は他産業に流出し、兼業農家が増加しております。

さらに、農業従事者の減少や高齢化が進み、農家数及び田畑など経営耕地についても減少傾向をたどり、耕作放棄地の増加が著しいところとなっております。

平成19年度からの農業は、品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策、米の生産調整支援策といった3本立ての対策事業により推進を図ってまいります。

品目横断的経営安定対策については、農業の中心的な担い手となる認定農業者の育成、集落営農組織及び各生産組織の支援に力を入れてまいります。

また、地域の農業者だけでなく、地域住民・子ども会等も含めた地域共同の効果の高い取り組みとして、農地・水・環境保全向上対策事業を推進し、農村環境の保全に努めてまいります。

また、米政策改革については、米の需給調整は農業者・農業者団体が主役として米づくりを担うこととなり、生産調整の目標数量配分等は集荷業者が行うこととなります。そのため、集荷業者と行政が一体となり、米政策改革に取り組むシステムの移行の準備を進めてまいります。

なお、転作等による条件の悪い谷津田等の地域に対し、中山間地域等直接支払制度を引き続き活用し、農地の保全を図ります。

さらに、本年度も地域資源を生かした都市との滞在型交流を目指す取り組みとして、グリーンツーリズム事業を推進してまいります。

生産基盤の整備については、農業の省力化と土地利用の効率化を図るため、那珂川沿岸農業水利事業の早期完成を国・県など関係機関に働きかけると同時に、畑地基盤整備や農道整備を計画的に進め、大型農業機械による生産性の向上や生産物の搬出搬入の合理化を図ってまいります。

次に、畜産については、和牛や酪農・豚・ブロイラー・鶏卵の生産環境は、生産者の高齢化等により厳しくなっておりますが、牛海綿状脳症（BSE）・鳥インフルエンザ等の

家畜伝染病に注意を払い、各種防疫対策事業を実施し生産の安定化を図ります。

また、黒毛和牛については、資質のすぐれた素牛の導入事業として、繁殖牛導入事業を関係機関と一体となって実施し、畜産振興を図ってまいります。

続いて、林業の振興については、安価な外材の輸入などにより厳しいものがありますが、森林は災害防止、水資源の涵養など自然環境を維持するために大切な機能を有しており、ゆとりと安らぎを与えてくれるものであります。

このため、植林事業の重要性や緑化運動の普及啓蒙を図るとともに、林道網などの整備・間伐等により森林の保護を図りながら、きのこ類等の特用林産物の生産振興に努めてまいります。

商工業の振興であります。長引く景気低迷の中であって小売業者を取り巻く環境は、大型量販店の進出や価格競争の激化、また、商圈の広範囲化等極めて厳しい状況にあります。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さらに発展していくためには、自助努力はもちろんであります。自己意識の改革を強く求めていかなければなりません。

そのためには、商工会を中心とした会員相互の連帯意識の高揚と組織の強化、商工会活動強化のため、引き続き助成をしてまいります。

また、中小企業事業資金に対する利子の補給を引き続き行ってまいります。

さらに、地域雇用創造支援事業の創設による新規創業者の支援・雇用の拡大を図ってまいります。

次に、工業の振興であります。経済は回復基調にあるといわれておりますが、まだまだ大都市との格差があり景気回復の兆しがあるとの実感が感じられない状況にあります。

企業誘致につきましては、雇用の場の提供、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待できますので、町の活性化を図るため、引き続き関係機関等との連携を図りながら優良企業の誘致に努めてまいります。

また、進出企業及び用地提供者に対しては、今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

次に、観光・レクリエーションの振興であります。豊かな自然を生かしたふれあいの里・うぐいすの里・山びこの郷は、本町の観光の核として重要な位置づけとなっております。利用者は年々減少傾向にあります。

自治法の改正に伴う指定管理者制度を導入後1年が経過し、指定管理者による各種イベント・体験教室等が実施され、3施設を一体化した管理が行われております。

今後は町としても、集客力を高めるためのPR等を実施し、より効果的、効率的な運営の支援をしてまいります。

直売施設については、家族旅行村藤井川ダムふれあいの里地内にある城里町物産センタ

一の指定管理者制度の導入を検討し、地場製品の販売促進並びに農家所得の向上を目指してまいります。

他施設についても、積極的なPRに努め、利用者の増加策への支援をしてまいります。

また、健康増進施設ホールの湯についても、民間業者のノウハウを活用し、多様化する住民ニーズにこたえ、サービスの質的向上と効果的、効率的な運営への支援を行ってまいります。

町としても、町民の健康増進及び憩いの場として利用促進のため、町内居住者に対する平日半額利用券等の積極的なPRを図ってまいります。

観光協会につきましては、昨年度城里町観光協会を設立いたしました。

今後は、各種イベント等の開催並びに協賛や観光PR・県立自然公園の保護管理、さらに、会員を中心として、町・商工会・JA等が連携を強化し、城里町における観光資源の開発及び郷土物産の紹介と観光客の誘致を図りながら、地域産業の活性化に努めてまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり」であります。

幼児教育・学校教育の充実であります。幼児教育については、少子化の中、子育てを支援する社会づくりが重要となっており、地域、家庭と連携をした教育の推進と幼稚園、保育所との連携等により教育環境の充実に努めてまいります。

学校教育については、価値観の多様化による先進的な教育のニーズが高まる中、次代を担う子どもたちの確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育成することが求められております。

そのため、基礎的学力をつける学習指導の充実はもとより、人権、環境、福祉、情報、郷土、ボランティアなどの今日的なテーマを積極的に取り入れた総合的な学習を推進するとともに、外国人による英会話指導など、国際理解教育に取り組んでまいります。

また、学校週5日制やいじめ、不登校などの課題に対応するため、学校、家庭、地域との連携強化を図り、地域に開かれた魅力ある学校づくりに努めてまいります。

小・中学校の教育関連施設については、常北中学校の耐力度調査の実施など、安全でゆとりある教育環境が維持できるよう整備に努めてまいります。

また、地域によっては、近年児童数が減少し、複式学級の学校もあることから、子どもたちが多くの仲間の中で切磋琢磨し成長できるよう、適度な教育環境の確保に努めるとともに、学校再編検討協議会（仮称）を立ち上げ、小学校の再編制に取り組んでまいります。

学校給食については、食の教育や地産地消の視点に立ち、地域で生産された有機米やアイガモ米、野菜などの食材の利用に努めてまいります。

生涯学習・生涯スポーツの推進であります。生涯学習・生涯スポーツについては、人生80年時代を迎え、また、社会が複雑・多様化する中、余暇時間の活用の重要性の高まり

やニーズの多様化を踏まえ、住民一人一人がそれぞれの年代や生活様式に応じて、自由に学び、楽しみ、その成果がまちづくりに反映されるよう仕組みづくりに努めてまいります。

そのため、生涯学習においては、生涯学習推進大綱を基本とし、生涯スポーツにおいては、スポーツ振興基本計画を策定し、各種講座・事業のメニュー・質の充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど体系的・総合的な事業の推進に努めるとともに、各地域の住民の交流を促進してまいります。

また、地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンターや運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備・充実に努めてまいります。

複合施設である図書館・郷土資料館については、この施設を中心に各地区にある公民館との連携を図りながら、図書・各種資料の充実・保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めてまいります。

また、学習機会や各種講習会、施設を住民が利用するときなど、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学校6年生を対象に、宿泊学習を実施し、北海道の雄大な自然の中での活動や船を利用した集団活動を通して、心身ともに調和のある人間形成を図ってまいります。

また、本年度から、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門と連携を図り、放課後等に小学校余裕教室の活用、地域住民との交流活動等を実施する放課後子ども教室推進事業に取り組んでまいります。

芸術・文化の振興であります。住民の速やかな一体性を確保し、住民一人一人が町に誇りと愛情が持てるようにするため、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、町として文化の薫り高いまちづくりを進めることが重要であります。

そのため、地域・家庭・学校間の連携・交流を進め、各地域の自然・歴史・伝統・文化にふれることで、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興については、コミュニティセンター、公民館、郷土資料館において多様な事業の展開を図るとともに、住民の自主的・創造的な芸術文化活動の支援を図り、芸術祭や各種の行事・展示を通し、住民各層が広く芸術文化に親しみ、心豊かな生活が送れるような環境整備に努めてまいります。

また、第23回国民文化祭・いばらき2008が平成20年11月、茨城県において開催されることに伴い、市町村主催事業として文芸祭「川柳」が当町コミュニティセンター城里において開催されます。

この大会を開催するに当たり、国内外の各地域間や世代間の文化交流を積極的に展開す

るとともに、町内文化団体、町民等が連携して取り組むことにより、文化の視点に立ったまちづくりや地域づくりを進めてまいります。

このため、川柳教室を立ち上げ、川柳講座の開催等により多くの町民参加を募り、本年度には本大会開催に向けてのプレ国民文化祭の開催等、国民文化祭文芸祭「川柳」の成功に向けて各種推進・啓発事業の展開を図ってまいります。

次に、史跡等ではありますが、町には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など有形・無形の文化財が数多く存在しております。

そのため、文化財保護計画を基本として、計画的に文化財の保護・活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く住民に理解を求め保存と継承に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

住民主体のまちづくりの推進であります。地方分権が進展する中で、複雑化・多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるためには、住民と行政がともに考え、ともに行動する協働によるまちづくりを進めていくことが重要となっていることから、自治意識の高揚に努め、各種施策への住民参画の促進や地域コミュニティである自治組織の振興を図ってまいります。

また、町の広報紙やホームページなど多様な広報媒体を用いて、町政状況を積極的に町民に広報・公開するとともに、行政懇談会やアンケートなどの機会をとらえて、町民の声を町政運営に生かす広報・広聴活動の充実を図ってまいります。

多様な交流の推進であります。交通機関の発達や都市化の進展、情報通信技術の発展など、国内外の地域間交流活動も活発となっており、今まさに国際化・交流化の時代を迎えております。

また、多様な交流を推進することは、町内外地域への関心を高めるとともに、郷土の特性を見詰め直し再認識を促し、地域の文化・教育・産業などの振興が期待されるところであります。

これまで実施してきました人・物・情報の交流をより活発に推進してまいります。

これからの将来的なまちづくりとして、行政主導型ではなく、住民主体の体制づくりを推進し、国際的な見聞を広げ、まちづくりの担い手となるリーダーの育成に努めるとともに、外国人を含む町内外地域の人に魅力があり、住みたくなるまちづくりに取り組んでまいります。

人権尊重と男女共同参画の推進であります。家庭、職場、地域などにおいて、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人一人が人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重し合うことが重要となっております。

そのため、関係機関との連携のもと、国の人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、

学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会をとらえ啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、国の男女共同参画社会基本法に基づき、男女が社会の対等な構成員として、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う社会づくりを目指してまいります。

行財政運営の合理化・効率化であります。行政運営に当たっては、地方分権の進展や住民ニーズの高度化・多様化に対応し、各種施策を総合的に推進するとともに、合併効果を最大限に生かし、効率的な行政運営を推進するため、集中改革プラン等による組織機構の見直し、事務事業の簡素化、定員管理の適正化を図りながら、行政サービスの水準に地域間格差が生じないように努めてまいります。

また、地方財政については、三位一体の改革により、地方交付税の一層の削減が予想され、今後は、地域の行政は地域自身で決定し、その責任もみずから負うという自己決定・自己責任といった地方自治体本来の自助努力が強く求められることとなり、厳しい財政状況が続くことが想定されております。

特に、本年度は、三位一体の改革に伴う税源移譲の年に当たり、この移譲額については、交付税算定上も全額徴収されたものとしてみなされ、これを確実に徴収できなければ、財政運営上大きな支障が出てくることとなります。

このため、徴収部門体制の強化、全庁的な支援体制づくりなど積極的に取り組み、税源移譲に向けて万全の取り組みを進めてまいります。

財政運営に当たっては、財政の健全化を最大の基本とし、中長期的な財政計画のもと、最小の経費で最大の効果が上げられるよう、施策の重要度や費用対効果といった視点に徹し、財源の重点的配分を図るとともに、自主財源の確保に努め、将来にわたる自立的・持続的な財政運営を目指してまいります。

以上、平成19年度における主な施策の概要についてご説明いたしました。

平成19年度予算編成につきましては、三位一体の改革により、所得税から住民税への税源移譲が本格的に実施されることに伴い、個人住民税が大幅な増収となる一方、新型交付税の導入を含めた地方交付税改革や所得譲与税を初め依存財源の廃止縮小が行われることから、これまで以上に財政運営を厳しいものとしております。

歳出においては、人件費の縮減や事務事業の見直し等により経常経費の抑制に努めているものの、児童手当の支給額の拡大による扶助費の伸び、また、公債費、補助費が以前高い割合を示しており、約4億1,000万円の財源不足を生じ、各基金を取り崩すことにより対応することとしております。

以上のような財政状況であり、限られた財源の効率的な配分により予算編成に努めたものであります。

平成19年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、89億9,000万円で、

前年度当初比8.8%の減となっております。

次に、国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤の中核的役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、被保険者の少子高齢化等の急速な進展や疾病構造の変化等による医療費の増高、加えて他の医療保険制度に加入しない低所得者や高齢者を多く抱えるなど、構造的問題もあり大変厳しい財政運営状況にあります。

また、平成14年10月の制度改正に伴い、老人保健の該当年齢が75歳となり、一般的な高齢者は65歳以上であります。70歳から74歳までを前期高齢者として国民健康保険で医療給付を行っており、本年度までは対象者が増加する一方であるため、老人医療費負担も国保財政を圧迫しつつあります。

このような状況の中、生活の基本である町民の健康維持、増進のため、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

平成19年度の予算編成につきましては、国・県の予算編成方針に基づき編成いたしましたが、特に医療費の動向が国保財政を大きく左右することになりますので、これらの動向を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり21億7,900万円で、前年度当初比11.6%の増となっております。

次に、国民健康保険特別会計の施設勘定について申し上げます。

施設勘定においては、急速な少子・高齢化時代を迎え、疾病構造の変化や医療に対する需要が多様化する中で、国保診療所を沢山診療所、七会診療所の2カ所に、それぞれ医科と歯科の診療施設を置いて運営をしてきたところであります。

昨年末に、沢山診療所の医科の医師から、本年3月末をもって退職したいとの意思表示がございました。

しかしながら、退職後は旧桂地区内に診療所を開業し、地域医療を担っていく意向と伺っており、開業までの間、旧桂地区の医療体制が維持できるよう配慮をしております。

医師の確保が難しい状況や今後の診療所運営のあり方、常陸大宮市に県北西部地域中核病院が整備されたこと等勘案し、沢山診療所の医科を廃止することといたしました。

七会診療所につきましては、一般会計から毎年1億円を超える繰入金で収支を保っている状況であり、国保運営協議会の答申に基づき、入院施設を閉鎖し、外来診療のみで運営を図ってまいります。

無医地区における医療機関として、国保診療所の役割と使命が果たせるよう検討しながら、関係機関との連携を密にし、効率的な運営を目指した予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり3億9,929万4,000円で、前年度当初比24.8%の減となっております。

老人保健特別会計について申し上げます。

老人医療費は、急速な高齢化の進展の中で増大し続けており、国民医療費全体に占める割合は、年々上昇傾向にあります。

このような状況を踏まえ、現役世代の負担が過重にならないよう、老人医療費の適正化を図っていくことが重要となっております。

今後も、住民の健康に関する意識の向上等、保健事業との連携並びに受給者に対する広報活動等を徹底し、円滑な事業運営に努めてまいります。

平成19年度の予算編成につきましては、国・県の予算編成方針に基づき編成いたしました。が、今後の医療制度の改革が、医療費の動向にどのような影響を及ぼすかをよく見きわめながら、予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり19億8,861万4,000円で、前年度当初比7.3%の減となっております。

次に、介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

社会の高齢化に対応するため、平成12年度から始まった介護保険制度が、平成18年度の抜本的改革施行に伴い、本町におきましても、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第3期）に沿って、介護予防を重視した予防プランやリハビリによる要介護状態の軽減、悪化防止を目的とした新予防給付と地域支援事業を推進しております。

今後も介護需要が増大するといった将来予測などの課題に対応するため、制度の動向を注視しながら、新たな介護予防や地域ケアの推進、さらに高齢者の方が元気で生き生きと自立した生活が送れるような介護サービスの基盤整備に努めるとともに、健全な財政運営に努めてまいります。

平成19年度の予算編成につきましては、介護給付費及び新予防給付事業の実績等及び今後の動向を見きわめながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり11億1,432万3,000円で、前年度当初比1%の減となっております。

次に、介護保険特別会計の介護サービス事業勘定について申し上げます。

平成18年度からの介護保険法の改正に伴い、介護予防給付サービス計画策定に係る予算について計上したものであり、予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり396万円で、前年度当初比61.2%の減となっております。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業は、事業認可区域271ヘクタールを年次計画に基づき、石塚、那珂西地区について、工費の節減に努めながら汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、下阿野沢、上阿野沢、御前山、高根地区91ヘクタールを認可拡張し、事業認可区域291ヘクタールを年次計画に基づき、工費の節減に

努めながら汚水管渠工事を進め、普及率向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり9億7,514万2,000円で、前年度当初比4.3%の減となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水処理施設は、現在、上入野、常北青山、北方高久、孫根地区が順調に稼動しておりますが、施設の効率的な稼動を目指し、経費の節減を図ってまいります。

また、古内地区の農業集落排水事業を進め、農業集落における生活環境の整備を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり6億6,920万円で、前年度当初比106%の増となっております。

簡易水道事業特別会計について申し上げます。

簡易水道事業特別会計予算については、施設の維持管理費が主なものとなっており、歳入歳出とも別冊予算書のとおり5,597万円で、前年度当初比3.7%の減となっております。

水道事業会計について申し上げます。

常北地区の統合簡易水道施設整備事業については、引き続き松山下取水場から取水する水利権取得のため、県に対して藤井川ダム再開発事業の建設負担金を負担いたします。

桂地区は、岩船系の老朽配水管布設がえを進めてまいります。

また、七会地区の水道未普及地域解消事業については、平成18年度から着手しておりますが、継続事業として本年度は、水道基幹施設である小勝配水場及び徳蔵増圧場並びに小勝地内から下赤沢地内までの県道に、主要配水本管の新設並びに地区内の給水工事を順次進めてまいります。

さらに、水道事業の運営及び水道施設の維持管理につきましては、公営企業の基本原則を堅持しながら、給水サービスの一層の向上に努めてまいります。

予算総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は6億1,397万1,000円、資本的収入は4億6,407万9,000円で、支出は6億2,626万4,000円であります。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は12億4,023万5,000円で、前年度当初比10.6%の増となっております。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成19年度城里町予算総額は、176億1,573万8,000円となっております。

執行に当たっては、役職員一丸となって、町民の福祉増進と活力ある元気なまちづくりのために全力を尽くし、町民の期待と信頼にこたえる決意であります。

議員各位を初め、町民皆様のご理解となお一層のご協力を心からお願いを申し上げます。

議案第2号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

について

議長（小林 宏君） これより、日程第3、議案第2号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第2号の提案理由を申し上げます。

議案第2号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。厳しい町財政状況にかんがみ、特別職の給料を町長10%、助役及び教育長をそれぞれ5%減額する改正をするものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第3号 城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第4、議案第3号 城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第3号 城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。放課後子ども教室推進事業運営委員会委員の報酬を規定するために改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第4号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第5、議案第4号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第4号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険診療所の入院診療事業を廃止することに伴い、看

護師等の夜間看護手当を廃止するため改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 5 号 城里町在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第 6、議案第 5 号 城里町在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第 5 号 城里町在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてであります。県において茨城県在宅障害児福祉手当支給費補助金交付要綱の一部を改正したため、町においてもあわせて改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 6 号 城里町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第 7、議案第 6 号 城里町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第 6 号 城里町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険診療所における入院診療事業を廃止するため改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 7 号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第 8、議案第 7 号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第7号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。公共下水道常北処理区の大字石塚地区に隣接する大字上泉地区の一部を加えるため改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

#### 議案第8号 城里町繁殖牛導入事業基金条例の制定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第9、議案第8号 城里町繁殖牛導入事業基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第8号 城里町繁殖牛導入事業基金条例の制定についてであります。平成18年度で茨城県畜産総合対策事業に基づく肉用牛特別導入事業が終了することに伴い、町において引き続き畜産振興に資するため、繁殖牛導入基金条例を制定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

#### 議案第9号 城里町と笠間市の消防事務委託の廃止について

議長（小林 宏君） 次に、日程第10、議案第9号 城里町と笠間市の消防事務委託の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第9号 城里町と笠間市の消防事務委託の廃止についてであります。笠間市に委託していた七会地区の消防事務委託を廃止するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

#### 議案第10号 城里町と水戸市の消防事務委託の変更について

議長（小林 宏君） 次に、日程第11、議案第10号 城里町と水戸市の消防事務委託の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第10号 城里町と水戸市の消防事務委託の変更についてであります。事務委託の区域を変更するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めます。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第11号 茨城県市町村総合事務組合規約の一部改正について

議長（小林 宏君） 次に、日程第12、議案第11号 茨城県市町村総合事務組合規約の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第11号 茨城県市町村総合事務組合規約の一部改正についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行により、助役、収入役及び吏員制度の廃止に伴い、関係規定を改正するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第12号 茨城租税債権管理機構規約の一部改正について

議長（小林 宏君） 次に、日程第13、議案第12号 茨城租税債権管理機構規約の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第12号 茨城租税債権管理機構規約の一部改正についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行により、収入役及び吏員制度の廃止に伴い、関係規定を改正するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第13号 水戸地方農業共済事務組合規約の一部改正について

議長（小林 宏君） 次に、日程第14、議案第13号 水戸地方農業共済事務組合理約の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第13号 水戸地方農業共済事務組合理約の一部改正についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行により、助役、収入役及び吏員制度の廃止に伴い、関係規定を改正するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第14号 笠間地方広域事務組合理約の変更について

議長（小林 宏君） 次に、日程第15、議案第14号 笠間地方広域事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第14号 笠間地方広域事務組合理約の変更についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行により、助役、収入役及び吏員制度の廃止に伴い、関係規定を改正するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第15号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

議長（小林 宏君） 次に、日程第16、議案第15号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第15号 水戸地方広域市町村圏事務組合理約の変更についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行により、助役、収入役及び吏員制度の廃止に伴い、関係規定を改正するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

#### 議案第16号 町道路線の認定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第17、議案第16号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第16号 町道205号線の認定についてであります。大字真端10番地の1先から大字真端8番地の1先までの県道真端水戸線の旧道部分の移管を受けるため認定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

#### 議案第17号 平成18年度城里町一般会計補正予算（第4号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第18、議案第17号 平成18年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第17号 平成18年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億8,043万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ97億8,606万3,000円とするものであります。

歳入では、町税、地方特例交付金、地方交付金、分担金及び負担金、財産収入を追加し、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び町債を減額するものであります。

歳出では、総務費を追加し、議会費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費及び教育費を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

#### 議案第18号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第19、議案第18号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第18号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,966万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,860万4,000円とするものであります。

歳入では、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金、財産収入及び諸収入を追加し、国民健康保険税及び国庫支出金を減額するものであります。

歳出では、総務費、保険給付費及び基金積立金を追加し、共同事業拠出金、保健事業費及び諸支出金を減額するものです。

次に、施設勘定については、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,103万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,007万4,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加し、診療収入、使用料及び手数料、県支出金及び諸収入を減額するものです。

歳出では、総務費、医業費及び施設整備費を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第19号 平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第20、議案第19号 平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第19号 平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,372万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,706万2,000円とするものです。

歳入では、諸収入を追加し、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額するものです。

歳出では、医療諸費を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第20号 平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第21、議案第20号 平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第20号 平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,882万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,161万9,000円とするものです。

歳入では、県支出金を追加し、国庫支出金、支払基金交付金及び繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費を追加し、保険給付費及び地域支援事業費を減額するものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ716万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ303万4,000円とするものです。

歳入では、サービス収入を減額するものです。

歳出では、サービス事業費を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第21号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第22、議案第21号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第21号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,320万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,359万3,000円とするものです。

歳入では、県支出金、繰入金、諸収入及び町債を減額するものです。

歳出では、下水道事業費を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第22号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につ

いて

議長（小林 宏君） 次に、日程第23、議案第22号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第22号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ424万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,336万円とするものです。

歳入では、町債を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第23号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第24、議案第23号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第23号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ24万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,031万7,000円とするものであります。

歳入では、繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第24号 平成18年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第25、議案第24号 平成18年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第24号 平成18年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入では、その他営業収益を追加し、給水収益、受託工事収益及び他会計補助金を減額し、収入総額を5億3,015万7,000円とするものです。

収益的支出では、配水及び給水費、受託工事費を減額し、支出総額を5億3,015万7,000円とするものであります。

資本的収入では、県補助金及び一般会計補助金を追加し、事業債、国庫補助金及び出資金を減額し、収入総額を4億4,063万7,000円とするものです。

資本的支出では、施設整備費、配水管布設費、水道事業建設費及び資産購入費を減額し、支出総額を5億8,109万9,000円とするものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林 宏君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時 53分 休憩

午後 1時 05分 開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま13番小松崎三夫君が出席をいたしました。

議案第25号 平成19年度城里町一般会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第26、議案第25号 平成19年度城里町一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第25号 平成19年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億9,000万円で、前年対比8.8%の減であります。厳しい財政環境の中での予算編成であります。予算の執行に当たりましては、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりのため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいりたい決意であります。

ご審議の上、何とぞ適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第26号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第27、議案第26号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第26号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

まず、事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億7,900万円で、前年対比11.6%の増であります。

次に、施設勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,929万4,000円で、前年対比24.8%の減であります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険事業の充実に全力を傾注し、また、町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいりたい決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第27号 平成19年度城里町老人保健特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第28、議案第27号 平成19年度城里町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第27号 平成19年度城里町老人保健特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億8,861万4,000円で、前年対比7.3%の減であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいりたい決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第28号 平成19年度城里町介護保険特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第29、議案第28号 平成19年度城里町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第28号 平成19年度城里町介護保険特別会計予算についてですが、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,432万3,000円で、前年対比1.0%の減であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ396万円で、前年対比61.2%の減であります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった方を、共同連帯、相互扶助の理念に基づいた介護給付の提供を実施し、また、適切な介護予防給付サービス計画を策定し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第29号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第30、議案第29号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第29号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてですが、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,514万2,000円で、前年対比4.3%の減であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第30号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第31、議案第30号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第30号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,920万円で、前年対比106%の増であります。

予算の執行に当たりましては、農業集落における生活環境の整備及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第31号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第32、議案第31号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第31号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,597万円で、前年対比3.7%の減であります。

予算の執行に当たりましては、七会塩子地区簡易水道施設の維持管理及び公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第32号 平成19年度城里町水道事業会計予算について

議長（小林 宏君） 次に、日程第33、議案第32号 平成19年度城里町水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第32号 平成19年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

収益的収入及び支出でそれぞれ6億1,397万1,000円、また、資本的収入で4億6,407万9,000円、資本的支出で6億2,626万4,000円であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善のために全力を傾注し、町民の期待と信頼にこたえてまいる決意であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案書差し替え

議長（小林 宏君） ここでお諮りいたします。

ただいま町長より、日程第34、議案第33号について議案書を差し替えたいとの申し出がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差し替えることに決定いたしました。

議会事務局長をして議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第33号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議長（小林 宏君） 日程第34、議案第33号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第33号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてであります。平成18年3月25日をもって任期満了になります教育委員の所 好夫さんの後任に小野 昭さんを推薦するものであります。

小野さんは現在、茨城県立常北高等学校長として茨城県教育の進展にご尽力をいただいておりますが、本年3月31日付で定年退職になります。性格は温厚にして人望も厚く、人格識見ともに最適任者であります。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第33号について

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第33号を先議したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号を先議することに決定しました。

議案第33号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議長（小林 宏君） これより議案第33号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

質 疑

議長（小林 宏君） ここで、平成19年度予算については、予算特別委員会を設置し、付託の上審議したいと存じますので、議案第25号 平成19年度城里町一般会計予算ないし議案第32号 平成19年度城里町水道事業会計予算についての8会計の質疑に入ります。

最初に、議案第25号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第26号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第27号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第28号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第29号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第30号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第31号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第32号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第25号 平成19年度城里町一般会計予算ないし議案第32号 平成19年度城里町水道事業会計予算についての8会計の質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置・付託

議長（小林 宏君） 続いて、議案第25号ないし議案第32号の以上8件についてお諮りいたします。

議案第25号 平成19年度城里町一般会計予算ないし議案第32号 平成19年度城里町水道事業会計予算については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号ないし議案第32号に

については、議案付託表のとおり予算特別委員会に付託し、所管常任委員会ごとに審議することに決定いたしました。

議長（小林 宏君） ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を議員控室においてお願いいたします。

午後 1時23分休憩

午後 1時33分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 予算特別委員会委員の選任

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番河原井大介議員、2番関誠一郎議員、3番阿久津則男議員、4番桐原健一議員、5番飯村吉伊議員、6番小林祥宏議員、7番玉川台俊議員、8番南條治議員、9番杉山清議員、10番寺田和郎議員、11番三村由利子議員、12番松崎信一議員、13番小松崎三夫議員、14番鯉淵秀雄議員、15番根本正典議員、16番阿久津尚一議員、17番小坏孝議員の以上17名の諸君を予算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまご指名いたしました17名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（小林 宏君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 1時35分休憩

午後 1時36分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 予算特別委員会正副委員長の報告

議長（小林 宏君） 休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に16番阿久津尚一君、副委員長に13番小松崎三夫君が選任されましたので、ご報告いたします。

陳情第1号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情書

陳情第2号 安全でゆきとどいた地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める陳情書

議長（小林 宏君） 次に、日程第37、陳情第1号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情書ないし日程第38、陳情第2号 安全でゆきとどいた地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める陳情書、以上2件の陳情の取り扱いについて、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと存じます。

14番議会運営委員長鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 陳情第1号ないし陳情第2号の取り扱いについて、議会運営委員会を代表いたしまして、去る2月26日に開催した議会運営委員会における陳情2件の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情2件の取り扱いについては、慎重に審査をすべく考えます。よって、陳情第1号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情書は、総務常任委員会へ、また、陳情第2号 安全でゆきとどいた地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める陳情書は、所管の教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いするものであります。議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） ここで、お諮りいたします。

陳情第1号については総務常任委員会へ、陳情第2号については教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、陳情2件については、所管の常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日7日から11日までの5日間は休会ではありますが、7日から9日までの3日間は、予算審議のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席ください。

次の会議は、第7日目の12日月曜日午前10時に開会し、通告第1号、3番阿久津則男君

の一般質問から入りますので、午前 9 時 50 分までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 1 時 4 2 分散会

第 2 日 3 月 1 2 日 ( 月 曜 日 ) 本 会 議

平成19年第1回  
城里町議会定例会会議録 第2号

平成19年3月12日 午前10時05分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

助 役	岩 間 伸 博
教 育 長	三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	河 原 井 宗 蔵
企 画 財 政 課 長	加 藤 木 昭 博
税 務 課 長	加 倉 井 一 史
町 民 課 長	三 村 敏 男
保 險 課 長	盛 田 守
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	飯 田 修
都 市 建 設 課 長	小 林 修 一
下 水 道 課 長	阿 久 津 和 文
会 計 課 長 ( 収 入 役 職 務 代 理 者 )	横 田 栄 子
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 洋 造
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成 1 9 年 3 月 1 2 日 ( 月 曜 日 )

午前 1 0 時 0 0 分開議

1 . 付議事件

一般質問

1 . 本日の会議に付した事件

一般質問

午前 1 0 時 0 5 分開議

## 議員の出欠

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、17番小坪 孝君が遅刻でございます。そのほか全員出席であります。

## 開議の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
なお、説明のため、町長、助役、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人13名を許可いたしました。

## 一般質問

議長（小林 宏君） 本日は、一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回までで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問をしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、3番阿久津則男君の発言を許可いたします。

3番阿久津則男君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

3番（阿久津則男君） 3番阿久津則男でございます。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

3カ町村の合併により、平成17年2月に城里町が誕生し、早2年が経過いたしました。合併協定で城里町建設計画に位置づけた主な事業といたしまして、1つ、消防署所の設置、2つ、コミュニティバスデマンド交通の導入、3つ、徳蔵地区未給水地区の水道整備、4つ、グリーンツーリズムの推進とあったわけですが、町長は、大変厳しい予算の中すべて着工し、町は順調に進んでまいりました。その中で今回、私は水道事業についてお伺いいたします。

徳蔵地区水道事業が念願かない、18年度着工したわけですが、その加入状況を含め、工

事の進捗状況についてお伺いいたします。そして、事業がおくれているように思うのですが、どのような理由によるものかをお伺いしたいと思います。

また、企業（ゴルフ場など）の加入は考えているのかも伺いしたいと思います。

次に、水道料金の統一についてですが、合併してから2年間、この3月の定例会で2度、統一料金はいつになるのか質問されておりましたが、いまだに決まっていない理由は何なのかお伺いしたいと思います。

また、水道料であります。各施設（常北・桂・七会塩子地区）、この使用量は年度別にどのように変化しているのかをお伺いいたします。また、その水量について変化はないかどうかお伺いいたします。

次に、光ファイバーについてお伺いいたします。

1つ、旧七会地区で設置いたしました光ファイバーの利用状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

2つ、町として光ファイバーの誘致に向け募集しておりますけれども、今後の見通しはどのようになるのかをお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 3番阿久津則男議員からの一般質問に対しまして、ご答弁を申し上げます。

第1点は、水道事業についてということであります。

徳蔵地区の水道事業の加入状況を含めて工事の進捗状況はということですが、現在の加入状況を申し上げますと、該当する戸数は336件というふうにとらえておりますが、そのうち282世帯について、現在、加入申し込みをいただいております。申し込みは83.92%、約84%の加入申し込みの状況でございます。

工事につきましては、18年度から工事に着手をいたしておりますが、水道事業は国庫補助事業でありまして、単年度事業完成ということで、非常に測量、設計、施工とそこまでを単年度でやるというふうな区切り区切りでやっていくという、そういうふうな事業の推進方法でありますので、平成18年度につきましては、暫定予算の関係、それから単年度の事業の関係ということがありまして、6月から設計に入っております、現在工事の発注が済んだと、そういう状況のところでございます。

事業のおくれにつきましては、そのようなことで、若干総体から見ますと遅延をしておりますが、事業の総体の規模からすると、前に進んでおるというふうを考えております。

次に、企業（ゴルフ場等）の加入はどうかということですが、現在、ゴルフ場につきましては、加入申し込みは、現在のところございません。しかし、ゴルフ場でも申し込みがあって、飲料水に使用するということがあれば、そのような状況であります。

が、加入は可能であると、そういうふうと考えておりますし、水量もそれは確保をいたしております。

次に、水道料金の統一の問題であります。水道料金格差の調整につきましては、事業の統合、料金の統一については、合併の一元化調整の中で、三、四年間を目途として統一をするということで、合併協議の中で進めてまいりました。本年度常北地区の水道事業、桂地区の水道事業、塩子地区の簡易水道事業、特別会計の事業統合、そういうものを含めまして、基本計画、年間計画書の作成をいたしております。これらの計画書をもとにして、国や県との事業認可等の協議を行う予定になっておりますので、そういう中で、料金の点につきましても調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、3番目に、水道の使用量であります。

水量に変化がないかということと水道の使用の状況が変化しているのかどうかということでありますが、常北地区、それから桂地区の水道等につきましては、常北地区は、平成14年から見ますと若干ずつ使用量がふえておるといふような状況であります。桂地区については、14年、15年、16年、17年と若干ずつ少なくなっているということでもあります。それと七会地区につきましては、16年度まで若干の増でありましたが、17年度漏水事故等がありまして、若干ふえておるといふようなことで、相対的にはそれほど変化はないものと思っております。

それから、取水源の水量等についてもほとんど変化がないものとそういうふうと考えております。安定して取水ができておるといふことであります。

次に、旧七会地区に設置した光ファイバーの利用状況等についてご質問でございますが、七会地区においては、光ファイバーが接続をされております。防災情報が流せる一斉放送システム、これは全戸に接続をされておるわけでありまして、635世帯、2,498人がそれらを使っておるわけですが、そのうちインターネットまで接続しておるといふ世帯は約3割、150戸、そのような状況になっておるわけでありまして。

また、今後光ファイバーとか、ADSLとか、そういう問題であります。合併前から常北、桂地区ではブロードバンドの誘致署名等を行っておりまして、これらの活動によって、NTTのADSL等が誘致をされておるところであります。これらについても高速で接続できない場所もあるということで、引き続いて、光ファイバーの誘致をしているところであります。

これについては、公的な関与ということではなくて、NTTに引いていただきたいと、そういう運動をしておるわけでありまして、NTTも民間事業者でありますので、会社での光ケーブルの拡大方針等もあるわけでありまして、そういうものと連絡をとりながら要望を続けて、今後できるだけNTTの事業として誘導できるように努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 3番阿久津則男君。

3番（阿久津則男君） 2回目の質問をさせていただきます。

水道の加入率ですが83.9%と、これに対しましては、七会地区にも高齢者1人、2人で住んでいる家庭もあり、後継者もいないと、そういう家庭では、七、八十年飲んでいる井戸水さえあればいいという家庭も当然あると思いますので、この程度の数字なのかなと思います。しかし、さらなる加入を望みたいと思っております。

次に、水道事業ですが、私はどうしても事業がおくれているのかなと感じているわけがございます。聞くところによりますと、県道で、河川敷、河川をまたぐ県道の橋に水道管を通す場合に、その橋に水道管を抱き合わせるといいますが、そういった許可がなかなかおりなかったというような話をちょっと聞きました。やはりそういうことで許可をとるといいますが、老朽化した橋にそういった水道管を抱き合わせるといのは、危険性があると思いますので、やはり水道は水道で水道管だけの橋をつくっていただきたいと思っておりますが、その辺を確認させていただきたいと思っております。

これからもずっと橋を渡るといいますが、そういった越える箇所は何カ所もあると思うんですが、すべてのところの橋は、そういった新しい水道管だけの橋をつくっていくのかどうか、そういう計画なのかどうかをお伺いしたいと思っております。

また、おくれた理由の中に、私が感じたのはやはり1月25日の入札中止の件がありまして、この入札中止だけでも1カ月以上おくれたと思っております。これは新聞によりますと、応札が3者未満のために中止になったと報道されましたけれども、一般競争入札でなぜこんな結果になったのかわかりませんので、お伺いしたい。そして、1工区から3工区まですべて3業者未満だったのかどうかもお伺いしたいし、すべて中止にする必要があったのかどうか、これもお伺いしたいと思っております。

次に、企業（ゴルフ場など）の加入についてということですが、町長のお話ですと、加入も可能であるということですが、私はぜひ積極的に勧誘してほしいと思っております。なぜならば、塩子地区の簡易水道は1つのゴルフ場が加入しております。プライバシーの関係で数字的なことはわかりませんが、運営上非常に助かっていると聞いております。やはり事業者としては水をたくさん使ってもらう、個人では知れたものでございますので、やはり使用量をふやすのは企業だと思いますし、町の水量に変化はないということですので、さらなるゴルフ場の加入を勧誘してほしいと思っております。

徳蔵地区、赤沢地区で3つのゴルフ場があります。水不足のゴルフ場もあると聞いておりますし、旧常北、桂の3つのゴルフ場も加入していないと聞いております。合わせて6つのゴルフ場があるわけでございます。これらのゴルフ場には、当然レストランあるいは宿泊施設も持っておりますので、私はその衛生面でも、保健所と連絡をとりながら、町の安全な水道を使っていたきたいと、私は訴えるべきだと思っております。

また、ゴルフ場というのは、どうしても角道と言いますが、インターバルが長いのですの

で、当然水道工事をやるとなりますと、工事料金もかさむと思います。町の方もおりるところはありて、工事料金は無理にしましても、水道料金は半年あるいは1年くらいはただにすると、そういったような減免措置をとってみてはどうかと思います。

ここでお聞きしたいんですが、保健所との連絡をとりながらゴルフ場の勧誘ができないかどうか、もう1つは、水道料の減免措置を考え、勧誘できないか、この2点をお聞きしたいと思います。

水道料金の統一ですけれども、これはやはり値上げする結果になるため、なかなか簡単に決められないということだと思います。それと水道の使用量ですけれども、そんなに変化はないというような答弁でしたけれども、19年度は減る予想をしていると思います。戸数的にはふえているんですが、19年度は量は減る予想をしていると。そういった減る理由としましては、テレビなどでも水を大切にしましょうというふうな節水を呼びかけたり、あるいはトイレのメーカー、あるいは洗濯機のメーカーが企業努力で節水型の器具をつくっているというのが大きな原因だというように報道されております。

しかし、これにより使用量が減って、水道料金を上げてしまったというような市町村もたくさんあるというようなお話を聞いております。節水したために水道料金が上がるというようなことでは、住民におしかりを受けると思いますので、やはりここを見ても企業の誘致といえますか、そういうのは必要であると私は思います。

次に、光ファイバーについてであります。七会地区ではお話のように、光ファイバーで一斉放送通信というものが家庭でありまして、町からの連絡を受けているわけですが、七会村のときは1日3回、朝・昼・晩、今でもそうなんですが、建設課あるいは教育委員会など各課から、各課の行事などの連絡がありました。目が悪く活字離れしている方でも耳から情報が入り、村の行事が、いろいろな情報がわかっていたということなんですが、合併後、一斉放送通信になりまして、連絡がかなり少なくなったというような地区の住民から質問をされております。

この光ファイバーが七会地区はしっかりしているわけですから、もっと利用してほしいと思うんですが、ここで聞きたいのは、その一斉放送通信の体制といえますか、その内容をお伺いしたい、そして、今後もっと利用といえますか、活用できないものかどうかお伺いしたいと思います。

それと、2つ目といたしまして、この光ファイバーの誘致に向けての募集につきまして、当然町の事業ではございませんので無理だとは思いますが、十万原の住宅販売募集の広告では、1面のトップに「19年1月19日から光ファイバーもサービス」というような広告が載っておりまして、このように若い人が住むには必ず必要とされますこの光ファイバー、ぜひ早い時期にこの城里全域に設置できるよう要望していただきたいと思います。

ここで繰り返して2回目の質問ですが、水道の橋をかける場合、すべて単独の橋をかける計画があるのかどうか、それと、一般競争入札でなぜこんな結果になったのか、それと、

1工区から3工区まですべて3業者未満だったのか、そして、すべて中止にする必要があったのか。次に、ゴルフ場の勧誘ですけれども、保健所と連絡をとり勧誘できないものか、もう1つ、水道料の減免措置がとれないものかどうか。あと光ファイバーの方では、一斉放送通信の体制内容、それと、七会地区は入っているんですから、今後もっと利活用ができないものかどうか、以上8点、お伺いいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 阿久津則男議員からの再質問であります。第1点目の全体の事業がおくれているのではないかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、単年度設計計画、施工と、そういうことではありますが、特に議員ご指摘のように、道路管理者、いわゆる県、県道の管理者、また河川等につきましても、県との協議がかなりの時間を要したということは事実であります。それらにつきましても、河川の水管橋、いわゆる水道専用の橋を、今後もすべて新しくしていいのではないかと考えておりますが、これらにつきましては、その地形、そのケース、それぞれによってできるだけ経費の安い方法でやっていきたいと、そういうふう考えておりますので、すべてを水管橋で川を越えるということは、私は不可能ではないかと、そういうふう考えております。そういう費用の問題ともよく検討をしながら、そういう中で検討をしてみたいと思います。

次に、入札。3つの工事について不調というようなことになりまして、その後一般競争入札を行いまして、3件につきましては、現在工事に着手をしておるところであります。入札の経過等につきましては、担当課長よりご説明を申し上げたいと思います。

次に、ゴルフ場の水の問題ですが、議員ご指摘のように、やはり水もいっぱい使っただけということが基本的には大事なことであります。第1番目には、住民の方に100%近く加入していただくということも大事であります。今申されたように、ゴルフ場、企業、水を使うところに水があるのならば使っただけで、そういう中で料金収入を上げていくと、そういうことも大事かと思いますが、ゴルフ場等の意見を担当の方で聞きましたらば、やはり工事費がかかるということでもあります。それらについては、当然後から入っていただくものですから、工事費は加入者が負担をしていただくということが原則であります。

それと大量に水を使った場合の減免措置、こういうことにつきましても、今までの町全体のバランスの中で考えていかなければならない問題でありますので、すぐさま減免と、そういうわけにはまいらないと、そういうふうに思っております。

水量につきましては、議員ご指摘のとおり、各家庭で節水型の社会になっておるということも事実で、じわりじわりと節水をしていくということは、非常に環境全体からにはいいことだと思っておりますが、経営状況とのそごが生じるということも事実でありますので、そ

うということも十分踏まえながら水道事業に取り組んでまいりたいと、そういうふうを考えております。

次に、広報の問題であります、一斉放送の問題につきましても、担当課長の方よりご答弁を申し上げたいと思います。

なお、光ファイバーの誘致につきましては、なお事業主体の方に話を通しまして、できるだけ早い時期にそういうものが誘導されるように働きかけをしてまいりたいと思います。以上であります。

議長（小林 宏君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

ただいま17番小坪 孝君が出席いたしました。

企画財政課長加藤木昭博君。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 3番阿久津則男議員さんからの質問に答弁をしたいと思っております。

入札について中止にする必要があったのかということでございますけれども、この3件につきましては、一般競争入札として行っております。その中で3社に満たないときには開札をしないということになっておりましたので、3工区とも中止をしたものでございます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 総務課長。

〔総務課長河原井宗蔵君登壇〕

総務課長（河原井宗蔵君） 3番阿久津議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

広報等についてでございますけれども、方法につきましては、所管課長の判断で総務課で最終的に決定をしておりますけれども、旧町村ごとにお知らせの方式が違っております。決裁については、緊急の場合、各支所長の判断によって対応する場合もございます。内容的には、公共的な内容であればほぼ全件対応しております。特に七会地区については、光ファイバーということで、常北地区と方式が違いますので、全件対応しても問題ないと思います。件数が少ないということでありますけれども、今後積極的に広報してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 3番阿久津則男君。

3番（阿久津則男君） 答弁漏れが1つあるんですが、保健所と連絡をとり合って勧誘できないかという答弁漏れ1つ。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） その件につきましては、担当課長の方よりご答弁を申し上げます。

議長（小林 宏君） 水道課長松崎 榮君。

〔水道課長松崎 榮君登壇〕

水道課長（松崎 榮君） それでは、3番阿久津則男議員さんの質問にご答弁いたしたいと思います。

ただいまの衛生面関係で、ゴルフ場関係、水道を使ってもらうために保健所と協議してはどうかということですが、これも保健所と今後協議して、できるだけ普及できるようにしていきたいと思います。

議長（小林 宏君） 3番阿久津則男君。

3番（阿久津則男君） 水道事業がおくれた理由の中で、入札の件であります、1工区から3工区まで、今の答弁ですとすべて3つの業者が集まらなかったということで中止したと、そういうことだと思いますが、第4工区が2月8日に入札がありました。このように事業がおくれなためにも、できるところから早くやってほしいと、ミスのない入札を進めてほしいと私は願っております。

住民の中には、加入金を払ったのになぜ仕事が始まらないんだというような疑問を持つ人もおります。井戸水がある人もおりますが、井戸水がなくて困っている人もおりますので、そういうことを念頭に置いてほしいと思います。

また、先ほど2月28日、1工区から3工区までの入札がすべて終わったと聞いております。このとき入札の参加要件と言うんですか、こういうのを当然変えたと思いますが、どこをどう変えたのかお伺いしたい、また、なぜ最初からそういうことができなかったのか、また、今後この徳蔵水道事業は、すべて一般競争入札でいくのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、次に、企業（ゴルフ場）の加入についてであります、当然ゴルフ場は、各自受水槽と言うんですか、こういうのは当然持っていると思います。しかし、このゴルフ場のレストランあるいは宿泊施設ということを見ると、やはり衛生面でも保健所の指導というのは、当然私は必要だと思いますので、町としても、そういうことを念頭に置いて行動していただきたい。ただいまの課長の答弁では、そのように検討するという事ですので、よろしくお願したい。

また、減免措置については、これからの水道事業を考えた場合は、当然水を使ってもらうということを考え、企業の加入、私は特にこのゴルフ場の加入は必要不可欠だと思いますので、特に桂地区の水道料金1,386円、これを七会地区の2,100円に合わせた場合と言いますか、上げた場合、50%以上の値上げになります。私は当然値上げも必要だとは思いますが、やはり水があるんですから、ゴルフ場など企業勧誘が優先、そちらを先にして、それから値上げしてはどうかと思います。それにはやはりそういった減免措置も私は必要だと思います。加入してもらえば永久的に水を使っただけのわけですから、半年あるいは1年の無料というのも、私は1つの手かなと思っております。

最後に、桂地区の水道料金1,386円、これを例えば七会地区に合わせると、今言ったよ

うに50%上がってしまうわけですが、こういった一気に50%値上げする考えがあるのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

光ファイバーにつきましては、せっかく七会地区は入っているわけですから、町の情報をどんどんこれからも送っていただきたいと思います。

また、光ファイバーの要望の方につきましては、誘致に向けましては、やはり努力していただきたいと思います。

繰り返しますが、1つ、入札の参加要件のどこをどう変えたか、それと、なぜ最初からできなかったのか、また、今後の水道事業はすべて一般競争入札でいくのかどうか、それと、桂地区の水道料金を一気に50%上げる考えがあるのかどうか、その4点、お伺いいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 最初の1点目ではありますが、入札用件を変えたのかということと、入札用件を変えた事由と言いますか、それと一般競争入札を今後も続けるのかどうかという問題ではありますが、その入札要件につきましては、担当課長の方からご説明を申し上げたいと思います。

一般競争入札問題につきましては、町全体の水道ばかりではありません、公共事業そのものが一般競争入札を目指して、国・県もそういう全体の流れであります。一般競争入札をほとんど導入すると、そういうことありますので、これらの要件につきましては、一般競争入札を主体として今後も続けていきたいと、そういうふうに考えております。

次に、ゴルフ場の水道の問題ではありますが、これにつきましては、先ほど担当課長の方からもお答え申し上げましたように、できるだけ水を使っていただくと、そういうことが大事だと思いますので、そういう企業にも水を使ってもらうような話しかけをしながら、やはり経営上のバランスもとっていく必要があると思います。

また、減免措置につきましては、先ほど申し上げましたように、現在のところ町民全体のバランス、そういうものがありますので、今すぐゴルフ場だけ減免をするという考えはございません。

次に、水道料金の問題ではありますが、前にもお話し申し上げましたように、合併三、四年を目途に料金の統一を図っていくということではありますが、それぞれの設備に今まで投資してきたお金、そういうものに見合うだけの料金を徴収をいたしまして、収支バランスをとってきたということが事実であります。そういう中で、十分に検討をしながら、今後新しく水道事業をやる場合なんかにつきましては、やはり経費もかかっております。また40年も30年もたった事業につきましては、減価償却等も済んでおりますので、そういうものも含めて全体として考えてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（小林 宏君） 水道課長。

〔水道課長松崎 榮君登壇〕

水道課長（松崎 榮君） それでは、3番阿久津則男議員さんのご質問にご答弁いたします。

入札参加要件でございますけれども、当初から同じ要件にできなかったのかとのご質問でございます。これにつきましては、入札の中で水道施設のランクづけが今のところ当町にございません。そのランクづけでちょっと他町村なんかも聞きまして、当初はある程度の点数、他町村を参考に点数をつけたわけでございます。その後、それではちょっと選考委員会というのが高いのではないかということで、またランクを少し下げた状況でございます。

以上でございます。

3番（阿久津則男君） なぜ最初からできなかったのかという……

水道課長（松崎 榮君） 最初からできなかった理由は、土木とか電気はランクづけが当町ではあるんですけれども、水道施設に関しては、先ほど申しましたようにランクづけがございません。そのランクづけでうちの方がなかったものですから、先ほど申しましたように、他町村を参考に当初ランクづけをしたものでしたけれども、ちょっとランクづけの点数が高いかと思ったので、またその辺のランクづけを選考委員会と協議いたしまして、下げた状況でございます。

以上です。

3番（阿久津則男君） それと、50%上げる気はないかという質問は。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 先ほどもご答弁申し上げましたように、全体の中で50%とか、30%とか、20%とか、そういう数字ではなくて、今までの投資額、減価償却、それから今後の更新の予定とか、それに積み立てが必要であるとか、また新しく新規に水道事業を拡張していくとか、そういうものを全体的に考えながら料金の統一化を目指していきたいと、そういうふうに考えております。

3番（阿久津則男君） 3番阿久津則男の一般質問を終わりにします。

ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 以上で、3番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、15番根本正典君の発言を許可いたします。

15番根本正典君。

〔15番根本正典君登壇〕

15番（根本正典君） それでは、通告制によりますところの一般質問を開始させていただきます。

まず、通告1の場外車券売り場についてであります。当場外車券売り場・サテライト水戸は、平成10年8月に、東京都市収益事業組合が管理施工者となり、立川競輪場の専用場外として運営が開始されました。現在9年目を迎えているところであります。また、これまでの当場外車券売り場の合計車券売上高は2,000億円を超え、競輪事業者より町に交付される地元対策費は、東京都市収益事業組合と開催自治体との契約、サテライト水戸場外車券売り場設置に関する基本協定書第6条第2項及び当町と開催自治体との契約である地元対策に関する協定書第1条の規定により、その割合は車券売り上げ総額の100分の1に相当する金額となっており、平成19年1月末までで20億3,000万円が町への収入となり、当町においては、これを公共施設整備基金として積み立て、教育や福祉向上のための貴重な財源として活用をしてきているところであります。

しかし、ことし1月31日付の茨城新聞や2月1日付の読売新聞紙上で、「競輪組合が撤退意向」「事業組合が撤退方針」などの見出しで、本年3月末をもって、東京都市収益事業組合が、当サテライトにおける車券販売事業を終了し、撤退する旨の報道がありました。

特に、茨城新聞にあっては1面トップの扱いで、「3月末雇用に影響も」との副題も添えられておりました。このことについては、多くの方々が驚きといぶかしさをもって受けとめられたと思いますし、私もその中の1人であります。

撤退の理由についても、新聞紙上で収支赤字の問題と大まかには述べられておりましたが、事業を引き継ぐ団体もまだ決まっていな中では、現実に撤退となれば、新聞紙上にもありますように、交付金の大幅な減少や雇用等、町財政や地域経済に与える直接的な打撃だけでも甚だ大きく、ここに二次的、副次的な悪影響も含めて考えますと、その経済的な悪影響は極めて大きなものになってしまうのではないかと、このように考えるのは私だけなのでしょうか、そうではあるまいと思っております。

ましてや実感なき景気回復などといわれていますように、実際に好況感があるのは一部の地域だけに限られ、地域間格差がますます増大している中、残念ながら、当町が置かれている状況は極めて憂慮すべき状態にあると言わざるを得ないと、思慮しているところであります。

そこで、町が新聞報道にあるような内容について、その事実関係を把握したのはいつの時点なのか、また、新聞等よりも早くそのような内容について知り得ることは不可能であったのか、さらに、その後にとられた対応とその結果についてをお伺いいたします。

次に、この問題をどのように受けとめておられるのか、特に町財政や地域経済に与える影響についてはいかように評価をされ、対応されるお考えなののでしょうか、お伺いをいたします。

その中でも、今後の歳入に占める影響、減の額やその期間等については、何か具体的な判断や情報はお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。そして、この問題に関する今後の基本的な取り組み方についてですが、その総合的対応策の骨子はいかかなものになるので

しょうか、お尋ねをいたします。

次に、通告2の墓地開発についてであります。私のこの墓地開発についての前回の質問に対する町長答弁の内容については、契約上の趣旨のたがが現在外れつつある状況にあるので、もう少し様子を見ながら自由度を増した上でいろいろと判断をしていきたいというような内容であったと理解しておりますが、その後具体的な変化は出てきているのでしょうか。また、その見通しについてもお伺いをいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 15番根本議員からの一般質問であります。最初は場外車券売り場についてということであります。

前段のケース等につきましては、議員おっしゃるとおりであります。町が報道内容についての事実関係を把握したのはいつかということであります。

この件につきましては、1月25日、東京都市収益事業組合の局長、次長が来庁いたしまして、サテライト水戸の施設の賃貸契約を18年度で終了する旨の連絡がございました。直接参ったわけですが、私は会っておりませんが、そのような通知がありまして、組合としては、18年度をもって終了して、19年度は開催しない方向であるというふうな口頭の報告があったわけであります。なぜやめるかということにつきましては、新聞報道以外には、私の方では知る限りではありません。

その後につきましては、口頭であったものですから、助役と担当者を東京都市収益事業組合の方へ行かせまして、その話を聞きましたが、東京都市収益事業組合につきましては、やめるということだけでありまして、その後、文書で正式には出すということでありましたが、3月5日に東京都市収益事業組合より通知が町の方にありまして、組合の収益状況の悪化にかんがみ、3月31日をもって競輪事業から撤退すると、そういう通知がございました。それが経過でございます。

それらにつきましてはの影響であります。昨年から申し上げますと、一億数千万円の交付金の収益、総体的には20億円を越す収益があったということは事実でありまして、町の事業、経済等につきましても、大きな貢献度合いをいただいていたということは事実であります。組合雇用の問題につきましては、直接都市収益組合から雇用されている町内の方は三十数名であります。間接的に雇用をされている方もあるわけですが、その数字については、実数は把握しておりません。

これらにつきましては、東京都市収益事業組合が賃貸借を解消して、自分の方の組合の赤字があるので撤退するということありますので、これらにつきましては、今のところ具体的な先行きの見通しにつきましては、町としては持っておりませんが、できるならばこのまま再開をして続けていただくということが一番いいのかなと、そういうふうな判断

をいたしておるところであります。今後は、そういうものを見守りながら、なお情報収集をいたしまして、継続して続けていただけるようなことが一番大切であるということで進めてまいりたいと考えております。

続きまして、墓地の開発の問題であります。前回のときは、国有林を払い下げをして、その契約条項の中にいろいろな縛りがございました。例えば、期日指定までに用途に供さなかったときは5,225万円の違約金を払うとか、また、指定用途以外に使った場合には、1億5,675万円を支払うとか、それらの手続、事務、そういうものに違反したときには、やはり5,225万円を払うとか、そういう買い受けたときの契約条項があったわけです。

そういうものを引きずりながらきたわけですが、それにつきましては、改造をいたしてもらいました。それですから、今回はそれらの違約条項というものがなくなりましたので、そういうことを十分踏まえながら、今後のそれらの利用活用、そういうものを含めて検討をしてみたいと考えておるところであります。

議長（小林 宏君） 15番根本正典君。

15番（根本正典君） それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

まず、今の町長答弁ですと、まさしく寝耳に水、1月25日に局長、次長さんが来庁されて、報告は受けたが寝耳に水の話であったと。内容的にも新聞報道以上のものは町としてはつかんではないというような理解の仕方ではよろしいのかなと思うんですが、また3月5日には正式な通知が来ていますと。それとやはり先ほど私が1回目の質問で申し上げましたように、交付金等につきましても、多大なものが入っている。そういうことから、大きな町に貢献があったということは認めておりますよというようなことでよろしいでしょうか。

これは1回目の答弁の中から、私が2回目で聞こうと思っていたことまでご答弁いただきまして、ありがとうございます。地元の方は何名いるかなんて、最初に三十数名いると、答弁書がそのようになっていたんでしょうかね。2回目の分まで最初にご答弁いただきまして、ありがとうございます。さらにまた、いろいろ情報収集は続けていきたいということと、あとはお願いするしかないのかなというようなことなんでしょうか。

それと、墓地の問題については、その後特別これが変化というような大きなものは出ていないと、そのようなご答弁内容ということで理解をしてよろしいでしょうか。

それでは、一般質問3回までということで、限られていますので、やはり私も私なりに調べているところがありますので、これは答弁だけからということではなく、ある程度わかっていることにつきましては、私の方から申し上げてしまうと言うか、そういうふうにした方がいいのではないかと考えております。

先ほども言いましたように、大きな町にとっては潤いということになってきたわけですが、ここで若干交付金がどのように入ってきて、それがどのように使われてきたのか、これを一度おさらいをしておこうというふうに思います。

まず、サテライトからの交付金ですけれども、これは初年度は平成10年度でしたね。これが8月からということですので、8カ月間ということになります。2億1,400万円くらいのもが入っております。最大のものが11年度に出たわけですね。3億3,158万円と、こういう数字が出ております。

さっき新聞等にも、最近はやはりいろいろ競輪事業も厳しさを増して、売り上げがどこでも落ちてきているというようなことも書いてあったと思うんですが、確かにご多分に漏れませんが、ここにおいても数字は落ちてはきてはおります。17年度で1億5,000万円、それから18年度、大体これは1億4,000万円程度になるのではないかと、確定しておりませんが、そういうふうになってきているようです。

ですから、平成11年度の3億3,000万円というのがこれはピークなわけですが、ですから、あくまでもピークを100として、ピークが基準ですよという見方をすれば、11年度を100としますと、17年度だと44.5%、それからことしは、今言いましたが恐らく1億4,000万円程度ということになると42%程度ということにはなってくると思います。

しかし、これは果たしてそういうとらえ方だけでいいのかという部分があると思います。私の記憶では、当初皆さんの中にも、たしか町に1億円入るというそういう言葉を大分聞いた方、そういうものをご記憶になっている方もいらっしゃると思うんですが、私の中にもそれは明確に残っておりまして、当初の事業の計画では、年間売上高が100億円ですから、その1%が町に入りますよということですので1億円という数字なわけですね。それからいきますと、減ったとは言え、最初のを維持しているというより、その約1.4倍とか、1.5倍とかとそういうものが入ってきているわけですね。ただ2年目の11年度、これが3億3,000万円も入ってしまいましたから、それがもう頭に引っかかってしまって、なんだ落ちているのではないかと、今そういう話ばかり出てきてしまうわけですが、私はそういう物の見方というのはやはり当たっていないと思うんです。現実にトータルでも20億円を超えているわけですから。

これもまだ完全に決まっているわけではありませんけれども、基金の中には、基金として積み立てて、恐らく今年度末で約5億円くらいのお金が、基金の残高として出てくるでしょうということで、今までどのような事業にどのくらい費やされてきたかということ若干申し上げてみたいと思うんですが、こちらからいきますと、やはり15億5,000万円程度ぶち込んでおります。これは当然数字ですから、計算がぴったりいけば、今の5億円を足せば全部で20億円という数字が合うのが当たり前の話ですけれども、その中でも、例えば一番金額的に充当した額が多い年が平成14年度でございます。

このときには、4億2,679万6,000円というような約4億2,700万円程度のお金が各種の事業に使われております。健康増進施設の整備事業とか、そういうものがやはり大きなものだったわけですが、そのほかにこの年度には石塚小学校の屋内運動場の建設事業とか、それから国際交流の中学生の海外派遣事業とか、そういうところにも使われている

わけです。

それから、事業数として一番大きいのが平成16年度、これが一番大きい。ただ今言い忘れましたけれども、平成17年2月1日が合併ということですので、その前は旧常北町の事業であったということにはなるわけですが、平成16年度がその充当した事業の数では一番多いということであります。

この年には大体2億6,800万円程度が使われております。その中には今度のたしか15日と記憶しておりますが、竣工式を迎えます小松小の屋内運動場の改装工事の基本設計料、こういうものもこの16年度に出ているわけですね。それから幼稚園、小学校への扇風機の設置工事であるとか、やはりまた国際交流のためにお金も使われているというような、基本的に公共施設整備基金というのは、やはり福祉、教育関係に対してそこからお金を持ち出して使おうという目的のものに使われたわけですから、そういう目的で設立をされた基金ですから、福祉教育関係にお金が使われているというのは、当たり前といえば当たり前でありますけれども、大体このような使われ方をしてきているわけです。ですから、もう15億5,000万円、実際の事業に持ち出して使っているということ。

この18年度にしても、まだ今年度ですけれども、確定はしておりませんが、やはり医療福祉事業関係に3,000万円、それから障害者支援等に2,500万円、それから保育事業補助等に2,500万円、それから教科指導員補助と、これは教育関係になりますけれども、これで約500万円ですか、それとALT事業には1,500万円というような形で出ていくと思います。こういう非常に大きな貢献をしてきていただいた施設ではあるわけです。これがなくなってしまうのではないかと、そういう話であります。

ですから、これは非常に重大と言いますか、本当に町の財政にとって大変なものであるわけですが、これは今申し上げましたお金というものは、直接的に1%枠というもののなかから入ってきたお金ですけれども、そのほかにも、先ほど二次的、副次的というふうなことを申し上げたと思うんですが、やはりいろいろな地元で買い物をしていただくとか、あるいは老人会の方々に空き缶拾いをやっていただいて、そこにお金が出るとか、そういうものまで含めると、それから、これは発券業務がこれから続く、続かないはまた別でしょうけれども、固定資産税の問題とか、そういうこともいろいろあると。そういうものを含めてくると、またさらに大きなお金になっていくということになってくると思うんです。

今申し上げましたように、例えばレストラン等で農産物をちょっと大根とか、ネギとかそういうものを買っていただくとか、そういうことも確かにあるんですが、実はご協力いただいているという部分では、このほかにもあるんです。たしか旧常北町の職員さんで、ある程度の年齢というか、古い方は、多分そういう話を聞いたことあるなというふうな思う方もいるかと思うんですけれども、これは町長にお尋ねしますが、今から私が申し上げる話を聞いていましたかね。そのことについて知っていましたか。

と言いますのは、実はこの1%枠のほかに、総売り上げの0.5%の範囲の中で、地元にご協力をいただくと、農産物を買っていただいたり、そのほかの品物を調達していただいたりというような実は約束があったんです。これは本当に0.5%を守っていただいたら、1%で20億円ですから0.5%は10億円です。こんな経済効果もあったはずなんです。ただ放置してきてしまいましたね、町も。これについて若干申し上げます。

このことについては、町長に今の話を知っていましたか、2回目の後ご答弁いただくわけですけれども、途中から知ったというようなことであれば、いつどのような形で町長の耳に入られたか、そのことについてもちょっとお伺いをしたいと思うんですが、私も最初、この話を思いついたのが、どういうことかと言いますと、非常にこの景気状態が悪いと。そういう中で、これは何とか活性化のための方法とはなかなか難しいし何も無い。腹減ったところに飯を食ったみたいにきくような方法があれば、これは一番いいわけですけれども、そういうものも簡単には見当たらない。だけれども、特効薬とまではいかないにしても、そんなすごい努力をしないとできないとか、そういうことではなく、何とか思いつくようなことがないだろうかというようなことを考えていたわけなんです。そこでこの話をぽっと思いついたんです。あれっそういえばたしか0.5%枠で物を買ってもらえるみたいなそういう約束があったはずだよなど。そういうことをちょっと思い出したんです。

それで、実は私もそのことについては、非常におぼろげな記憶しかなかったものですから、一番いいのは、当時これに一番深くかかわった方のお話を聞くのが一番いいだろうということの中で、実を言いますと、そのときの常北町長さんに電話をいたしまして、たしか私の記憶の中ではそういうものがあつたやに記憶をされているんですが、その件についてはどうでしょうかねということで、お話をいたしましたところ、かなり詳しく教えていただきました。

その内容についてなんですが、こういうことなんです。確かにそれはありましたと、そういう約束がありました。ただ、これは先ほど言いました1%枠とは違って、契約書というものは無い、口頭での約束だと。だから、約束を守らないというふうに言っても、なかなか言いづらいところもあるんだよというようなお話でありました。

このいきさつについてですが、ちょっと話が前後してしまつてわかりづらくて申しわけないんですが、今言いましたように、なぜこんなことを思いついていったかと言いますと、何かそういう地元はひどい経済状態であるし何かないかなと、そこから発想が出てきて、それで思いついた。確かにそういうのがあつたのであれば、これはお願いに行つてもいいのではないかと、私はそういうふうに思ったものですから。そういうことがあつて、ただその中でいろいろとうろ覚えと言いますか、そういうことだつたものですから、聞いてみたわけなんです。

その中で出てきましたいきさつについてですが、サテライト水戸の開設が決定をされまして、その開設準備のために収益組合の当時の 当然10年ほど前ですから、当時の事務

局長さんと立川競輪場のある立川市の担当部長さん、これももちろん当時ということですが、いろいろと開設準備のための説明に来庁された折、当然町としても1%は確かに入る、しかしながら、そのほかにもいろいろとご協力いただけないだろうか。例えばやはりあの当時はたしか9つの市で構成されていたと思いますので、そういううちの例えば給食の中に、お米を炊くときなんかにはこのお米を使っていたとか、そういうお願いもできるだろうし、そういうことをしようと、そういうのは頭の中にあっただと。そういう話のどこから出かかっていたところに、たまたま先方からの説明で、当初のまず年間の売上高は、向こうさんでもくろんでおられたのは、約100億円から120億円というようなことであつたそうです。

私もこの推進派の一人としていろいろやってきましたので、会津の方のできたばかりのサテライト等にもちょっと調査と言いますか、そういうものに行かせていただきまして、お話を聞いてきましたけれども、やはりそこでも100億円規模でもって見込んでいたと、年間売上高は。ただやはりその当時から若干不景気の影等も差し始まりまして、実際にはそれが70億円台で推移したと。ただそうは言っても1%で7,000万円からのお金が入りますし、このお金の一番いいところというのは、確かに額の問題もありますが、それ以上にひもがついていないということ、どういうふうに使ってもいいということです。こんなお金だったら、私らだって本当にほしいのはやはりお小遣いですから、自由に使えるお金が一番ほしいわけですから、1,000万円でも2,000万円でもいいよと。そういう気持ちでいたところも正直なことを言うことができました。

ただピーク時には300億円を超えたわけですが、二、三年後にはその300億円とまではいなくても、もう少し売り上げも伸びるのではないかというような可能性もありますよ、というようなことも話していらっしゃったそうです。そこで、町には1%交付するのは当然のことなんです、これは相手さん方から、当時の町長さんの説明によりますと、さらに「売り上げの0.5%に当たる金額の農産物、またその他の地元産の物品を購入します」と、向こうさんからの口頭での申し入れがあつたそうです。これはまさしく渡りに船だ、ぜひお願いしますということになりまして、そういうものになっていったということです。

これは、実際どの程度買っていたのかということに関しましては、当時の町長さんも何かそうは言ったんだけど、余り買ってもらった記憶がないんだよということで、私も今言いましたように、最初にそういう約束があつたやには聞いてはいますが、その1%の別な部分の話ですから、その部分については、何かそうたくさん買ってもらったかという話は余り聞いていないかなということがありましたので、そのことについても聞いてみましたし、それから、これは役場を通じて恐らく私が持っている資料は、企画財政課にお願いをして、こういうことだからこういうものについて調べておいてくださいということだから、今私こういうお話もできるわけですね、交付金が何年度に幾ら出たとか、やった事業はこんなものですとか。ですから、私が持っているこの資料と同じものは

役場でも持っているはずなんです。ですから、さっき町長答弁にもありましたように、寝耳に水という話はちょっとうんっと思うんですね、私は。だってこれは資料を請求したときに、私、なぜこういうものを資料請求するんだということについては、説明いたしたはずなんですもの。

その中からいけば、あとは不思議なのは、やはりこの収益組合さんと日新健商さん、それから町も入っているというふうに聞いておるわけですが、運営協議会等もあったということですので、話がここでそれが出ましたから、ここで質問しておきますが、サテライト水戸の運営協議会というのはどういうものだったんでしょうか。これの開催管轄とか、メンバーとかはどういうふうになっていましたかね。当然そういうことの中の話の中で、私は幾らでもこの話、完全につかめたとはもちろん申しませんが、その予兆ぐらいは感じることはできたのではないかと思うんですよね。

また話をさらに先ほどの話に戻しますと、平成11年3月に これはですから平成10年度ということになるわけですが160万円、これは何を買っていたかと言いますと、お米です。5キロ入りのものを400個、これで160万円お買い上げ、これがとっかかりです。平成11年度、12年度には何も買っていただけませんでした。それで、先ほどの町長さんのお話ですと、ちょっと約束を守ってくれないかいというようなことで、お話をしたそうで、ですからほとんどここに集中しているんですが、平成13年度で4,190万円を、町のこれは物産センターを通しまして買っていたか聞いています。このときには、当時バラとか、帽子、古内茶、ハンドタオル、巣箱とか、そういうものが物産センター通しまして、お買い上げいただいているということです。

また、14年度はなくて、その後、平成15年度には米、やはりこれが5キロ400個の168万円、これは8万円ほど最初から見ると上がっているんですけども、これを買っていただいて、合計で4,518万円を協力をしていただいております。

ただ若干これは狂いがあるかもしれないんです。といいますのは、そこで前の町長さんにアドバイスをいただいたんですが、そこは慎重に調べた方がいいよということでは言われたんですが、収益組合さんの方にも、私もよくわからないんですけども、どうも下請会社みたいなのがありまして、いろいろな実際の事務作業やなんか、そういうところを通してやられているというようなことみたいなんです。

当時の町長さんの話でも、その辺のところがありまして、直接収益組合さんが買っているということだけではないかもしれないので、そういう下請さん的なところ、何かお話ではカタカナ語の会社だったと記憶しているのだが、会社の名前までは忘れたということでありました。そういうところを通して買ってもらっている分とかというものもあると思うので、その辺はこんなものしか買ってもらっていないと言う前に、やはり慎重に調べた方がいいのではないかなというようなアドバイスもいただきまして、その辺のお話も企画財政課にはして、今私がこの手元にある資料ができてきているということであるとい

うことです。

実を言いますと、こういうことがあったもので、なぜこれをつくっていただいたかというのと、先ほど言いましたように、余り買ってもらっていないというのがはっきりしたものですから、これはお願いに行けないかと思ったわけですね。だって、先ほども申し上げましたけれども、0.5%というのをきっちり守っていただいていたら10億円ですから、大変な金額になるわけです。これはいろいろこの資料をつくっていただくときに、今の私の考え方とか、そういうものも説明したはずですし、わかってこれをつくっていただいたはずですから、もともとは何とかそういうのはお願いできないかということで。ただ私、これは本当におれがやる仕事なのかなという気持ちはありました。

そのときに、たしかいろいろな話をしたはずですよ。この中で聞いている人が間違いなくいるはずですから、私の話を。こういうことがあるといたって、例えば今までわからなかったにしても、私が言った時点でわかったはずですから、これはちょっとお願いとか何とかしておいた方がいいのではないですかと。それから、今までも今言った運協みたいなものもありますけれども、そういう中ではどういう話をされてきたんですかと。物を持っていけ、何を持っていけの話ではないけれども、たしか私の言い方はこういう言い回しをしたと思いますよ。「やはりこれだけいただいたり、いろいろな協力をしていただいているんですから、もう少し気を使っておいたって、ばちは当たらないだろうと。年に1回や2回運協とはまた別にご機嫌うかがいの的に行ったり、悪いとか、法律違反になるとか、そういう話ではないし、ばちも当たるといような話でもないのではないですかね。」たしか私はこういう言い回しをしたと思っています。だけれども、全然それは動く気配もないです。

だから、結局、私の仕事ではないとは思いましたが、実を言いますと、杉山清議員とこの資料をいただいてから、これはどうも何かさっぱり動く様子がないんだよということの中で、この資料を見ていただいて、いろいろと相談をいたしました。杉山議員の方からも、これはやはりお願いすべきだろうと、だめもとでどうせ今までうっちゃっちゃったんだから、だめもとでしようがないだろうと。そこら辺の責任もこちらにもあるよということの中で、これはぜひお願いに行きましょうということになりまして、実を言いますと、去年の10月の末だったか、11月の頭ぐらいだったと思うんですが、お願いに行っております、2人で。ただ最後まで、私の気持ちの中にあったのは、これはちょっと出しゃばりなのかな、本当におれたちがやる仕事なんだろうかと、そういうものがありました。

それで、話の結果は、その当時次長さん、事務局の収益組合の次長さんという方が出てきていただきまして、話をしたんですが、正直なことを言っている印象ではなかった。これはだめだなと。ただ当然私1人でも決めかねる話なんで、持って帰っているいろいろと相談はいたしますというようなお言葉でしたが、私の受けた感触からいけば、これはだめだな、どうも余りいい感触ではないなと、それが正直な話でした。

ですから、その裏には何があったのかなということをやっと考えたんですが、やはり私らがちょっと出しゃばりにとられたのか、あんたたちが来る話ではないだろうというふうにとられたのか、うちも厳しいので、こういう話を今ごろまた蒸し返されても困るよというようなところもあったのか。

最初は、そういうふうにはとらえていたんですが、ただいろいろ教えていただいて、きょうやっと会えまして、きょうちゃんとかこういう話ことができましたということがありましたので、当時の町長さんのところに電話をかけまして、ちょっとお礼を言わなくてはならないなということの中で、出てきた話なんですけど、ただ正直言って余り感触はよくなかったですね、みたいな話も出てきたんですが、そのときに来ていただいた次長さんの名前が具体的に出了ました、ここでは申し上げませんが。

それで、そのときの話は、行ったらば最初に経過説明とか、前々からの事情とかというのは一応現地のスタッフの方を通して話は上がっているはずなんですよ。ところが、話し合いの一番最初の段階で、どういう言葉が出てきたかということ、経過説明からやっってくださいと言われてたんです。私は何でここで経過説明なんだ、わかっているはずではないかなと、話を上げているんだからと思ったんですが、それではということで、経過説明からやったわけなんです。

それで不思議だったのが、そういうことで当時の町長さんのところにまた電話をいたしましたら、具体的にその方の名前が、こういう方とお会いして、こういう話になりましたと言ったら、あれその人は最初から事務局でいたよと、確かにそのときは次長さんということにはなっていなかったけれども、事務局に最初からいたよと。だから、そんなことは向こうの方がわかっているはずだと言われてたんです。ああそう言われたらそうだなと。だったら、何で最初の経過説明からなんていう話になるんだろうかと。非常に不思議だったですね。ただ今になって思えば、裏にこういう撤退とかという話があったのであれば、当然これはうんとは言えなかったんだろう、そういうふうには正直思ったわけでございます。

それで、私何が一番要は言いたいかということですが、まずそういうふうには、確かに町長、先ほどやはり多大な貢献をいただいているということは認めてもらっていました。まさしくそのとおりだと思います。そうであれば、やはりそれなりの気の使い方というか、そういうものがあったのではないかと思うんです。そうしておけば、いきなり先ほどの話ではないですけども、寝耳に水の話ではなくて、もう少しその前兆というか予兆というか、そういうものもつかめたのではないかと。ただそうできたからといって、この問題に完全にブレーキがかかったのかということになれば、それはそうではないでしょうというふうには、確かに私も思いますが、余りにも順調に交付金が出てきたがために、水や空気と同じになって、なくなってみて初めて窒息するの、水を飲めないと死んでしまうのというような話になってきたのではないかと、そういうふうには思うわけです。

ですから、こういう今言いました1%枠以外のものもあったわけですから、これがどう

いうふうな話で伝わっていたかわかりませんが、ちょっと私どもとしても配慮にかける部分というのもあったし、本当に私自身でも、何でもっと早くこのことに気づかなかったのかなという気持ちは、正直のところ強くしております。もっと早く気づいて、早くお願いをしていれば、ここまでこないうちに、何とか幾らかできたところもあるのかなというようなことは強く思っております。

ですから、特にその中で運協の話なんですけど、一体どういうことをどういうふうに行ってきたんですか、運営協議会というのは。それをご説明いただきたいと思います。ただ行って出ているだけなんですかね。それと、私も甚だ不思議なのは、新聞にも書いてありますけれども、これは組合議会の承認もあって撤退ということだというふうにはっきり書いてありますよね。当然だと思えます。だけれども、撤退するかしないかというのはこれだけ大事な話なのに、新聞にも出ていますけれども、これは何か京王閣さんから撤退するときの補償のお話で訴訟がどうのこうのとか、そういうことも書いてありますけれども、当然重大決定ですから、これは当然臨時の運営協議会とかなんかというのはあったはずですし、そこにはどなたが行かれて、どのような話を聞いてきたんでしょうか、それがきちっとわかっているならば、話はもっと早く上がったと思うんですけどもね、ちょっと不思議です。

そういうことで、先ほどの町長答弁ですと、新聞報道以上の内容のものについては、つかんでいないというようなことなんですけど、どうもそれはちょっと額面どおりに受け取っていいのかなという感じがしているものですから、その辺のところについて、お答えしづらい部分もあると思うんですけど、もう少し詳しく新聞報道以上のものはつかんでおりませんというような話ではなくて、当然私、わかっていると思うんですけど、私だってこれだけ調べたんですから。もう少し丁寧に詳しくお伺いをできないのかなと思います。

以上が2回目です。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 根本議員からの再質問でありますけど、私自身の気配りが足りなかったのではないかとということもおっしゃられているようですが、いずれにいたしましても、今回の組合撤退というのは、本当に寝耳に水、それほど経営が悪かったのかなと、そういうことであります。

競輪事業はもうかっているものと思っておりましたが、実際には東京の収益組合の方が、本体が赤字だということで、それは新聞報道を見て、そういうことで承知をしたわけですが、その前に1月25日にいらっしゃったときには、やはり組合自体の経営が悪化しているということで承知をしておりました。

そういうことで、やはりこの収入の考え方については、私は町全体の収入であると、そういうふうな承知をいたしております。そういう中で、多大なその部分については貢献を

していただいているということで、やはり1つの企業や何かが固定資産税を納めていただいているものとか、そういうものと性質は違いますが町全体の収入の中で寄与してもらっていると、そういうふうに思っておるわけでありませう。競輪事業総体がやはり新聞報道によりますと、ピーク時は8,500億円とかそういう数字で売り上げがあったのが、今は5,000億円台だということで行きますと、やはり40%、50%、そういう競輪事業全体の中での売り上げが低下しておるということと連動しているのではないかと、私はそういうふう感じておるところであります。

そういう中で、1%、0.5%のお話がありましたが、1%につきましては、もう既に議員ご承知のとおり、収益組合から入るわけでもないし、事業の窓口から入るわけでもありません。やはり全国それぞれの競輪場が競輪を開催するたびに、函館の方の競輪があれば函館と町が契約をしてやる、立川が開催するといえば立川と契約をして、1%その立川の売り上げからもらう、九州なら九州の方の佐賀かあっちの方であれば、その競輪場と契約をして、町がその都度、そこからそのときの売り上げの1%を納入してもらおう。そういう制度でありますので、収益組合から入るとか、こっちの窓口から入るとか、そういう意味ではありません。そういう中で、やはりそれぞれの競輪事業の売り上げが低下しておるということではないかと、私は思っております。

それと、20億3,000万円という数字をそういうことで納めていただきましたが、議員がおっしゃるとおり、当初100億円の売り上げで1億円というようなことで行きますと、20年分であります。本来ならば、その当初の考え方からすれば、本来ならば8年経過の残りを基金の積み立ての中に残っていれば一番将来に対しても、いや、将来売り上げが下がるよと、そういう見通しの中でできたのかなと思っておりますが、現在5億円の基金を持っておりますので、これはやはり私はここへきては5年間の基金であると、そういうふう承知をしながら基金を活用していきたいと、そういうふう考えておるところであります。

それとやはり0.5%の問題については、私は先ほど申し上げましたように、それぞれの競輪場から1%ずつの契約を文書でやっていますから、それ以外の0.5%というのはどこから出てくるのだろうか、私は非常に口頭約束というそういうことは自治体であり得るのかどうか。そういうことにちょっと私は、首をかしげざるを得ないようなところがあります。

本当にもらっていたのかももらっていないのか、それは別ですから、町としては現在のところそういうことでずっと続けてきたものと思っておりますので、0.5%はどこへいったかとか、それを活用して何かできたのかとか、そういう問題は私は今のところないというふう思っておりますし、これからも金の出どころがないのではないかと思っております。それと収益組合がそういう赤字の状態の中で、やはりそれを出すということもここへきてはなかなか難しいのではないかなと、そういうふう承知をしております。

運営協議会の内容等につきましては、私も運営協議会の行ってきた結果を、行ってきま

したという話を担当者から聞いていましたが、特別の案件とかそういうことではなくて、その運営協議会そのものを解散するよということだけでありまして、その先の組合解散とか、そういうことには言及していなかったということではありますが、そのメンバー等につきましては、担当課長の方からお答え申し上げたいと思います。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 15番根本議員さんの運営協議会でございますけれども、これは昨年12月末に開催して、年2回ほど開催をしております。

主な内容は、半年間の行事等を決めておるということで、そのほかのことは今町長からありましたとおり、その中では協議はなされておらないような状況でございます。運営協議会ですけれども、当然城里町、それと事業組合、それと日新健商さん、4会員ですか、その中で運営協議会を運営をしていたと思っております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 15番根本正典君。

15番（根本正典君） それでは、まず町長、その0.5%の枠については知らなかったということによろしいんだろうと思いますね。

今の町長の答弁ですと、そういう口約束というのは考えられないということなんですが、私も、ですからそれは一番最初に思ったんです。お話を聞いたとき、そういうのってあるのかなと。ただこれが本当にあったとすれば、どこかにはその痕跡があるはずですよ。ではその痕跡を見ようということをお願いをして、私が企画財政課につくっていただいたのがこれですから。この中にちゃんと出ているんです。取引していただいた相手方は事業組合で、常北物産センターが販売をしている。しかも、金額的にもかなり大きなものです。これはやはり私はこれが痕跡だと見ていますから、黙っていてこんな金額を買ってくれるはずもない。私の記憶の中にもそういうものがあつたわけですよ。あつたからこそ今ごろになって気がついたということなんです。考えられないというお話ですが、現実に痕跡はあるんですね、こういうふうに。これは役場で調べてくれたやつです。実際には商工会を通っていますから、役場でもこれはわからないということで、商工会にもお手伝いをいただいてこの数字が出てきてあるわけですから。

それと、運営協議会ですけれども、確かに運営協議会が解散するという話だけで、それ以上の話は上がらなかった、ではそれをそのまま聞いて、でも、運営協議会が解散されるって物すごい問題ではないですか、よく考えたら。その裏にあるのは何だったのかと。それと、先ほど課長の答弁ですと、臨時のものがあつたと、やはりちゃんとお認めになりましたよね。いつあつたんですか、12月ですか。

ではこれは私も調べてありますからお話ししましょう。18年12月11日月曜日、午後2時から、立川競輪場の会議室で臨時があつたはずですよ。この中で、今言いましたように、確

かに運協が解散されるという話が出たようですね。ただ運協が解散されるというのは、ただそれだけで済む話なんですか、あとは上がっていないからわからないと言いますけれども。考え方とか、先を読むとか、見るとかということはそういうことではないですかね。どうなんでしょう。これはだれが行きましたか。何か私、ちらっと得た話なんですけど、通常の担当者ではない方が行かれているみたいですね。大体そのころいきなり臨時の運営協議会が出ました、ちょっと聞いてみたところ、それ以上の説明はなかったのか、ありませんでした、だったらなぜ聞かなかったか、なぜ今なのか、内容はどんなものなのか。だって立川まで行くんですよ、これは旅費をかけて。そういうことも全然考えないのが普通なんですか、私はそうではないと思う、その逆だと思いますね。

ちょっとやはりそういう感覚と言いますか、そういうものが先ほども申しましたように、ではこれを正確につかんでいたからといいまして、今度のことに対して歯どめがかかったとか、先ほども言いましたように、そういうふうには私もそれは思いません。ただ、ではわからないから、目の前でどーんと爆弾が爆発してしまったのならどうしようもないよと、お手上げだよ、バンザイだよということでもいいのかということがあると思うんです、今後のことなんかも含めまして。

例えば、今後どういうふうな形でこれは推移していくかわかりませんが、例えば、日新健商さんと新たな施行者さんがどこかから見つかりまして、タイアップしてやられるというような話になった場合に、また1%枠というのは確保できるのかとか、そういうことについてはどういう動きをしておかなくてはならないのか、できることとできないこととあるとは思いますが、それとまたこの0.5%枠みたいな、今度こそ失敗しないように、できれば契約書でもいただいて、こういうお話もできないとかと。だから、これは3回目の質問でやろうと思っていたんです。

ただもう今お話を伺っていると、こんなことをもう言ってもしょうがないなという感じが、全然そんな気ないよと、気も使う気もないと。確かに町長言われるとおりです。収益組合さんから直接いただいているわけではありません。この今まで入ってきた20億円にしても、日新健商さんから直接いただいたわけでもございません。しかし、あそこにそういうものを設置して、つくって、競輪事業をやる方がいたからこそ、入ってきているという部分はあるでしょう、これがなかったら入らないんですから。もうこれ以上は話してもしょうがないなみたいな感じになってきましたね。全然考えていないよと言いますが、気を使う気もないしとまさに言わんばかり。

だから、当然今後どうなんでしょう、そういうお願いとか、これは今も言いましたように、なかなか難しいところも相当あるということは、よく承知しております。だから、そういうことも一切、もうおれは関係ないよということでこのまま看過してしまうのか、どちらかという、そういうふうなのかなというふうにはご答弁の内容からはとれるんですが、最後のところで、そのところだけをよく確認をしておきたいです。

それから、勤めと言いますか、本当に不景気ですから、これがなくなれば相当な方が職を失うということがあるわけで、新聞報道等によりますと、やはり全体で280名くらいいたでしょうと、両方足しまして、日新健商さんと組合の方とを足しまして、そのくらいはいたでしょうと。大多数の方が、今パート的な方も大分おるとは思いますが、それにしても、やはり今パートのような仕事でも、今職を失いますと大変です、この不景気ですから。もう見つからない、そういうことも出てきますし、町長には1回目で、町内在住の方は何人ですというふうな答弁までいただいてしまいましたけれども、そういうことなんかについても大きな影響が出てきます。かといって、ではそれを町が抱えられるのかということになれば、当然それは抱えられないということにはなるんでしょうけれども。

ただ私が言いたいのは、だからだめだというようなことではなくて、やはり配慮とか、心配とかということはあるといいのではないかなと。やはり町長さんは、そういうことをどこまでできるかということは別にしても、あるいは町長ばかりではなくて町当局が、やはり真剣になって考えてくれてはいるよと。ただもろもろ難しいことがありますし、町の財政状況というようなこともありますから、なかなかそれはあれはいいというものがあるけれども、そのとおり確かにできないというものはあると思うんですが、やはり閉塞感だけが漂っている現在の状況の中で、やはり少しでも明るいものが見出せるというようなところはほしいと思うんです。そうなってくれば、できるできないは別にしても、やはりそれなりの配慮といえますか、町側にはそういうものがありますよということを見せていただけないかなというのが、私、これを今回、一般質問として取り上げた一番大きな理由なんです。

けれども、どうもそうではないようなご答弁ですので、当然考え方が違うというふうに言われてしまえばそれまでの話ですから、これ以上くどくは申し上げませんが、私から言わせていただければ、もうちょっと配慮があってもしかるべきではないかと、今までのいろいろな結果について言っても、そういうことが言えるのではないかと。しかも、これだけのお金がどーんとして入ってくる、確かにこの0.5%枠ということについては、そのまま現金で入ってくるということではありませんが、そのまんまいえば、最近はそのような名前の知事さんも登場されて、各方面でいろいろな話題をまいているようですがね。これはちょっと余談ですが。そういうものも含めまして、これは本当にボールペン1本で入ってくるやつですよ。

この話とは直接的な関係はありませんが、最近いろいろな滞納なども多いというようなことで、調べさせてもらったところもあるんですが、これはまだいただいたばかりで、正直言いますと、私もよく目を通してはいないんですが、税務課、保険課、それから健康福祉課、教育委員会とか、教育委員会の中には、例えば、最近テレビなんかでもよく話題になっていますが、給食費を滞納するというようなこともあるわけですよ。こういうのを含めましてどのくらいあるのか、それこそ今までのトータルがどのくらいになっているのか

調べてほしいということでお話ししましたら、丁寧に調べていただきまして、その集計書もいただきました。

ちょっとここで予断ですがこれを申し上げますと、大体1人で何件も滞納しているという方が随分いるようですが、ただ件数ということになると1万1,000件を超えているんです。すごいですね。それから未納額、トータルになりますと8億6,222万8,000円です。こういうのというのは、またくださいとって、もう一度お金をもらいに行くにしても、経費がかかる話でしょう。ですから、当然100円あるいは1,000円を回収するために、よく計算してみたら1万円かかってしまったなんていう話もあり得るわけですよ。こんなものから見たって、こういうことを考えたら、本当にぬれ手でアワのお金ではないですか。それがなぜそうなってきたのかということのいきさつも含めて考えれば、直接収益さんからお金をいただいているだけではないよとか、それから日新健商さんからいただいているわけではないよという言葉が出てくること自体私はおかしいと、そういうふうに思います。

ですから、あとお墓の問題については、何か土地を見に来られたというような方もいるやに聞いておりますが、そのような事実関係があったのかどうか。これはもしあったとすれば、どなたがということまでではなくて結構ですから、そういうふうに聞いているところがありますので、このことについての事実関係の確認をさせていただきたい。

それと、車券場の問題につきましては、最後には、これは考え方が違いますよということになって、くくられてしまえばそれきりなんです。もう少しお金の出どころがここではないよみたいな話ではなくて、やはりこの閉塞感ばかり、何も明るい話題がないところにまたこの話、新聞にも出ていましたけれども、町はどうなってしまうの、お金が入らなくなると、そういう心配もたくさん出ている。そういう中では、できるできないはまた別にしても、やはり町としては配慮をしていないわけではありません。心配はしておりますよと、雇用問題なんかについてもそうでしょうという部分は、明確に出していただきかけたですね。

今のことを再確認ということを含めまして、お願いいたしまして、私の最後の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 場外車券場の件であります。城里町と同じようなほかの自治体等からも情報を入れながら判断をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

また、公園墓地の土地の問題であります。2件ほど問い合わせがありました。1件につきましては、現地を見にきたということですが、いずれも具体的な話には進んでおりません。

議長（小林 宏君） 以上で、15番根本正典君の一般質問を終結いたします。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 3 分休憩

午後 1 時 0 4 分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さらに、傍聴人 1 名を許可いたしました。

次に、通告第 3 号、12 番松崎信一君の発言を許可いたします。

12 番松崎信一君。

〔12 番松崎信一君登壇〕

1 2 番（松崎信一君） それでは、通告制による一般質問をさせていただきます。

3 月と言えばいろいろ忙しい時期でありまして、ことしは暖冬で非常に暖かいために、燃料の利用などが少ないとか、いろいろ問題があります。農業政策においても野菜類のできが非常に良好であるため、反面価格が安く、農家の台所を苦しめている状況であります。また、国際的には北京オリンピック開催が近づくとつれ、鉄、アルミ、銅などの金属類が非常に高値を記録し、需要に対するためかどうかわかりませんが、各地で盗難や物取りが相次いでいるといわれております。

そのような中で、金利が何年かぶりに上昇したことは、今後住民の暮らしにどのように影響するのか、全くの未知であります。そして、国内においては、本年正月から、予算 1 万円での成人式、議員定数 18 に対し 9 人の市会議員、職員数 309 人のほぼ半数に当たる 152 人に上る退職者数、そして、給料の 3 割削減や部・次長などの幹部職員全員の退職問題など、もちろんこれは北海道夕張市のことであります。

夕張市の借金総額は 632 億円、石炭から観光へと国の後押しで膨大な費用を投じ、博物館やレジャー施設などの整備を行いました。何とかなるだろう、みんなでやれば怖くないの借金の認識は、18 年で 353 億円の返済、その結果、歳出を徹底抑制する一方で、増税で歳入をふやす、市民にとっては何とも耐えられない。

そして、県内においては県住宅公社の 460 億円もの借金、今後 10 年間で厳しい対応を迫られております。その苦肉の策として、県知事は、みずからのと当時の公社の役員さんの責任を明確にし、県民に理解を求めようとしております。もちろん県職員にも給与の大幅な削減で、100 億円ものお金を節減しようとしているところであります。

ある新聞の声としてそのことが書いてありました。責任は当時の特別職と議員ではないか、なぜ職員がその責任を問われる、そして、県民が問われるんだ、おかしいではないかとの声がありましたが、このことが現実であると私は思います。

それでは、日本国じゅう、県内までいろいろな問題が指摘されているが、この当町ではどうだろうか。私はことしの賀詞交歓会での町長のあいさつの中で、「第 2 の夕張にならないよう」という文言を 3 度も使ったことは、我が城里町も人ごとではないな、合併して

3年目なのに、そんなに台所事情は厳しいのか、近隣の自治体などは気にしてられない、そのような決心で、本年度行政執行する気はあるのかなと、私なりに憶測いたしました。

それでは、前置きの松崎がちょっと長くなりましたが、平成18年度の予算執行に当たって、本題のご質問を町長にお伺いいたしたいと思います。

まず質問の要旨であります、1番、執行状況と反省点についてお伺いいたします。

これは、平成18年度予算についてであります。一般会計全般においては、私において調べた結果は、不用額がかなりの部分で多く見られるが、町長、それはどのような原因が考えられるのか。そして、土地とかいろいろなことがございましたが、その中でも、消防用地などは少し土地の購入面積が狭いのではないかと、これは後の消防活動に支障はないかと、まず1点目、お伺いいたします。

2点目、昨年度の議会費は、定数42に対し2億4,435万2,000円であり、削減後の18年度は1億2,803万3,000円でありました。約1億1,632万円経費が浮いたこととなります。また、執行部の皆さんの人件費削減が大きな原因であります、総務費などは17億7,177万円が、18年度は15億2,662万円、差し引き2億4,515万円の削減努力の結果がうかがわれます。しかし、民生費、衛生費においては、それぞれ1億7,710万円、1億4,523万円と増額の予算編成をしております。これはどういうことなのか、どういうことが考えられるのか、現在まだ3月末で執行中の状況と存じますが、その反省があればお伺いいたします。

続きまして、農林水産業費であります。この農林水産業については、17年度5億4,128万円、18年度5億1,275万円、そして、商工費については3億8,456万円に対し、18年度1億2,982万円とともに大幅な減額となっております。税収入の大きなウエートを占める商工費がマイナス2億5,474万円、農業については約2,853万円の減となっております、これはどのような原因が考えられるのか、農、商、工業者に対する対応が少し軽くなっていないかどうか、町長のお考えをお伺いいたします。

4つ目、続いて土木費についてであります。

平成17年度8億9,696万円で、18年度におかれましては10億5,043万円と、1億5,347万円の増とはなっておりますが、箇所づけが平均化してなく偏った地区ごとでは、これは私は不平等であるというふうに認識いたします。旧常北地区、七会地区においては、測量費に200万円も以前にかけてきたところがいまだに放置されている、当時の区長さんの対応やこの経費を、町長はどのように考えているのか。特に七会地区におかれましては、一、二カ所の改良工事しかなく対応が少し遅いのではないかと、住民の苦情はないのだろうか心配ですが、この執行詳細と将来についてお伺いいたしたいと存じます。

続きまして、としまして、教育費についてであります。

教育費については、17年度9億9,304万円、18年度13億2,156万円、現在3億2,852万円の増の執行状況であります、これは小松小の体育館建設が大きなウエートを占めていると思われ、消防費についても、18年度7億3,047万円と消防庁舎建設に伴う経費が、

2億6,090万円ぐらいふえております。この2つの建築構造物で、地元商工業者が幾らかでも経済効果があったのかどうか、また、あったならばどのようなものがあったのか、具体的例で、町長にお伺いいたしたいと思います。

続きまして、第2の現在までの歳入歳出に伴う公債費比率についてお伺いいたします。

合併時の1町2村の一般会計合計が113億9,854万円であり、それに伴う城里町財政規模は、16年度59億8,400万円、17年度62億4,703万円、それでは、18年度は幾らくらいになるのか。そして、地方債残高は17年度末で約135億9,941万円であります。そのときの財政力指数は17年度0.36でありますけれども、現在、そして実質の公債費比率は、この新聞発表のとおり17.2%、県内上から第9位でありましたが、18年度の一般会計実質公債費比率16億452万円を想定しますと、18年度の財政規模は幾らで、財政力指数は幾つになり、また、実質公債費比率はおよそ何%になるのか、わかる範囲で結構ですのでお伺いいたします。

続きまして、第3の特別会計における農業集落排水事業と下水道事業の実施状況と今後の取り組み方についてお伺いいたします。

1つ、農業集落排水事業は、旧常北地区、旧桂地区は今後どこを計画して、予算はどのくらい計上しているのか。また、この農業集落排水事業におかれましては出資比率についてもお伺いいたします。

2つ、下水道事業についてもお伺いいたします。

特殊環境事業、特環事業と言いますが、あとは流域事業の将来の計画、それから現在、執行箇所をお伺いいたします。そして、それぞれの全体の比率として、どのくらいの執行になっているか、また、この出資比率についても詳細にお伺いいたします。

続きまして、この下水道、農業集落排水事業とも、未計画地域の今後の計画はどのようになっているのか、そしてまた、農業集落排水、下水道におかれましては0%の計画地域、ここは七会地区であります。七会地区におかれまして、今後どのようにお考えになっているのか、町長にお伺いいたしたいと思います。そして、この未計画地域・七会地区からも一般財源は平均に持ち出していることを考慮し、町長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、今度は起債であります。下水道、農業集落排水事業の特別会計の17年度末の起債は、合計77億8,362万円ありますが、18年度の繰り越し額も含めて起債総額は幾らくらいになるのかお伺いいたします。

続きまして、第4の土地改良の合併状況と補助金関係についてであります。

これはともに補助金についてお伺いいたしますので、よろしく申し上げます。

昨年度私が土地改良の現況をお尋ねしたところ、町長が親切にご答弁していただき、その結果、幾つかの土地改良区が合併したと聞いております。何も私は言うことはありませんが、国・県とも農業施策に対する取り組み方が大きく変わろうとしている現状であります。ため池整備事業や各種の補助金が国・県はほとんどないからであります。当町の土地改良に対する補助金のあり方と今後の配分方法について、現況を踏まえお伺いいたしたい

と思います。

続きまして、第5の墓地・温泉を踏まえた開発公社の全借金の公表と返済計画、そして、公社の将来の見通しであります。そのことについてお伺いします。

近ごろの新聞記事に、水戸市の借金額が公表されました。2,362億円もの借金を人口を仮定26万3,000人とした場合、1人当たりの借金額は約89万8,000円ぐらいの額であります。ちなみに、夕張の場合は、もう少し早く外郭団体の借金を公表すべきであった、そうすればもっと早く手が打てたのになと。本県でも県住宅公社の460億円の借金など、三代前までの役員が、責任のとり方に苦労しているようであります。また、古河市の住宅公社も、市が全額公費処理で、歴代役員の実任追及が出ております。

ちょっとこの例を紹介しまして、質問させていただきますが、理事長が市長であります。保有地の地価下落に伴う原因から、古河市住宅公社におかれましては、約50億円もの債務超過に陥っていると、市では、公社に対して債務超過相当分の公費を一括投入し、金融機関の借入金を圧縮し、公社保有地を15年かけて処分すると、このような記事が2月7日の新聞記事に載っておりました。

そのような心配がある以上、我が城里町公社は、全体で幾らくらいの借金があるのか、また、農地、温泉、おのおのどこからどのくらいの金利でお金を借りて、いつまでに返済する予定なのか、残高は幾らなのか、古河市のように、我が城里町も公費から一括投入する余裕などはあるのかどうか、そして、城里町公社の将来を町長はどのように考えているか、そしてまた、大事なことでありますが、この責任のとり方についても私は早く行った方がよいと思いますが、町長にその辺のことについて具体的にお伺いいたします。

続きまして、の方の幼稚園、保育園の公立、私立の整合性についてであります。現在、桂幼稚園は私立でありまして、町からの支出金は1,372万円ぐらいであります。そして、常北幼稚園については、公立であるため、幼稚園管理費が5,242万円かかります。これは18年度分ですかね。この5,242万円の中には、人件費が大きなウエートを占めていますが、町からの支出金としては、私の計算では1,439万円と幾らもこれは変わりません。

ただここからが問題であります。この保護者の徴収金に大きな問題がある。私立と公立では大きな差がございます。この差をどのように考えているのか、また幾らくらいになっているのか、しかも、私立の園児は、額が少ないのに現在108人でありまして、公立は94人あります。その将来への対応を、また、この保護者負担を平等にしなければならないはずであると私は思っております。何分町長は、垣根を越えた平等をスローガンとしているので、対応はしているとは思いますが、その実態もあわせてお伺いいたします。

また、この保育園についても、桂地区は公立、常北地区は私立であります。この費用の全容と将来の整合性について、町長にお伺いいたします。

続きまして、18年度予算についての第7の方に行きたいと思っております。

第7の各課から出る公文書の取り扱いについてお伺いします。

平成18年度予算の中にはいろいろな諸問題があり、その点を改善するため、執行部において努力していることは私もわかります。しかしながら、合併時の諸問題をずるずると先延ばしにして、先ほどの根本議員さんのお話ではありませんが、私は少し対応が遅いような気がしてなりません。

1つは公債費の問題であります。これは歳入歳出の問題もあります。2つ目は保育園、幼稚園の整合性と学校の統廃合、3つ目は水道料金と維持費の統一性など、そのほかにもいろいろあるだろうと私は思っております。その中で町長、この各課から出る公文書の取り扱いについて、先ごろ実例を挙げて申し上げます。

教育委員会から城里町生涯学習の文書は後納郵便で、そのほか総務課、企画財政課から出るものは用務員さんがバイクで持ってくる、そして、耳が痛いかもわかりませんが、防犯灯の球切れと安全に対する地域住民による区長依頼など、どこからどこまでだれがやるのか、また、経費が少しでも少なくなる方法などは考えていないのかどうか、少しは矢祭町、大子町など我が町と同様に経済的に余裕のない町は、いろいろ苦労しているはずであります。どのような考えで文書扱い業務を行っているのか、その実態と経費についてお伺いしたいと思っております。また、ばらばらな文書の取り扱い方法を今後も続けていくつもりなのか、お伺いしたいと思っております。

いつまでもあると思うな基金と歳入の増を考えれば、小さなことからでも実行してほしいと私は考えております。

以上で、18年度分の予算については終了いたします。

続きまして、平成19年度一般会計・特別会計の予算の内容についてであります。

これはこの中には事前に通告しておりませんでした。今から1週間前に、これは全部執行部を通して内容については、質問の趣旨について全部お答えしておりますので、内容について傍聴者の方がおりますので、述べさせていただきます。

平成19年度の一般会計・特別会計予算の内容について。

1つ、歳入。歳入は地方交付税減に伴う将来見通しについてであります。2つ、町債の返済計画についてであります。3つ、平成19年度予算編成後の基金残高についてを歳入としてご質問させていただきます。

そして、歳出の部にいかさせていただきます。

にいけますが、歳出は普通建設費減に伴う町民への対応についてであります。公債費の合計額であります。一般会計、特別会計の借金総額についての対応についてであります。高齢者に対する本年度予算計上についてであります。子どもに対する今年度予算計上について。

以上8つについて御質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成19年度一般会計・特別会計予算の内容についてお伺いします。

城里町平成19年度一般会計予算は8.8%減の89億9,000万円であり、昨年と比べ、小松

小体育館や消防署建設などの大型工事が終了したためであります。なお、9つの特別会計は176億1,600万円であります。

歳入の部では、町税が21億3,300万円と、昨年に比べ11.1%の増で、地方交付税は4.4%減の36億円、そして何よりも大切な町債発行は、昨年と比べ21.3%減の9億9,000万円、各基金からは4億円を繰り入れました。この中で、地方交付税は毎年減額となっているが、将来の見通し等について町長にお伺いいたします。

続きまして、昨年と比べて町債発行が減額となりました。これは非常に喜ばしいことではありますが、まだまだ減額できるものがあるだろうと私は思っておりますが、その本年度の町債の返済の計画と4億円を繰り入れた場合の基金の残高をお伺いいたします。

続きまして、歳出の方にかかせていただきます。

歳出の部では、普通建設事業費が5億4,000万円の減となり、7億9,000万円など、これで合併前からの旧町村で、測量などの経費に既に支払った箇所などいろいろありますが、インフラ整備などは減額したために、これは執行できるのかどうか、また、公債費償還額は15億9,000万円を計上しておりますけれども、18年度と19年度を入れると、この合計額は幾らになるのかお伺いいたします。

続いて、平成19年度一般会計・特別会計予算の内容についてであります。

17年度末の一般会計起債残高、これは約135億9,941万円であります。それから、下水道の農業集落排水の起債の残高は、77億8,365万円であります。水道におかれましては、40億1,426万円、簡易水道が約3億5,652万円、それから診療所、診療施設勘定と言いますが、診療所の起債の残高は5,547万円、合計しますと、特別会計を含めまして258億931万円ありますね、町長。

そうしますと、町民1人当たりの借金は、私の調査では2万2,800人をベースとしますと、113万2,000円ぐらいになるわけであります。先ほど水戸市は八十何万円かていいかと思えます。水戸市の場合も述べましたが、89万8,000円ありますね。これは水戸市を相当上回っております。この実態を考慮して、今度の予算編成を行ったのかどうか、町長にお伺いいたしたいと思えます。

また、18年度分がきちんとした数字が出たときには、まだ出ないでしょうけれども、以前の広報じょうほくのように、全町民に町長、素早く対応して、事実を公表する必要があると私は思っております。その辺についても町長にお伺いいたします。

歳入の増が望めない本年度、先ほども述べましたが、地方交付税が約4.4%削減され、ますます大変な時期であることは言うまでもありません。そして、先ほどの根本議員さんの質問ではありませんが、競輪場の収益も全く期待できないのであります。そのような中、65歳以上の高齢者の方は、私の調査では現在5,721人いらっしゃいます。これは全町民2万2,800人をベースとしますと、約2割5分以上になります。また、75歳以上の高齢者の方は、町内には3,272人いらっしゃいます。

内訳は、旧常北地区が1,695人、これは12.4%であります。桂地区1,145人であり、16.5%。そして、七会地区におかれましては、約20%の430人の方々がいらっしゃいます。これは全体比で14.3%であります。町長、このお年寄りに対する予算計上が、私は少し少ないような気がしてどうも不満であります。その点をまずお伺いいたしたいと思っております。

そして、最後になります、子どもに対する本年度予算計上ですが、これもお話ししたいと思っております。

今、子どもさんの数が小学校10校で1,356人いらっしゃいます。子どもは大切だといっても、どのくらい人数がいるかわからない方がたくさんいるわけであり、中学校は769人であり、これは全町民の約9.3%であります。その中で、まことに耳が痛いでしょうが、このふれあいの船事業費1,183万円を計上しております。17年度末の借金総額258億円プラス墓地・温泉で約24億円ともいわれております。合計しますと282億円近くあります。どうしてこういう余裕がこのふれあいの船であるのか、とても私は不安ですが、町長にお伺いいたしまして、1回目の質問を終了させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 12番松崎信一議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

数字を上げての細かいご質問ですが、第1番目に、平成18年度の予算についてということであり、

不用額がかなり多くあるが、それはどういうことなのかということですが、これにつきましては、その執行の状況と反省点ということで、各費目において減額補正を提出しております。大きな原因は、事業費の確定が主なものでありまして、それが一番大きな原因と思っております。他にもいろいろあります。そういうことにつきましても、職員の意識改革を初め、物品の一括発注、そういうものによって減額が生じたものが主な理由であります。

次に、消防署所の用地ですが、この点につきましては、土地の所有者に最大限の譲歩をいただき購入いたしましたもので、感謝をいたしております。この面積で機能的にも支障がないものと思っておりますが、これは17年度予算で購入をいたしております。

次に、民生費、衛生費の問題であります。

現在、執行中の現状とその反省についてということですが、民生費につきましては、老人福祉費の増額、また、保育所費の増額であります。衛生費につきましては、墓地として山林を取得した債務保証の分の返済が、17年度が元金1億円でありましたが、18年度は約2億円になったということで、それらがふえた要因であります。また、上水道費への出資金、これらが衛生費の中に含まれておるもので、それが増額になった要因であります。

次に、農林水産業費であります。

商工費につきましては、減額になっておるといこととありますが、これにつきましては、ホホルの湯の開発公社への委託料が2億1,300万円ほど減額になっております。それらが主な減であります。

農業費につきましては、2,853万円減となっておるといこととありますが、これにつきましては、七会地区の農道事業の負担金が、農免道路が終了いたしまして、それらが3,500万円ほど減額になっておるのが主な要因であります。

次に、土木費であります。箇所づけの問題ですが、七会地区等につきましては、土地改良事務所の方で、県営の事業の負担金等が道路事業等に入っておりますので、それほどの事業全体としては差はないものと思っております。

また、常北地区、七会地区において測量費が200万円もかけて、いまだにできていないのはいかなものかといこととありますが、常北地区につきましては、測量が終わりましたが、境界問題について地権者の同意が得られていないといこととで、事業が前へ進んでいないといのが大きな原因であります。七会地区については、やはり地元の用地問題が調整がつかなかったといこととで、18年度、それが前へ進まなかったわけではありますが、19年度、用地問題等も見通しがつきましたので、これらの設計事業に着手してまいりたいと考えておるところであります。

また、区長制度等につきましては、七会地区については、今まで区長制度がなかったといこととで、そういう中で要望等が少なかったのかなと思っておりますが、最近は漸次それらが浸透して要望も上がっておりますので、そういうことも十分配慮をしながら、今後は進めてまいりたいと考えておるわけであります。

次に、教育費についてといこととで、その中で消防費も含めて小松小学校の体育館と消防署所の建設についてのご質問がございますが、消防署所については、一般競争入札によりまして、株木・東海のJVが落札をしまして、間もなく竣工を迎える運びとなっております。また、小松小学校の屋内運動場につきましても、鈴縫・要、桐原のJVにより落札されまして、このたび完成の運びとなりました。

直接の経済効果につきましては、特に調査を実施しておりませんので、承知しておりませんが、公共事業につきましては、直接・間接、有形・無形で経済効果を発するものと思っております。これらにつきましては、つくることが目的ではありませんので、それらがどう町民に利用されるか、また、住民福祉のために役に立っていくことが大事かと思っておりますので、そういう中で、今後考えてまいりたいと考えておるところであります。

続きまして、公債費比率の問題、それから財政規模の問題であります。

18年度の財政規模は幾らになるのかといこととありますが、18年度末の標準財政規模につきましては、62億6,253万円と見込んでおります。また、財政力指数につきましては、

0.392ぐらいと想定をしておるところであります。また、公債費比率等につきましては、議員ご指摘のとおり、17.2%の前年度の新聞発表であります、公債費比率は16.4%、実質公債費比率は18.2%となるものと想定をいたしておるところであります。

次に、農業集落排水事業であります。

これにつきましては、旧常北地区、旧桂地区は今後どこを計画し、予算はどのくらいかというご質問でございますが、農業集落排水事業につきましては、平成18年度より古内地区を事業に着手をしておりまして、23年度までに供用開始というふうな予定で行っているところでありまして、現在の想定であります、事業費19億5,500万円という見込みで進めております。

今後、町内の実施地区につきましては、非常に農林関係に事業の予算と事業採択が従前と比べて厳しくなっております。そういう中ではあります、農集排の基本計画の中で調査をしながら、今後検討をしてみたいと考えておるところであります。

また、その下水道につきましても、それで全体の出資比率、そういうものであります、出資比率につきましては、現在、国が事業費全体の50%、町が45%、受益者が5%相当ということで事業の負担をして進めておるところであります。

下水道事業につきましては、現在、特定環境公共下水道事業、那珂・久慈流域の公共下水道事業ということで、2つで進めております。現在、執行箇所につきましては、特定環境事業は、認可面積200ヘクタールに対しまして195ヘクタールが完了いたしておりまして、現在、坏地区を整備中であります。今後下阿野沢、上阿野沢、御前山、高根地区に認可区域を拡張して、事業を進めてみたいと考えておるところであります。

流域下水道につきましては、現在、認可面積271ヘクタールに対して166ヘクタールが完了いたしております。今後は、上泉、増井、磯野地区の拡張認可をとりながら整備を進めてみたいということですが、公共下水道については、現在の計画に対して61.3%、特定環境につきましては、もう前期の事業が終了間近でありますので、97.5%であります。

次に、出資比率については、流域下水道につきましては、国が2分の1、そのほか起債が残り2分の1であります。現在の受益者の負担は、面積によって平方メートル当たり500円をいただいております。特定環境につきましては、国が2分の1、町が45%、受益者につきましては5%相当額ということで負担をいただいております。

次に、下水道、農業集落排水と未計画地域の今後の計画ということになります。全然やっていないところもあるであろうというご質問かと思えます。

これは地区別だけではなくて、集落別にもやはり七会地区というふうな意味ではなくて、塩子、小勝、徳蔵、赤沢、大綱、真端、そのほかやっていないところはあります。桂地区でいけば錫高野、岩船とか、それらは現在の契約の中に入っておりませんが、先ほど申し上げましたように、農業集落排水事業の採択が非常に厳しいということもありますので、

それらに該当しない地域については、私は合併浄化槽を推進しながら、それらの個別に対応していくのが一番ベターではないかと考えております。そういうことで、未計画地域については、なお一層合併浄化槽の事業で対応してまいりたいと、そのように考えております。

次に、下水道、農業集落排水の起債総額は幾らくらいになるのかということですが、議員ご指摘のとおり、17年度末は77億8,363万円ですが、18年度末は78億6,997万円の予定となっております。総体的には、下水道事業につきましては、先ほど申し上げましたように、いろいろな手法があるわけでありまして、農業集落排水事業、公共下水道事業、コミュニティプラント、合併浄化槽、それら多様な手法をとりながら、地域や地形、そういうものに合ったようなものを財政状況等も十分勘案しながら、普及をしまっている考えであります。

次に、土地改良の合併の状況と補助金の関係についてであります。

現在、合併につきましては、先ほど議員ご指摘のように、桂地区につきましては、桂土地改良区と岩船土地改良区が合併をいたしまして、1つの土地改良区になっておりまして、常北地区につきましては、西田川、荒田、磯野、増井、古内、5土地改良区などが2月5日に認可がおりまして、常北土地改良区として合併をいたしました。

なお、東部土地改良区につきましては、桂土地改良区ほか那珂川から直接取水をしている土地改良区と平成20年を目途として合併をして進めていくと、そういう考えで合併を進めておるところであります。

非常に農業情勢厳しい中ではありますが、地域の水や環境を守っていくということで、非常に大事なことでありますので、なお一層力を入れながら土地改良区の育成強化に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、墓地や温泉を踏まえた開発公社の全借金ということであります。

開発公社は全体で幾ら借金があるかということかと思えます。11年度に9億3,917万2,000円ございました。17年度末の開発公社自体の決算では、長期借入金8億917万2,000円となっておりますが、実質的には18年度末には6億917万2,000円になる予定であります。

これは町土地開発公社の土地利用権のための借入れということでありまして、本来は町が取得して所有権を持っているわけでありまして、これらについての肩がわりの長期借入れと私は思っておるところであります。いずれにいたしましても、ただいま申し上げましたように、6億円を超える起債借入れ残高があるわけであります。

温泉施設につきましては、温泉施設約33億円のうち22億890万円を借入れをいたしております。2金融機関から借入れておりますが、平成11年から14年度までの借入れ、そのうち現在の残高が17億9,000万円あります。金利につきましては、1.3から1.95%という中で借入れをしておるわけであります。

それから、墓地につきましては、変動金利でありまして、現在は2.3から2.05%の間で

4つの金融機関から借入れをいたしております。

それから、お金を一括返済する余裕があるのかということだと思いますが、これらを一括投入して返済する余裕はございません。

次に、将来の責任のとり方ということではありますが、責任のとり方につきましては、この事業によって破綻する、この事業を起こして破綻していくというような状況の場合は、開発公社の責任になると思います。

しかし、現在の状況におきましては、先ほど申し上げましたように、町が土地を購入して町が所有権を持っているわけです。それらに対して開発公社が肩がわりして、借入れをして、支払っているのが実態でありますので、本来ならば町が当然起債をして表へ出して、私はその土地を担保にするなり何なりして、公社からは土地を担保にして担保にするとっても所有権がないわけですから担保にできないわけです。そういうことで、借り方のあり方が、私はちょっと問われているのではないかと考えておるところであります。いずれにしても、責任は町長にあります。これらの土地につきましては、オオタカが生息しているとか、地形が急進であるとか、そういうことの見聞性が若干問われるものではないかとも考えておりますが、先ほどのご質問にもありましたように、これらの土地の利活用については、今後十分検討してまいりたいと考えております。

続きまして、幼稚園と保育園の問題であります。

公立と私立には徴収金に大きな差があるということ、議員ご指摘のとおりでありまして、私立幼稚園、お聞きしますと、保育料月額1万5,000円、町立幼稚園、保育料4,000円ということになります。しかし、私立幼稚園の場合には、幼稚園の就園補助金、就園奨励金、これは国も出しておるわけでありまして、これが総額1,048万4,000円ほどありますが、そのうち保護者にそれぞれの所得階層によって、一番多い人は年額14万500円、その次は10万6,000円、その次は8万円、その次は5万6,000円、そういう金が年額保護者に支払われておるのであります。

そういうものをいろいろ考えますと、高いのは高い、低いのは低いというふうに一目瞭然であります。そういうことも十分参酌しながら、また私学の建学の精神と、そういうものもあると思います。そういう中で、私立のあり方については私立のよって来る精神を受け継ぎながら教育をしているのかなど、そういう考えもありますので、保育料については、確かに差があることは事実であります。

次に、各課から出る公文書の問題であります。

これにつきましては、町から発送になります公文書については、基本的には町内については公文書配達人により配達をしております。町外については、郵送または宅配業者により配達をしておりますが、緊急または配達記録などが必要な場合には、郵送でも対応しております。議員ご指摘のように、各課まちまちの部分につきましては、十分職員にも徹底をしながら、郵送費の削減、そういうものを行っていきたいと考えております。

例としては、県庁なんかのあてる文書につきましては、県庁に行く者が持っていき、また帰りには、県庁に郵便箱がありますので、その郵便箱から持ってくると、そういうふうなことで対応をしておるところでありますので、十分今後町民に迷惑がかからないように留意をしまいたいと考えております。

次に、平成19年度の一般会計の予算であります。

地方交付税の減税に伴う将来の見通しであります。新型交付税の導入などや抜本的な制度改正が予定されております。大幅な財源不足が予想されておるところでありますので、起債や基金の取り崩しなどによって対応しておりますが、いずれにいたしましても、自主財源が低く交付税の依存度の割合が高くなっておりますが、交付税の動向一つによって財政運営に大きな影響を受けますので、適正な算定をして、過日の新聞報道等でも新型交付税の導入に伴う変動額が公表されましたが、城里町については、若干の2,500万円とかの増額等の算定が出ておりましたが、そういうことも長期的な財政見通しの中で、健全運営を図ってまいりたいと考えておるところであります。

次に、町債の返済計画であります。

これにつきましては、各種の事業を実施する場合の財源手当として、起債を活用してきたところあります。私は起債については必要なもの、また長期的にわたって世代を続けて負担していくもの等については、起債は必要であるというふうな認識をしております。しかし、節度ある起債を財政運営をしていくということについては変わりはありません。平成18年度までで134億1,546万7,000円の借り入れがあるということになりますが、合併特例債、こういうものにつきましても、あくまでも起債に変わりがございませんので、将来に過度な負担を残さないよう十分留意しながら、町債発行を考えてまいりたいとそうように考えておるところであります。

また、19年度の予算編成後の基金の残高についてであります。基金残高につきましては、19年度の当初予算編成後で、財政調整基金が9億5,102万3,000円、減債基金が1億2,654万8,000円、ふるさと創生基金が1億6,746万円、地域福祉振興基金が2億7,517万3,000円、地域振興基金が1,561万1,000円、公共施設整備基金が4億1,538万8,000円、スポーツ及び芸術文化振興基金が246万8,000円、家族旅行村基金が2,368万4,000円、番場まつの福祉基金が1,480万1,000円、それと、児童・生徒善行賞基金が130万2,000円、生活環境整備基金が9,145万8,000円、ふるさと水と土保全基金が420万1,000円、地域下水道基金が1,895万9,000円、国保支払準備基金が2億1,222万3,000円、介護給付費準備基金が1億4,873万1,000円、奨学基金が現金で1,041万8,000円、貸し付けで3,857万5,000円、肉用牛特別導入基金が現金で1,041万8,000円、貸し付けが1,886万5,000円、土地開発基金が現金で1億5,108万4,000円、土地で1億6,737万円あります。

次に、普通建設費の減に伴う町民への対応であります。普通建設事業については厳しい財政事情に配慮し、事業の緊急性、必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分検討

した結果で、新規に区長要望等について、また緊急性について判断しながら町民対応を考えてまいりたいと考えております。

次に、公債費の償還額であります。15億9,000万円を計上いたしておりますが、18年度と19年度を入れると、合計額が幾らになるかということではあります。18年度当初で16億452万3,000円、19年度の当初で15億9,877万8,000円で、合わせて32億3,301万円です。17年度で135億9,941万円です。18年度借入額が確定していませんが、13億4,154万円を予定しており、19年度の予算額を含めると、19年度償還元金13億5,481万円で、130億5,134万円となる予定であります。いずれにいたしましても、18年度末の確定につきましては、5月末に確定をする予定であります。

次に、お年寄りに対する予算計上が少ないのではないかというご質疑であります。

子どもの数、小学校の児童の数等から見ますと、少ないのではないかということではあります。全体的にはお年寄り全般に対するいわゆる福祉費、そういうもの、それから老人医療費、老人福祉センター費、それら一般会計においては、総額で5億356万円ということで、予算のうちの5.6%をそれら福祉に計上いたしております。また、老人保健特別会計、介護保険特別会計、介護特別会計サービスの事業勘定、これらにつきましても、医療費、そういうものをもろもろ入れますと、老人関係の特別会計では31億689万7,000円というふうになるものであります。

老人が特に少ないということではなくて、やはり町全体の予算の中でのバランスをとりながら、老人に対しても、また小・中学生、子どもに対しても予算配分をいたして、バランスのとれた予算の中で事業を執行してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（小林 宏君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

12番松崎信一君。

12番（松崎信一君） 私の時間はあと25分残っておりますので、質問2回目をさせていただきます。

先ほどの1回目の中で、町長の答弁の中で、教育費の経済効果の中で、つくることが目的であって、経済効果とはありますけれども、つくることが目的だからというふうなご答弁がございましたが、私はそうではないと思うんです。やはり建設を行うということに関しては、ある程度は地元の金物屋さんとか、サッシ屋さんとか、内装屋さんとか、そういう方も視野に入れるのが、地場産業の育成という点からは考えなければならないなと私は思っております。そして、これが全部外部にいきますと、納税なんていう問題もかわってくるのではないかな。今ほとんど地域を見ても、商工会にしてもやめる方が多くて、そちらの方にも目を向けてやるべきかなと、私はそういうふうに思いますが、この地場産業育成ということについて、まずつくることが目的である、地元の経済効果というよりは、そちらにウエートを置きたいというふうに私は聞こえたものですから、その点について再

確認をしたいなと思っております。

それから、下水道、農業集落排水においては、国が2分の1と50%、これは同じですけども、国が50%の町が45%の受益者負担が5%でありますよと。そのような中で、七会地区ということをお願いしたんですが、町長に言わせれば、錫高野地区も残っているよというふうにご答弁がありましたので、増井地区もそうですね、私の地元の。私はそういう意味で言ったのではなくて、七会地区におかれましては、今水道の段階ですね。それが町からということで、一般財源から45%ものものが、七会住民からももらっているんだよという認識を持っていただきたいということを私は言っているわけです。錫高野地区が抜けているとか、増井地区がこうですなんていうことを聞いているのではありませんので、その辺も誤解のないようお願いしたいなというふうに思っております。

それから、1回目の中で墓地・温泉の約24億円近く私の計算であります、町に所有権がない、公社だということでも、今から町でお金を借りるわけにはいかないし、貸してくれないでしょう。それから、あの墓地をどうしようか云々だということに関しては、もうこれからはできないだろうし、今後どうするかではないかなと私は思っているんです。ただ六億何千万円あそこに置いて、そのまま山を眺めていたのでは、かたい山だかやわらかい山だかわからないのではないかなというふうなことを私が申し上げているわけでありまして、誤解のないようお願いしたいなと。その辺についても、町長の再確認をお願いしたいなと思っております。

いずれにいたしましても、18年度分の一般会計・特別会計予算については、現在もまだ執行中でありまして、なかなか合併して間もない状況では、町長だけでは隅々まで目が届かないわけでありまして、これは私もわかります。ただ平成17年度の合併時に、人件費の削減策から、当時の総務課長を初め20名もの職員さん方が早期退職なされました。また、18年度もまたまた総務課長を初め16名もの職員さんが早期退職なされます。今は日製などは63歳まで定年が延びたものでございます。人件費の削減といっても、この残っている職員さんも次は自分の番だなど、そういう考えも残ってくるのではないかなと。

そして、私がこれは町長に意見を申し上げたいと思っているんですが、1年ごとの総務課長交代です、毎年1年ごとに総務課長、ようやく覚えたなと思ったときに、執行部の先導者として本当に町民のためになっているのかなと。そして、新規採用者は17年度、18年度はゼロであります。役所業務とはいえ、なかなか1年や2年で私は掌握できないのかなと、そういうふうにご考慮しておりますが、私の考えでは石の上にも三年といわれるのではないかなと、そういうふうにご考慮しておりますが、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

また、18年度分の予算執行では、臨時職員さんや嘱託職員さんでまかなっているように思われます。これは予算の中です。教育関係の職員さんは、特にこれは先生であります、この1年ではどうでしょうか、甚だ私は疑問ではないかなと。この2点について、まず町長にお伺いしたいなと思っております。

続いて、歳出歳入についてであります、特別会計を含め現在の城里町の財政状況を、先ほども申し上げましたが、町長の新年のあいさつでもありましたが、そのことを早く町民にその実態を隠すことなく知ってもらおうと。責任は町長にあると先ほど述べましたが、私は町長だけではないと思っております。ただ早くから、隠さずにそのことを町民に理解してもらおうということが大事ではないかなと、そのようなことで執行してもらおう必要があるのではないかなというふうに私は思っております。

続いて、補助金の問題であります、私はこの補助金というものは非常に多いなと思っております、予算の割にはです。この委託料も多いなと思っております。職員さんや臨時職員さんで、できるものとできないものが私はあるだろうと思っております。先ほどの中で、公文書の取り扱いについては、十分各課とも今度は協議してそのようなむだがないようにやりますよというようなことではあります、よく横のつながりといえ、それもないうでありますので、ワーキングチームでもつakって、無理むだが削減できるようなことはしていただきたいなと思っております、この補助金と委託料につきましては。その点について町長にも再確認したいなと思っております。

それから、前回の12月の質問のときもございましたが、私の同僚の議員からも、職員の人件費削減、10%ぐらいどうだろうというような質問内容がございましたが、今回の中にもありましたが、町長が10%、各特別職の方が5%というようなことがありましたが、これは私の個人的な意見としましては、議会議員もまだまだ定数が多いのではないかなと私は個人的に思っております。そして、歳費も町長が10%であれば30%ぐらいの削減も、私は賛成できると思っております。これは私のあくまでも個人的な意見であります、もちろん笑っているところではないですね、30%なんて。夕張市や古河市など、それから、大子町の町長さんあたりは、初めから3割削減でこれはやっております。そのときには町長にもより一層頑張っていたいただきたいなと私は思っております。

いずれにいたしましても、近隣の委員の報酬ではありませんが、近隣の自治体を気にすることは無いと思っております。自分の町独自の考えで行わなければならないなと私は思っております。なぜならば、各自治体とも財布の中身が全然違うからであります。それほど今我が城里町は、先ほどの答弁ではありませんが、公債費の比率が18.2%ですよ、きょう議員さん皆さんわかりましたでしょうか。18.2%となりますと、いいですか、一昔前までは18%以上は県の管理下になるというんです、これは重い言葉ですからね。25%以上になったらメロンになってしまうんです、夕張です。そういうことですので、十分に認識していただきたいなと思っております。

幼稚園、保育園の整合性については、委員会をつくって進むというようなことですから、私もそれ以上は言えませんが、やはり桂幼稚園が高いな、常北はあれだから安いな、そういうことではないだろうと思っております。合併して3年目に入っております。ぜひスピードを上げてやっていただきたいなと思っております。

以上の点については、やはり早急に開いていただきたいなど、公平公明に行ってほしいものであります。

以上1回目の質問3つについてと、18年度分の予算について再質問と要望をいたしました。

続きまして、大きな見出しの19年度分についてお伺いいたします。

歳入においては、毎年毎年地方交付税は減となることも、この間の新聞でありました。県からの各補助金なども余り期待できないと私は思っております。基金の残高も、今、町長が述べましたが、私の計算ではざっと計算すれば約27億円ぐらいかなと、そういうふうに思っております。基金の残高もだんだん底がついてきた現状では、借金返済だけでは何も言うことはできないだろう、先行き暗い話ばかりしているようですが、それだけではこの町は死んでしまいます。自主財源確保のために、旧常北、七会、桂地区にあるまず不要土地の売買とか、またはその土地を利用しての工場誘致など、町内の雇用促進のためにも、そのような政策転換も必要ではないかなと私は思っております。そうすれば、各職員さんや町民にそのようなアンケートも考えたらどうかなと思っております。悩んでいないで、町長、これは職員さんにも聞いた方がいいだろうと思っております。現実合った対応を強く私は思っておりますが、町長にその辺のところをお願いしたいなど。

最近、那珂湊港から海外進出の拠点としまして、コマツ、日立建機などともに栃木県にあった大企業が進出してきております。そして、この流通経路として那珂川に橋をかけ、我が城里町に横断しようとしております。お金を城里町に落としてもらう方法を考えれば、町長、明るくなるだろうと思っております。具体的にどうこう言うことはありませんが、これも早い対応が必要ではないかなと私は思っております。町の先導者としての町長の考えをお伺いしたいと思っております。

それから、再三言いますが、高齢者に対する本年度予算については、私はまだまだ不満があります。上げればよいというものではありませんが、もちろん子どもは宝ですので、町長の気持ちはよくわかりますが、ふれあいの船の事業の中から場所と船を再考してもらえば、高齢者5,721名に予算の一部からもうちょっとお金が回せるのではないかなと、私は個人的に思っております。船を使わなくても、子どもとのふれあいは私はできるものと確信しております。その辺について、先ほどの答弁は余りよくわかりませんでしたので、町長の考えを再度お伺いしたいなどと思っております。

そして最後に、これは町長には、まず、ぜひ考えていただきたいなどと思っております。最後に、これは質問というか、あえて述べさせていただきますが、平成17年度の皆さんからの共同募金運動の報告がございました。合計額でありがたいことに777万9,845円も福祉に対する温かいご寄附がございました。その配分の中で、社協への予算配分ではありますが、予定額が400万9,000円だということでありまして。それから、夏まつりも福祉関係の件も個人、団体からの寄附が大部分であることを町長にはぜひ忘れないでいただきまして、2回

目の質問を終了させていただきます。よろしく願い申し上げます。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 松崎信一議員からの再質問であります。建設事業、そういうものに対する地場産業の育成、そういうことについてご質問がありました。

私もつくることが目的だというふうな意味ではありません。そういうものをどう生かしていくかということですが、その建設する過程におきまして、下請業者やまたそれらの発注する物品購入、そういうものについては、十分業者の方で考えていただきたいと思います、そういうふうと考えておることは同感であります。

次に、地域の事業の、例えば負担金の問題、これはいわゆる下水道等に絡んでの負担の問題だと思いますが、議員お説のように、全然何ら下水事業にタッチしていない地域もあるというふうなことは認識をしております。これは事業全体が行き渡るまでには、やはり数年の年限がかかるわけでありまして、現在計画をされていても、あと5年後、7年後というふうな地域もございますので、そういうこともやはり十分に考慮しながら事業を進めてまいりたいと思っております。

また、墓地の活用の件であります。議員のご質問にありましたが、やはり私もあのまま放置を置いていいというふうには一つも考えておりません。こういう中で、どう転換を図っていくかと、どう町のために使われていくのがいいかということについても、十分考えながら検討を進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、再質問の中での職員の問題であります。現在の地方自治体の状況を見ますと、日本全国同じような状態であります。合併によって職員が多くなった、これは当然だと思います。そういう中で、やはり合併そのものが究極的な行財政の改革につながっていくかというふうな認識を持っておるところであります。そういう中で、もう少し落ち着いて仕事ができるように、1年ごとに総務課長がかわらないようにとか、そういうこともありますが、いずれにしましても、現在2年経過をいたしました。そういう中で、やはり自治体そのものも激動の中に入っているという中で、職員も認識をしていただきたい、十分認識をしていただいておって、感謝をしておるところもあります。もう少し経過を見きわめながら、やはりあと数年たったら落ち着くというふうな希望を持ちながら進めていく必要があると、そういうふうには私は思っておるところであります。

また、先生の問題で、幼稚園の臨時の先生が1年ごとにかわるのはどうかということですが、これもやはり今の職員の問題と同じような経過があると思っております。やはり正職員で対応できるところは正職員で対応しながら、なおかつどうしてもというようなときに、臨時というふうなこともありますので、そういうことも十分今後の人事配置、そういうことも考えながら進めていく考えであります。

次に、補助金の問題であります。各補助金等については、やはり長年各地域において

その活動補助、運営補助、そういうものも続けてきておりますが、やはりその団体の目的、仕事の内容、そういうものを十分見きわめながら、補助等についても無理むだがないように、いずれかの機会にはそのような線引きができるような基準、そういうものを設けていく必要があると考えておるところであります。

次に、歳費の削減の問題であります。議員ご指摘のように、各地域でも首長等が歳費削減等を掲げて当選をしておる例もありますが、やはり限界限度というものもあるかと思えますし、私自身もこの定例議会に、19年度よりの報酬削減の提案をいたしております。私も合併後、5%、10%と進めてまいりました。そういう中で、教育長、助役にも協力をいただいておりますが、職員については十分検討をして、その職員の給与等については削減もしたり、また職員給与も減らしたり、一挙になかなかそうはいかない部分もありますので、十分研究検討を重ねてまいりたいと考えておるところであります。

次に、自主財源と雇用の問題であります。自主財源が乏しい、またどうやって新しい財源を生み出していくか、やはり雇用の場をつくっていったり、企業を誘致していく、町では現在のところ、手持ちの土地が特定の土地しかございません。そういう中で、やはり19年度から企業誘致の窓口をつくっていききたいと、そういうふうを考えて、人員配置、職員配置も進めていききたいと思っております。そういう中で、墓地の土地の問題とか、企業を新しく誘致するとか、あっせんするとか、そういうことも含めて取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

それから、城里那珂線の橋ができた場合の車の移動の問題、また新しくスマートインターが飯富にもできましたが、そういう車の動きの流れ、そういう中で企業の誘導をするとともに、町にお金を落としていただくということが私も一番大事ななと思っておりますので、そういう点についても、十分考慮しながら進めていききたいと思っております。

ふれあいの船につきましては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

また、全体的ないろいろな行事、いろいろなイベント等について、社会福祉協議会等も含めて個人等の寄附、個人の基金を寄せていただきながら、町の事業も運営されているということも十分認識しながら、町政執行に当たってまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

議長（小林 宏君） 教育長三村亮一君。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） ふれあいの船について見直しを図ったらどうだろうかというご提案でございますけれども、昨年度、実際にふれあいの船を実施してみて、子どもたちが今までの生活を見直すというふうな面で非常に大きなメリットがあったというふうに考えているところであります。

経費的に1,000万円以上の金がかかったということは事実でもございますけれども、やはり子どもたちは、体験の中で学ぶということが一番子供自身を成長させる大きな糧であ

るというふうに考えているところでございますので、平成19年度も、この件については実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

ただ松崎議員さんの方から指摘がありましたように、別な方法もあるのではないかとこの提案がございました。これについては、全くの私見でございますけれども、学校統合というような再編制ができた折に、学校の施設が廃校になってくる、空き校舎が出てくるという中で、そういうところに5日ぐらい泊まりこみをさせて、そこから学校に通わせると、そして、その中で共同生活をさせる生活のリズムをつくってやる、そういうことについての取り組みはしたいなということは考えているところでございます。

前回のときにちょっとお話がありましたけれども、3つの里、これを使ってということなんですが、これにつきましては、若干今のままではという気持ちがございます。というのは、食事づくりに一日追われてしまうというのが今までの宿泊学習なんかでの傾向もあって、それだけのために3日ないし4日共同生活をさせるということに、少し難しさがあるだろうというふうに思っているところでございます。そういう意味で、今後再編の中で考えていくということを私としては考えていますし、また、そういう意味で、とりあえず今の貴重な体験をさせる場として続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 12番松崎信一君。

12番（松崎信一君） 教育長さんの最後の質問になりますが、あと10分あるそうですので、50分というふうなことですから。

体験の中で学ぶとは、私が学生時代に一回も言われたことがないようなあれですが、体験の中で学ぶとは船もあれだと、私の考えとはまるっきり違いますが、私は体験となりますと、海とか、山とか、川とか、そういうことをすぐ想定してしまうんですが、まず、お金をかけてどうかなということがあります、私の場合は。ですから、ちょっと見解の相違があるのではないかなと思っております。

私の同僚議員の中で、この間ちょっと言いましたが、なるほどなと思いましたが、この体験学習とか、いろいろな教育については、私もそれほど教育のことで論ずるあれはできないんですが、長くできる、1年休んだり休まなかったり、長くできる教育の方向が一番子どもらにはいいのではないかなと、教育長、そういうふうに私は考えております。

その中、これは3回目最後の質問になりますが、私が今回の一般質問においては、数字を述べてまいりましたけれども、一番言いたいことを今から言わせていただきます。

まず、この予算編成においては、各課から出る昨年度の数字を、11月ころからやっているんでしょうが、ただその額を10%カット、何%カットというふうなことではなくて、本当に必要なお金は、やはり町長が言う起債もこれは必要かなと思っております。増額となってもしょうがないと私も思っております。ただこの補助金と委託料のまず見直し、それがまず1つ、それから、臨時職員さんと嘱託職員さんの採用、ことしやめすと244名の

全職員さんになると私は思っております。いなくて対応ができないものかなと、再検討の必要があるのかなということがまず1つです。

それから2つ目は、夕張という声は多々あります。ただ福祉と教育の声が余り聞こえてこないような気がいたします。もっと福祉と教育ということにつきまして、賀詞交歓会あたりでは力説してほしいものかなと私は思っております。

それから、しつこくなりますが、このふれあいの船の事業に約千百何万円ですか、それから本の購入に約1,000万円、これも大切だと私は思っております。毎年毎年本も1,000万円ずつ本当に必要なと、そういうふうに私も考えております。これは私が昔やったことがあるんですが、図書費の充足率といいまして、地方交付税の中に算入されてまいりました。今から11年前にその質問をしたことがあります。図書費の充足率が満足していない、町民1人あたりは5冊が望ましいというようなことから、私が調査した結果では、今常北だけで3万冊、桂の図書館で13万冊と聞いております。これで達成したかどうかわかりませんが、その辺のことも考えて、来年はしっかりとした何でもかんでも1,000万円ということではなくて考えていただきたいなど。

それから、夏まつりに80万円だけの予算配分、これは盆踊りであります。これは商工会青年部の方々が、各事業主へみんな寄附の依頼をして開催しております。それから社協への活動も、777万円もの募金は町民の団体や個人からの現状であります。それは大いに考えていただきたいと。それから口では簡単であります。少子化対策と言います、子どもを授かったための医療の経費はすべて前払いでは、なかなか子どもを育てやすい環境とはならないのではないかなと私は考えています。負担が大きくでは若い人が大変ではないかなと。ちなみに、私が調査した結果は、平成17年度の新生児は127名だそうであります。そして、平成18年度は3月6日現在で128名と私は聞いています。子どもを育てやすい環境というのも子育て支援の一番大切なことかなと私は考えています。

本年4月1日より、助役制度がなくなりまして、副町長制に変わります。桂支所における勤務時間中でのパソコンでのゲーム記事やその際、見てみぬふりをしていた者もいれば、本庁において何年も何年も気がつかなかった税徴収内容を、税金の誤納に気づいた税務課の皆さん、まことにあっぱれである。それから、53の区長さん方の声に、昨年まで金がない金がないとただ返答していた建設課の職員さん方が、18年度からは課長が中心となり、緊急災害時に朝6時半から職員がみずから対応している姿もまことに好感がもたれます。そして、必ず区長さんからの要望に、素早く現地を見にいき、住民と区長さんとのいらだちをいやすような心の温かい建設課職員さんもたくさんいるということ、町長にはぜひ覚えておいてほしいかなと。よいことはぜひ町長、褒めてほしいものであります。

町長はなかなか対外的にも忙しい仕事で、日曜日もほとんど出ずっぱり状態とか、ただ1つだけ、きのうおとこのテレビ放送でもありましたが、財政再建団体にことし陥った夕張の件は、テレビなどで報道されだれもが知っております。その市とは裏腹に、大分県

九重町の例を紹介しまして、終わりにしたいと思っております。

国が箱物行政を推進していた当時、公債費負担比率が24%を超え、厳しい財政難のためこの事業が国から言われてもできなかったと。これは現町長の談話であります。そのため、町を何とかしようという意識が生まれ、町民みずからが町に補助金等の要望をしたりせず、町に加勢するんだというような町民の声がありました。そして、この自主財源確保のために、日本一の夢の大つり橋ができ上がりました。当初30万人目標の入場者数が、この期待を大きく上回り80万人達成とか、ちなみに、現在のこの町の公債費比率は6%台であるということを感じていただきたい。そして、我が町においても、そのような町民の早くからの意識改革も必要ではないかなと。非常に今は松坂ではなくても球が速い時代であります。町執行部においても、それを早くやっていただきたい、またそれを促す役目は町長ではないかなと。いずれにしましても、町長からの実質公債費比率が18.2%である現在の町の状況から、沿う意見を町長にお求めいたしまして、全質問を終了させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 松崎信一議員の3回目の質問であります。1点目は、補助金や委託金の見直しや臨時職員、嘱託職員の採用、そういうものについて正職員で対応できないのかということかと思えます。いずれにいたしましても、予算全体の中で、そういうものの削減を図ったりしながら、なお、職員数については適正な職員配置をしながら、内部の経費削減に取り組んでまいりたいと考えております。

また、福祉や教育のことについてもっと力説してはいかがかということではありますが、福祉等の予算につきましては、先ほど申し上げましたように、全体の歳出等においては5.6%というふうな一般会計の中でされておまして、特別会計については31億円というふうな予算を計上しておるわけでありまして、そういう中で、福祉についても、また教育についてもなお一層町民の福祉に寄与できるようにやってまいりたいと、そのように考えておるわけでありまして。

それから、3番目の予算の配分の問題であります。それぞれ団体やいろいろなクラブ等によって、いろいろなことが運営されておるということは十分私も認識をしております。議員のご指摘、ご質問の最後にありましたような大分県の例であります。そういうことも十分に町民の意識の中に芽生えて、育っていきつつあるのかなと考えておりますので、そういう点についても、十分配慮をしてみたいと考えております。

また、子育て支援につきましては、医療費の小学生までの無料化、また、次世代育成事業の出産育児奨励費等ではありますが、私も直接経費の支弁だけでは環境がよくなると思っております。総体的には究極にはやはり社会全体、地域全体が子育てできるような環境にしていくことが一番大事なのかなと思っておりますので、これらについても、総合的

に検討をしながら進めていきたいと考えておるところであります。

また、大変お褒めをいただきまして、ありがとうございました。町の職員等につきましても、いいことにつきましても、私も直接本人を呼んで激励したこともありますので、そういう中で、それぞれやはり職員の意識が変わっていくということが一番大事なことだと思いますので、そういうことについても努めて奨励をして、いいことは褒めるということが大事かと思っております、同感であります。

いろいろ議員からご意見、たくさんの数字を上げていただきましたが、そういうことを十分踏まえながら、今後の町政執行に当たってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

議長（小林 宏君） 以上で、12番松崎信一君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、11番三村由利子君の発言を許可いたします。

11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） 11番三村でございます。通告によりますところの城里町の地図についての質問をさせていただきます。

新しい町になって2年が経過いたしました。行政内部はもちろんのこと、各種団体も1つになり、おのおのの活動、事業が繰り広げられてきております。いろいろな機会を通して、少しずつですがお互いの地域を理解し始めてきております。しかし、1町2村が一緒になったことにより、広域になり、まだまだ知らない地域も多くあります。例えば、「黒澤止幾の生家ってどこ」、「徳蔵大師ってどの辺にあるの」、「坏公民館、前川公民館ってどの辺」、「赤沢江ってどこにあるの」等々、聞かれることがよくあります。広域になって住んでいる町内を、私たちでさえ知り尽くしていない状況ですから、一般の町民の方々は、なおさらのことだと私は考えます。

合併した新しい地域を知ることは、合併の実感と町内一体感の醸成につながることもなると私は考えます。新しい地域を訪ね、新しい町の発見をする、そのようなことのできる地図が各家庭にあれば、便利に活用されるのではないのでしょうか。防災マップなどとは違い、ふだんの生活上で便利に活用できる、例えば、城里生涯学習マップなどと命名してはどうかと考えます。

地図により町内の時代を探訪したり、健康志向の高まりを受けて散歩やハイキングコースの案内や生涯学習関連施設の案内などを取り入れた地図を作成することです。生涯学習の環境情報の提供に役立つ地図、情報量を多く表記し、町民一人一人の暮らしに少しでも潤いを与えることができるのではないかと期待を持つものであります。暮らし情報マップの作成と各家庭に配布について町長の考えをお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 11番三村由利子議員からのご質問でございます。

マップの作成、配布についてということで、ご質問にお答えを申し上げたいと思います。城里町の全図を作成して、いろいろな施設、いろいろな地域、いろいろな観光、名所、そういうものを入れながら、新しい地図つくって地域の人々に理解してもらい、また対外的にもそれを役立ててはいかかというご趣旨かと思っております。

町では、現在、ホームページでは こういうホームページなんです、そのほか合併時に観光マップというふうなことで、こういうふうにつくって、またガイドマップというふうなことで、こういうのもつくっておりますが、これは観光は観光サイド、そういうことでつくっておるといのが、議員ご指摘のことなのかなと思っております。

生涯学習の施設とか、医療機関とか、名所・旧跡、そういうものを網羅してはということですが、これはいろいろ庁内でも検討したんですが、余り細かく書いたりなんかすると真っ黒くなってしまふなんていう話もありましたが、やはり1枚で便利なものも必要なのかなというふうなことも議論には出ております。そういう中で、現在のところ、これで対応させていただいてはおりますが、やはり議員ご指摘のように、将来はもう少し横の連絡をとりながら、生涯学習の問題で運動施設があるとか、そういうものも必要ではなかろうかと思っておりますが、現在のところこれで対応をさせていただいて、十分検討してまいりたいと、そういうふう考えております。

議長（小林 宏君） 11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） 町長が申されました地図は観光地図です。恐らく町の地図と申しますと、その観光用の地図を町長は出してくるのではないかなと、私も予想はしておりました。そのほか防災計画マップですか、そういうものもあるようでございますけれども、私は新しいまちづくりの中で、人と自然が響き合うまちづくり、まさにここに焦点を絞った暮らしに役立つ、そういう目的のマップを私は要望しているわけでございます。

町長もご存じのとおり、公共施設名や老人センター、あるいは歴史や文化施設等を地図中に表記したものというふう考えております。そして、それを見ることによりまして、町民の皆さんが行ってみたいくなるような、出かけたいくなるような、町民の皆さんの行動が広がるような情報の提供できるマップ、そういうものを私はつくれないかなというふう考えております。

そのマップができることによって、この3月からスタートいたしましたデマンド交通、これなんかの相乗効果にも私はつながるのではないかなと思っております。公共施設やあるいは観光、歴史などを探訪して歩くためにも、やはりそういうものを使っていただくと、デマンド交通の相乗効果にもつながるものと私は期待しております。

やはり職員の皆さんの中には、イラストの得意な職員の方々もいらっしゃると思うんで

す。ですから、私はそういう既成の地図ではなくて、職員の皆さんの知恵を絞った手づくりのマップ、心の通ったマップをできないかというふうに提言するわけでございます。

かつて私は十数年前に、中学校のPTAの役員をしていたときに、全生徒の通学路を把握するために、旧常北ですけれども、旧常北の全図を模造図に描きまして、テプラで生徒全員の名前を打ちまして、それを本当の数ミリ単位で全部名前をその図面上に、全生徒の名前を、道路を書きまして、そういう地図をつくって、どこからどういう子どもたちが通学しているかという、そういう危険場所とか、そういうルートをPTAとして調査するために、私はつくったそういう経緯があります。

大変夜なべをしてつくって、今さらながら自分でも楽しかったなというふうに自負しておりますけれども、やはりそういうものは業者さんに依頼するのではなくて、やはりこれだけ多くの職員、そして才能のある職員さんもいらっしゃることで、そういう人たちがお互いに知恵を出し合って、町手づくりのそういう生涯学習マップというものができないものかなということを、再度町長にお尋ねをしておきます。いかがでしょうか。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） マップにつきましては、私も従来の発想と違ったマップを検討してはというようなことで、答弁を先に書いたんですが、そうしたら、三村議員さんから手づくりのマップとか、そういうお話が出ましたので、そういうことも十分踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

議長（小林 宏君） 11番三村由利子君。

11番（三村由利子君） 町長は、かつて私の質問に対して、お金がなくともできるサービスがあるというふうな答弁をなさったことがあります。まさに私はこれがこの福祉のサービスの一環かなというふうに思います。この手づくりのマップをつくって、そして印刷だけは業者さんに頼むけれども、それほど高額なものはないと思うんです。そういうものをつくることによって、各家庭に1枚ずつ配布し、その地図をごらんになることによって、町民の皆さんがそれを持って生活の役に立つ、あるいは出かけていただく、町を知っていただく、町内を歩いていただく、そういうことは健康づくりにもなりますし、いろいろなレクリエーション、あるいは生涯学習、そういうものにも役立つこととしますので、住民福祉の一環として、ぜひともこの実現にご努力いただければとご提言申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（小林 宏君） 以上で、11番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室へお集まりください。

午後 2時59分休憩

午後 3時20分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第5号、14番鯉淵秀雄君の発言を許可いたします。

14番鯉淵秀雄君。

〔14番鯉淵秀雄君登壇〕

14番（鯉淵秀雄君） それでは、通告制によりまず一般質問を始めさせていただきます。

城里町補助金等交付については、去る12月定例議会において見直し及び改革、報告書等の調査、交付規則の改正等質問をただしたところでございます。今般は、過去における補助金等交付の一例を取り上げ、再度この改正を強く要望するものでございます。

平成12年・13年度環境にやさしい農業実践事業資材費補助金が、12年度200万円、13年度200万円、2カ年継続で交付をされてございます。また、これに関連し、茨城県農業生産総合対策事業、実施主体が生産団体、実践事業資材費補助金を受けた交付団体でございますが、そのもとで、地域営農システム化推進事業、13年度ソフト事業、14年度ハード事業とこれまた多額の補助金等も交付されてございます。

この補助金は、環境に配慮した自然循環型農業システムの構築と生産基盤の確立に向けた政策的な補助金であると理解するところでございます。補助団体においては、農業諸問題山積の中で、生産団体の質の強化を図ることが急務となり申請されたものと考えます。

そこで、補助金の振込先と補助金の支出管理についてお伺いをいたします。

補助金と交付の性格上、補助金の振込先については補助団体の指定する口座に、また、支出管理については、補助団体が支出管理をするのが望ましいと考えるところでございます。当時、実質管理について問い合わせたところ、事務局が管理する旨の確認をいただいております。こうした補助金の管理でございますが、振込先、支出管理について町長の所見を伺うところでございます。

続きまして、城里町補助金等交付規則に照合し、補助事業実績報告書、収支決算書、その他町長が必要とする書類についてお伺いをいたします。

補助事業実績報告書、収支決算書の提出については、交付申請時に添付される事業計画書、収支予算書との整合性、透明性の観点から、事業執行の確認もしくは審査を考えると考えられます。補助の条件として規則に従うことと明記された場合、いわゆるおおむね要綱の定めがないものと思っております。ですから、規則に従うこととなりますと、いわゆる証拠書類等、領収書の写しほかその添付が必要ないと思われれます。よって、補助事業執行の事実確認をどのような手法をもって検証されるのかお伺いをいたします。

また、補助事業実績報告書及び事業計画書の執行金額の違いが発見された場合、いわゆ

る予算書とそれから決算、このときの金額の違い、それが発見された場合の対処方策、どのように指導されておられるのかお伺いをいたします。

また、町長が必要とする書類についてであります。交付申請時に必要とする書類の添付がない場合、実績報告書においても必要がないものと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

続きまして、城里町補助金等交付規則第18条第1項、立ち入り調査等の適用についてお伺いをいたします。

この項において、文言が、「町長は補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは」になってございます。必要があると判断する場合、一連の補助金交付の経過中どの時点で判断を想定されるのか、見解をお伺いいたしますとともに、必要があると判断するとき、どのようなことが想定されるのか、その所見もお伺いいたし、1回目の質問を終了いたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 14番鯉淵秀雄議員からの補助金等交付についてということで、具体的には平成12年・13年度の環境にやさしい農業実践事業資材費補助金についてであります。

これにつきましては、平成12年・13年度の単独補助事業というふうなことで、町単独で実施したものと思われませんが、これらの振込先、補助金の支出管理についてということですが、振込先につきましては、その事業を実施した事業主体の生産組合長に振り込んでおります。

これらにつきましては、支出管理については、補助団体が管理するのが妥当であるのではないかとということですが、事務局にというふうな話もありましたが、やはり事務局も補助団体と私は一体化というか、補助団体の中の事務局ですから補助団体であると、その中の事務局であるというふうにこう解釈をしたんですが、いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、補助団体が支出管理をしているということでございます。

また、実績報告、収支決算書、その他、それらについてはどのような手法によって検証するのかということですが、これにつきましては、決算報告、また会員の名簿とか、領収、支出とか、そういうやはり組合自体にも私は帳簿があるのではないかと思う、そういう帳簿に基づいて支出を行って確定していったのではないかと考えております。

また、土地立ち入り検査等については、どの時点でそれらの検査が必要になるのかということですが、町長は補助金等にかかわる予算の執行の適正を期するために必要があるときは補助事業者等もしくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、また当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができるということですが、その事務所、事業所等において、関

係職員が確認等を随時していたのではなからうかと、12年・13年度の問題ですが、それらによって補助金が確定していったのかと、そういうふうに思っております。

いずれにいたしましても、12年分、13年分の補助金につきましては、それぞれの年度に生産組合の組合長あてに補助金が支出をされております。

以上です。

14番（鯉淵秀雄君） 答弁漏れている点、これは五、六回しか答弁も出ていないので、そういう形で、町長が必要とする書類、それが交付申請時に必要とする書類という項目に当てはまらず、添付されていなければ実績報告書でも必要ないのか。それから、もう1点、立ち入り調査等を判断する材料、いわゆる必要があるときはの判断、またどういうふうにして必要があるときはと判断されるのだろうか。その2点。

議長（小林 宏君） 町長。

1回目の答弁漏れですからどうぞ。

町長（金長義郎君） 立ち入り調査について、書類がそろっていればいいのではないかとということではありますが、議員ご指摘のとおりかと思えます。

それと立ち入りの判断ですが、それらの解釈につきましては、担当課長の方からご答弁申し上げたいと思えます。

議長（小林 宏君） 産業振興課長。

〔産業振興課長飯田 修君登壇〕

産業振興課長（飯田 修君） 14番鯉淵議員さんの質問にお答えします。

立ち入り調査の判断は、帳簿等を点検しまして、不明な点等があれば立ち入り調査にいくべきだと考えております。

また、先ほど町長が必要とする書類と申しましたが、収支決算書でわからない部分については、写真とか、領収書等がそれにあたるのかなと思えます。

議長（小林 宏君） 14番鯉淵秀雄君。

14番（鯉淵秀雄君） 質問の項目が非常に少ないんですが、どうも答弁の歯切れが悪いのがちょっと気にかかります。

12月定例会において、審査とチェック等については、補助金交付要綱にのっとり行っていると、ところが、交付規則ではおおむね交付要綱なるものは見当たらないと。ですから、一般的な補助金は交付要綱は作成しておらず、町補助金交付規則によって交付をしているというのが現状だと思っております。

それから、調査を義務づけるということに関連しましては、ただいまの答弁でも適正な事業が行われていると解釈をされているというふうに判断いたすわけでございますが、いわゆる事務局サイド、もしくは執行部サイドでもってこうした帳簿等の整合性、チェックしたことは、恐らく過去にないのではなからうかと推測をするところでございます。

その上で、この環境にやさしい農業実践事業補助金、なぜこれを選んだかと申しますと、

私もこの団体に若干在籍をした経緯がございます。ですから、内部について若干の情報を知る立場にございましたので、このいささか古いのは古いんですが、この時期を選んで最後の最後で出てきたわけでございます。それをお含みいただきたいと思います。資料については、2年ほど前からきちっとそろえてやってまいりました。

ですから、いわゆる10日あたりの新聞でも2002年度、いわゆる平成13年度の補助金の問題で逮捕者が出るという記事が出てございます。その点もお含みいただき、古いからどうのこうのではなく、こうした補助金が適正にチェックされ、適正な事業執行がされているかということが、非常に大事なことでございます。適正に執行されていなければ、いわゆる交付規則の改正、これを視野に入れて私は12月の定例会も質問し、今回も改正を視野に入れて質問をするところでございます。

まず、1点目の振込先、支出管理についてであります。性格上、団体の指定する口座に振り込み、支出管理については申請団体が管理するのが理想であると思っておるところでございます。その中で、事務局も一体だから事務局管理でもよろしいのかなというような答弁が伝わってきました。それはそれでよろしゅうございます。しかしながら、この申請団体の総会資料、いわゆる事務局が管理されたとしても、総会資料には恐らくこの200万円の補助金の計上がなければおかしいわけでございます。その12年度の収支決算報告には200万円という数字は見当たりません。そして、13年度の事業計画書案についても、この200万円という数字は見当たりません。ですから、この補助金交付が大多数の生産団体組合が知らないのが現状ではなかろうかと考えておるところでございます。私は図らずも知る立場にありましたので、幸いに思っておるところでございますが、そういう中で、こうした点について、再度町長の所見をお伺いいたします。

続きまして、要綱の件でございます。恐らく一般的な補助金は先ほども申しましたように、要綱というものは作成されておらないのが現状だと思います。ですから、交付の条件として、旧常北町のものでございますので、常北町補助金に関する規則に従うことというふうになってございます。ですから、恐らくこれは実績報告書、収支決算書の提出のみで済まされているという現実がございます。

その中で、これは平成13年3月29日提出の事業実績書でございます、12年度分。その中の2点ほど申し上げます。

ヒナ等育成で92万円の支出がしてございます。このヒナ育成に関しましては、生産団体組合員からも1羽制を徴収し、反別ごとに徴収をしてございます。ですから、当時約6町歩、ですから、簡単に申します。1羽1,000円といたしますと60万円、この金額は生産組合から集めてございます。ですから、ここに載ってございます差額32万円は別にしても、60万円に関しては別な用途で使用されておるということでございます。そういうふうを考えるのがごく自然な形でございます。ですから、この時点で本来は交付規則にも載っているように、要するに計画の変更、これが必要なわけでございます。今般の書類等には計画

の変更が一切ございません を申し添えておきます。

もう1件、堆肥関係、有機肥料関係97万5,000円の支出を計上してございます。この時点では、私は余り有機肥料関係はよくわかりませんので、商工会へ行ってお聞きしましたところ、恐らくアグリカルチャーの社長が亡くなった後の問題で、残量を引き取るという話はあったということを確認してまいりました。それでもって、その支払いについては、商工会ではちょっと今のところわからないということでございましたので、この点については支払ってあるものと確信をしてございます。

そして、平成13年度、これについてもヒナ関係で60万円の出費をしてございます。先ほど申し上げましたように、6町歩、反当10羽、1羽1,000円、簡単に60万円、これは60万円を組合から徴収してございますので、この60万円についても、別な用途で使用されているということで推測が成り立ちます。それから、ここでも有機肥料関係で84万円の支出を盛ってございます。

ですから、この実績報告書、収支内訳書が非常にずさんなものであると言わざるを得ません。これも町長が申しましたように、帳簿書類等がきちっと整備されてあればということですが、恐らくその帳簿は、審査された方、もしくはチェックされた方、恐らくいらっしやらないでしょう。

それともう1点指摘しておきましょうか。平成13年度におきましては、予算額が524万円、決算額が400万150円、比較増減として123万9,850円、これも恐らく計画変更の対象になる金額ではなかろうかと考えます。ですから、このチェック体制の中では、こうした計画書類の変更も出させていない、何もやらせていない、ですから、すべてがその実績報告書に基づいて、最終的な申請交付がなされておるものと推測ができます。この点について、町長の所見をお伺いいたします。

それから、3点目の件でございますが、これは立ち入り調査等、いわゆる用途をチェックできない状態で補助金を支出しておると私は考えます。である以上、立ち入り調査等の必要があるとは思いますが、到底執行部側での審査チェック体制がなされていない以上、これは正しいものとして受け取られているはずです。ですから、不公平で不透明な補助事業執行の不適正化が続いているものと考えております。

しかし、補助金のすべてがそうであるとは思ってございません。大多数はきちとした実績報告書なり、決算書なりを提出されておると思っております。ですから、こうした体制を見抜くためには、やはり証拠書類等の添付、いわゆる領収書等の写し、これが絶対必要ではなかろうかと考えるところでございます。

さきの茨城新聞3月6日付、小美玉市の補助金等検討委員会の記事が掲載されてございました。小美玉市においても、平成6年の3月、いわゆる合併時に小美玉市補助金等交付規則、これが作成されてございます。その中で検討委員会として出した答えが、適正な執行を担保するための仕組みとして十分とは言いがたいと。たかだか1年か2年の間で、

そういう指摘を受けているんです。

恐らく小美玉市においても、この城里町同様の交付規則ができていると推測をしているんですが、ほとんど自治体としては同じレベルの交付規則ですから、町村の場合は。ですから、そういうものだと考えます。ですから、こうした交付規則の改正をなくして補助金の適正な執行はあり得ないと考えますので、町長の規則の改正、いわゆる証拠書類等の添付等をつけ加える等の規則の改正、これを強く要望して、2回目の質問を終了いたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 補助金の適正化といいますか、流れにつきましては、補助金を確定する場合には、議員おっしゃるとおり、やはりそれらに添付された証拠書類、そういうものを掲載をいたしまして、確定をしていくわけでありまして、

使途がチェックできないのではないかというふうなことでありますが、いずれにいたしましても、合併後につきましては、それらの実績報告、そういうものについては、これら規則要綱にのっとって書類添付がなされていると思っておりますが、いずれにしましても、これはお金の問題でありますので、十分補助金等の適正に関する法律、そういうものもありませんが、町は町としての規則や要綱を系統的にきちっと見直しをして、そして、これらのチェックをしながら補助金の交付または確定ができるような体制を整えてまいりたいと考えておるわけでありまして、

議員ご指摘の平成12年、13年のこの事業につきましては、やはり組合の総会資料等が添付されていないというふうなお話でしたが、やはりそういうきちとしたものが添付されるべきだと思いますが、欠落をしていたのか、後でそれら書類が不備になったのかわかりませんが、いずれにしても、そういうこの組合のような場合は、総会資料というものが添付されるべきではなかろうかと私も思っております。そういう中で、総体的に補助金が適正に交付、使途できるような見直しをやってまいりたいと考えております。

議長（小林 宏君） 14番鯉淵秀雄君。

14番（鯉淵秀雄君） どうも改正にはどうも前向きではないのかなと、適正な執行を図るとしか、どうも12月から答弁が返ってこないんです。恐らく交付規則等に先ほど申し上げましたように、小美玉市にもそういう指摘があるということでございます。ですから、交付規則等に問題があるということでございます、とらえれば。ですから、交付規則では、そうした資料の一切の提出を求めていないんです。いわゆる証拠書類の提出も、領収書の添付等も、そういった総会資料関係の添付等も、帳簿類等も、比較等もすべて求めていないんです。これは町長、流れはわかっていますよね、町長の方が行政経験が長いんですからね。

ですから、交付申請書を出して、交付決定通知が来る、それで交付申請をして補助金をいただく。そのときには、当時80%ですから、90%の10%か、そうすると、180万円の20

万円と2回にわたって実績報告書の申請をした上で、残り10%が確定できるということでございます。ですから、すべてこれで通っているわけですが、いわゆる補助金等の交付申請にそういう項目を追加しない限りは、その申請にはそういうものが添付されてこないということです。でなければ、これは1件ごとに要綱をつくるのかということですよ、どちらかだと思います。要綱をつかってそういう証拠書類の添付をさせるとか、そういうふうになるかと思うんですが。

それで、旧常北町のことはありますが、施行期日が平成17年2月1日、それで、経過措置として、いわゆる手続その他の行為はそれぞれこの規則の相当規定により見られたものとみなすと、3町村で横並びのような状況で行政は継続ですから、3年前であっても、4年前でもその計画としてみなすという附則もついてございます。ですから、12年、13年であれ、こうしたふくあいが指摘された以上、それなりの交付規則の改正なり、それなりの対応を求めて私の質問を終了いたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 実際にそれらの補助金の審査、確定、交付に当たって、実際に実効性があるような細則なり、そういうものをつけて、事業の完了時にはこれとこれをやりなさいよというような手続といいますか、そういう体制をつくっていきたいと、そういうふうに考えております。

議長（小林 宏君） 以上で、14番鯉淵秀雄君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 本日の一般質問の日程はすべて終了いたしました。

なお、13日は、町立中学校の卒業式のため午前中は休会といたし、午後2時から再開し、通告第6号、4番桐原健一議員の一般質問から入ります。

午後1時50分までに議場にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時51分散会

第 3 日 3 月 1 3 日 ( 火 曜 日 ) 本 会 議

平成19年第1回  
城里町議会定例会会議録 第3号

平成19年3月13日 午後2時01分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

助 役	岩 間 伸 博
教 育 長	三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	河 原 井 宗 蔵
企 画 財 政 課 長	加 藤 木 昭 博
税 務 課 長	加 倉 井 一 史
町 民 課 長	三 村 敏 男
保 險 課 長	盛 田 守
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	飯 田 修
都 市 建 設 課 長	小 林 修 一
下 水 道 課 長	阿 久 津 和 文
会 計 課 長 ( 収 入 役 職 務 代 理 者 )	横 田 栄 子
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 洋 造
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成 1 9 年 3 月 1 3 日 ( 火 曜 日 )

午後 2 時 0 0 分開議

1 . 付議事件

一般質問

1 . 本日の会議に付した事件

一般質問

午後 2 時 0 1 分開議

## 議員の出欠

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は17名です。9番杉山 清君は遅刻でございます。

## 開議の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
なお、説明のため、町長、助役、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人はございません。

## 一般質問

議長（小林 宏君） 本日は、一般質問から入ります。

それでは、通告第6号、4番桐原健一君の発言を許可いたします。

4番桐原健一君。

〔4番桐原健一君登壇〕

4番（桐原健一君） 4番桐原健一です。通告順に従いまして、質問させていただきます。

初めに、少子化対策として、出産育児一時金についてお伺いします。

公明党は、子どもを安心して産み育てられる環境を整備するため、出産育児一時金の引き上げを掲げて強力で推進してきました。妊娠、出産にかかる経済的な負担を軽減するために、健康保険から支給される出産一時金が、昨年10月1日より、従来は30万円だったものが35万円にアップしました。分娩、入院費の平均額が36万4,000円に上がり、さらに定期健診や妊婦用品購入などを含めた妊娠、出産費用の総額が50万3,000円に達しているようであります。

現在の制度は、出産後に請求し、赤ちゃん1人に35万円一時金を受け取るまでに1カ月近くかかる仕組みです。一時的であっても、高額な分娩費を親が一たん立てかえる必要があるため、制度の改善を求める声が数多く寄せられているようですが、本町において、出産育児一時金の制度はどのようになっているかお伺いします。

さらに、新たな改善策は、出産予定日の1カ月前から被保険者による事前申請、受け取り代理という方法で、被保険者からの支払いではなく、保険者から医療機関へ支払いを申請依頼する手続きを受け付け、出産後に、保険者である市町村などが医療機関に直接分娩費

を支給します。例えば分娩費が30万円だった場合、保険者が30万円を医療機関に支払い、残りの5万円を親に支給する仕組みです。また、分娩費が40万円だった場合は、保険者が医療機関に35万円を支払い、差額分の5万円を親が医療機関に支払うこととなります。

この改善策は、昨年10月以降に厚労省から通知を受け、保険者と医療機関が同意したところから順次実施することになり、各市町村などでの改善策の実施に向けた積極的な取り組みが望まれています。本町において、受け取り代理制度はできないものかお伺いします。

次に、奨学金制度についてお伺いします。

ことしから、数字の上ではすべての受験生が大学に入学できる大学全入時代に突入したといわれていますが、人気の高い有力校に志願者が集中する傾向も強まっているようです。一方、入学の喜びの反面、悩みの種となるのが、高額な入学金や授業料などの経済的負担であります。経済的な理由で進学を断念することは何としても防ぎたい、勉強する意欲のある学生は、平等に経済的に支援を行うべきであるという強い信念から、奨学金制度の拡充に取り組んでいただきたいと思います。本町において、奨学金資金貸与制度はどのようになっているのかお伺いします。また、平成19年度は何人ぐらい貸与できるのかお伺いします。

次に、教育支援センターについてお伺いします。

12歳から13歳の中学校生活前半のころまでは、思春期の初期にあたります。この時期は、心身ともに大きく変化するスタート地点であり、子どもによっては、精神と体の成長バランス調整がうまくいかず、一時的に不安が生じる場合もあります。思春期の行動の特徴として、言葉に出せない悩みやストレスは行動としてあらわれ、心にたまったもやもやは、物や人に対する暴力などとしてあらわれます。キレるという行動もその1つといわれています。

また、身体化として訴える子もいます。これは頭痛や腹痛、吐き気などの身体症状として訴えるケースです。人に言えない悩みやストレスが自分の意思に関係なく、身体症状としてあらわれ、そうして部屋にこもってしまい、登校できない状況になっていく子もいます。このような状態になった場合は、学校だけで問題を抱え込むようなことはせず、早い段階で学校や専門機関に相談し、本人の心理的な成長を支えていくことが大切だと思います。

不登校になった児童・生徒が一日も早く学校に戻れるようにするため、県内35市町村で教育支援センターを設置しています。この教室では、児童・生徒の在籍校と連携をとりながら、集団活動や教科指導、特別カウンセリングなどを行い、児童・生徒が徐々に集団生活になじみ、学校に戻れるように教えております。本町において、教育支援センターうぐいすの広場の活用はどうなっているのかお伺いします。

また、8年間の不登校との闘いで悩んできた保護者よりご相談がありました。県の教育センターで、城里町にうぐいすの広場があることはわかったそうです。そして、うぐいすの広場に通うようになり、現在、その児童は学校に戻れるようになったそうです。不登校

で悩んでいる保護者がたくさんいるそうです。

子どもたちはきょうも家の中でひっそりと過ごしているのでしょうか。うつむいて小さくなっている息子の姿が重なって見えます。チャンスがあれば子どもたちは前を向いて歩き出せます。城里町の子どもたちが一人も残らず幸せな一日一日を送れるよう願っています。ともかく、うぐいすの広場のあることを知らない保護者がたくさんおります。そのため、広報しるさとにうぐいすの広場では月曜から金曜日にかけて不登校に関する保護者などからの相談も応じているということに掲載してほしい、また、ゴールデンウィーク明けや長期休暇の後には、うぐいすの広場からのメッセージも掲載していただきたいと切実な相談がありました。広報しるさとやインターネットでうぐいすの広場の紹介ができないものかお伺いします。

次に、城里町唯一の教育支援センターであるうぐいすの広場は、3町村合併に伴い、カバーする地域生徒数がともに大きくなっています。現在、非常勤2名による運営のため指導者の負担が多く、十分に活用できない状況にあると伺っております。1人だけでも常勤にできないかお伺いします。

最後に、地球温暖化防止について。自然エネルギーの活用についてお伺いします。

地球温暖化によりオーストラリアの大干ばつ、厳冬のニューヨークが20 超える異常な高温に見舞われるなど、異常気象がこのところ地球規模で頻発しています。我が国でも今までなら北上するに従って衰える温帯低気圧が台風並みに猛威を振るうなど、さらに上陸台風の連続、集中豪雨、それに伴う洪水や土砂災害、さらには竜巻の頻発などにより多くの人命が失われ、家や公共施設、農作物にも被害がもたらされております。

昨年12月、早ければ2040年に夏の北極海には氷がほとんどなくなる可能性があるというショッキングな研究成果を、アメリカ国立大気研究センターが発表しました。石油、化学燃料に依存する社会をこのまま続けると、東アジア地域では、21世紀末の冬の平均気温が現在より最大6.95 、夏は5.4 上昇すると予測しています。このまま海面が1メートル上昇した場合には、約410万人が居住する東京や大阪、名古屋の沿岸域が浸水するおそれがあるだろうとしました。

地球温暖化の問題は早期の対策が求められます。本町においてこれ以上の地球温暖化を防ぐために、身近な生活から改善を進める上で、自然の風のエネルギーを利用した風力発電の風車を設置したらどうかお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） ただいま9番杉山清君が出席をいたしました。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 桐原健一議員のご質問にご答弁を申し上げます。

第1点目は、少子化対策として出産育児金の問題であります。

本町における出産育児金の制度であります。議員ご質問のとおり、平成18年10月より、国民健康保険法の施行令の改正に伴いまして、今までの出産育児一時金につきましては、30万円から35万円に増額になったところでもあります。これらにつきましては、平成17年の国民健康保険の例を見ますと36件出産がございます。また、18年の3月1日現在では29件というふうな件数でございます。これらの費用負担のものに対する受け取り代理制はできないのかということではありますが、現在、これに相応するような形としては、出産費の資金の貸し付け制度を行って、貸し付けによってそれらに対応できるような制度はとっております。これにつきましては、平成17年に2件、18年に1件、それらの貸し付けが行われております。

また、その受け取り代理制度であります。これにつきましては、議員ご指摘のように、出産時に多額の一時のお金を本人が用意しなければならないというのも実情かと思えます。これらについて、申請の本人ではなくて、出産したお医者さんに直接支払いをするような方法ではその制度はできないかというご質問かと思えますが、これらについては、少しでも出産費の負担軽減を図れるように、早期実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、奨学金制度であります。

これにつきましては、町の奨学金の貸与条例に基づきまして、貸し付けを行っているわけでもあります。資格としては、1年以上町に居住して今後も生活の本拠とする者、また、健康であること、人物、学業とも優良であること、学資の支弁が困難であることなどを勘案して、貸し付けを行っておるところであります。高校生3万円、大学生5万円ということで、その範囲内で貸し付けをするということではありますが、現在、貸し付けておる者9名、返還をしておるものは14ないし15名、若干変動がございますが、そういう数字でございます。

また、平成19年度は何人ぐらい貸与ができるのかということですが、現在の資金や返還状況を見ますと、募集人員を2名というふうに想定をして、これらによって返還された資金等をそれらの貸し付け資金に充てるというようなことで、現在考えておるところであります。

次に、3番目の教育支援センターの件であります。この件につきましては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思えます。

4番目の地球温暖化防止であります。

これについては、現在の世界的な温暖化に対する危機感、そういうものが高まっているところではありますが、これらにつきましては、1997年の京都議定書によりまして、それぞれの国で温室効果ガスの5%削減を目標として、国際的に取り組んでおるところでありまして、これらについては、やはり地球規模の温暖化防止のために、私は積極的に取り組んでいかなければならないと認識しておるところであります。

それに伴ってのご質問で、自然エネルギーの活用ということで、風力発電の風車を設置してはどうかというふうな具体的なお質問でございますが、風力発電につきましては、その設置場所が最も重要であるということで、年間を通して適した風力が得られるということで、現在の日本の国土等から見ますと、全国的には海岸線やまた高原地帯、そういうところに設置されているのが多く見受けられるところであります。

本町での風力につきましては、全国の風況マップ、そういうことから見ますと、風が年平均3メートルから4メートルというふうな風況マップが出ておりますが、風力発電を行うには6メートルから10メートルを必要とするというふうなことをいわれておりますので、それらから見ますと、平均的には非常に大幅に下回っているというような数字があるわけがあります。

これらのことを勘案いたしますと、設置費用については、今の大きい風車を回すということになれば2億円とか3億円とか、そういう金額が出ておるようではありますが、それらの稼働率が低くては、また採算性がとれないということでありますので、現在のところ町としては設置する考えはございません。これら風力、そういうものを勘案して、民間なり、それらの売電事業、いわゆる電気を売ってその事業がペイするかどうかということは、民間事業者が進出をしていただければ一番いいのではないかと、そういうふうにご考えておるところであります。

以上です。

議長（小林 宏君） 教育長三村亮一君。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 桐原議員からのご質問でございますけれども、教育支援センターのうぐいすの広場はどうなっているんだというようなお話かと思っておりますので、説明をさせていただきます。

不登校児童・生徒の支援の場として設置されているのがうぐいすの広場でございます。正式には適応指導教室うぐいすの広場と称しております。スタートは、近くの集落センターで最初に開始をし、現在、町村合併に伴って桂支所の2階があきましたので、その2階で運営をしているわけでございます。

このうぐいすの広場の目的というのは、心理的要因で、主にそういうことなんです、登校できない児童・生徒に支援体制をつくって情緒の安定を図り、集団への適応あるいは基礎学力の補充、さらに基本的な生活習慣の改善というふうなことの指導をした上で、学校に復帰するということが目的として指導に当たっているわけです。現在、議員さんの方から指摘がありましたように、2名の指導員が週4日勤務で5日間開設という形をとっております。

2月初めの時点で通級をしていたのは、中学1年生が2名、中学2年生が6名の計8名ございました。2月中に学校に2名が復帰をし、もう1名が間もなく復帰できるのではな

いかというような状態だということを報告を受けているところでございます。これは、2名の指導員さんが本当に親切にかつ計画的、継続的な指導の成果というふうに思っているところでございます。

なお、そういう意味で学校への復帰が大きな目標ですので、学校あるいは担任の先生、この連携を大事にしながら運営に当たっているところであります。

2つ目の広場の紹介ができないかというご質問でございますけれども、指導に当たっている指導員の方の努力ということ、私は多くの人に知っていただきたいということを願っています。そういう面では非常に温かいご意見だというふうに思うんですが、しかし、活動の様子等を紹介するのは、非常に難しい面があるということもご理解いただきたいというふうに思います。プライバシーの保護という観点からも慎重を期さなければならない。実際にここに入級して通っている子どもたちの様子を見ると、庁舎の裏側から、周りを気にしながら教室に入っていくというのが実態でございますので、その辺のところも考えていかなければならないかなということを感じています。

なお、この広報という意味で、4月の校長会の折に、担任の人から実際に校長会に出させていただいて、このうぐいすの広場についての説明をしていただき、質問があれば質問を受けるという形で理解を図って、その上で不登校の状況なんかの情報交換を各学校としながら、この生徒ならば入級して大丈夫かなとか、入級できそうかなというふうなことを慎重に打ち合わせしながら、入級指導をしているというのが実態でございます。その辺のところをご理解いただければと思います。特に、今年度に入ってから指導の成果が非常に出てきて、入級者がふえたということも強調しておきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、3つ目の非常勤であるが常勤にできないかというご意見でございますけれども、心配していただけるのは大変うれしく思います。昨年度は実は一時期2名しか入級者がいなかったというふうな時期もしばらくございました。現在は希望者がふえてみて、これは先ほども申しましたように、指導者の熱意、これが何と言っても大きな要因となって成果が出てきているのではないかというふうに思っているところでございます。

そういう中で、この指導形態としては、一日そこの教室で生活をする者、あるいは午前中のみ生活をする者、週に何日か受ける者というような区分がされているわけですがけれども、現在の様子だと、常時毎日来ているのが3名、週1回というのが2名、欠席がちでなかなか出てこられなくなっているというのが1名いること、そういう実態が現在の状態でございます。そういう意味で、常勤にというお話もございましたけれども、この辺につきましては、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 4番桐原健一君。

4番（桐原健一君） それでは、質問させていただきます。

最初の受け取り代理制度についてであります。

町長より、早期実現に向けて検討するということでもありますけれども、茨城町で実施されているようですが、本町についていつごろ実施できるのかお伺いしたいと思います。

奨学金制度について、去年は高校生1名、大学生1名申し込みをしまして、3名の応募がありました。2名の方が断念されたわけであります。本当に合併してこういう奨学金資金貸与制度条例があるんですから、せめて3名くらいは貸し付けできるようにしていただきたいなと思います。

また、日本学生支援機構の奨学金、これは入学した大学等を通じて申し込んで、募集は原則として毎年春に行うという制度もあるわけではありますが、こういったものも広報していくことも大事なことでないでしょうか、お伺いします。

それと、3番目の教育支援センターうぐいすの広場についてであります。これは広報しるさどで掲載しても、窓口は教育委員会がなっていれば別にわからないと思うんですけれども。また、今現在不登校生は各校何名ぐらいいるんですか、わかりますか。

その次に、非常勤で2人の先生がしかも3年間、もう確かに3年間やっていただいているわけですね。月曜から金曜日までたしか4日間というけれども、8時半から5時半までの勤務状況で本当に一生懸命やってくれていると思います。

また、先生方はこの1年生、2年生、3年生、これは学期別に、学校等の勉強がおくれをとらないように一生懸命教えてくれているわけであります。本当に不登校になる生徒というのは、どういうわけかゴールデンウィークの休みの後とか、夏休みの長い休みの後に多く発生するというようなこともお聞きしました。本当に一生懸命3年間をやっていただいているので、1人だけでも常勤にできないかというご質問であります。これも検討することなので、よろしくお伺いしたいと思います。

最後の風力発電設置についてでございます。

地球温暖化ガスの排出を抑制する風力や太陽光などの自然エネルギーによる発電が、今注目されております。電気事業者が自然エネルギーで発電した電力の利用を義務づける自然エネルギー利用措置法が2003年4月に施行され、各地で発電所の設置が進められております。常陸太田市(旧里美村)では、2002年4月中旬に稼働を開始しました。1基だったものを昨年新たに6基ふやしました。ここではドイツ製の最新型を導入しているそうです。確かにエネルギー事情を考えると、風力発電に最適な場所はどんどん建設してほしいと、国だって言っているわけです。旧里見村は自然エネルギーを積極的に活用しております。

この風力発電システムの特徴というのは、1つ目はクリーンで無尽蔵のエネルギーを利用できる、2つ目に大幅な電気料金の削減ができる、また、機種及び発電量に応じて電力会社に頼らず電気が自給でき、余剰電力を電力会社に売電できるシステムが選択できるということでもあります。3つ目にすぐれた性能性がある、4つ目に地域のシンボルとなる。

設置場所によって地域のシンボルとして利用でき、環境対策への取り組みをアピールできると思います。最後に5つ目には、各種公的補助制度の適用がある。国からの補助制度の適用が受けられると。再度これは検討してみたいかかなものでしょうか。

2回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 桐原健一議員の再質問に対してご答弁を申し上げます。

最初の受け取り代理制の問題であります。これにつきましては、制度化した場合には、被保険者と病院等の委託契約、そういうものを結ぶ必要があるわけであり、直接お医者さんに払うわけですから。それが上がり、町がその請求によって支払うということになりますので、そういう実施要綱、そういうものを策定をして、検討をして、できれば19年4月から施行に向けて準備を進めてまいりたいと、そのように考えております。

また、奨学資金の貸し付けであります。現在のところ3名、来年度は2名というふうな予定であります。3名ぐらいはできないのかということですが、現在の手持ち資金、それから回転する返還資金からいくと2名ということで、19年度は進めさせていただきたいと思いますが、できるだけ多く借りられるようなそういう資金対策も必要かなと、そういうふう感じておるところであります。

次に、教育支援センターの問題ですが、これにつきましては、教育長の方からお答えを申し上げたいと思います。

4番目の地球温暖化対策の風力発電の問題であります。私も先ほど申し上げましたように、地球温暖化に対する取り組み、そういうものは、やはり国民挙げてそれぞれの個々の家庭、個々の職場、そういう中で十分に認識しながら、取り組んでいかなければならないというふう考えておるところであります。

先ほど申し上げましたように、現在の城里町の状況からいきますと、風が少ないというのが実態であります。非常に住みよいところであるということも言えるのかなと、風も余り吹かないということで。これは見ますと、東北とか、そういう海岸地帯が今のところ現在多く設置されておる、日本海側が多いようでありすますが、そういう中で、旧里美村につきましては、私も最初に設置されたときには、私個人では見にはいきましたが、後設置の増設についても、自治体ではなくてほかの事業主体がやっているというふうには私は受けとめております。

そういう中で、やはり適地があれば私の方でもそういう事業体に進出してきていただければ一番いいのかと思いますが、若干現在の町の地形、そういうものからすると、新しい風車でも開発されなければなかなか無理なのかなと、そういうふう感じておりますが、町としては、直接設置する考えはございませんので、ご答弁申し上げたいと思います。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） うぐいすの広場の件についての追加の質問でございますけれども、現在、いわゆる年間30日以上欠席になりそうなという子どもたちは、1クラス1.2人ぐらいの割合であります。これらの解決というのは、本当に町としても、教育委員会としても大きな課題であるというふうに私は認識していますし、学校の先生方にも、とにかく家庭と十分連絡をとり合って、いつでも私たちは受け入れますよという形で対応してほしいということを働きかけております。ただ、個々のケースが全部原因と思われるものが違ってきていますし、対応が非常に難しくてなかなか解決ができないということも実情でございます。

そういう中で、とにかく心の病ということですから、それをどう取り除いていくかということ、学校とうぐいすの広場と教育委員会と入って話し合いをしながら、とにかく一日でも早く、1人でも多く学校に戻れるように努力しているということをご理解いただきたいというふうに思います。

議長（小林 宏君） 4番桐原健一君。

4番（桐原健一君） 答えがわかりました。

3回の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 以上で、4番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第7号、7番玉川台俊君の発言を許可いたします。

7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） 議会定例会に当たり、通告によるところの一般質問を始めます。大問1番は、教育行政について2点伺います。

1点目は、教育施設の再編問題であります。議会においても、この問題において調査研究がされましたが、総論として施設の再編は必要であるとの結論に異論はないものと思います。

町長の依頼により、PTAにおいてもアンケート調査が行われ、現在集計中であると聞き及んでおりますが、町長の施政方針では、仮称であります。学校再編検討協議会を立ち上げて、小学校の再編に取り組んでいくとありますので、再編に向けた方向性が示されたわけではありますが、最終的な再編問題の結論をいつまでに示される予定であるのか、伺いたいと思います。これは町民にとっても重要なことであると思いますので、お聞きいたします。

次に、2点目ではありますが、小・中学生の6%を占めるといわれる発達障害のある子どもたちの支援強化を文部科学省が行う計画であるが、当町においては、どのように支援強化が行われているのか伺います。

計画では、支援員を各学校に1人ずつ配置する計画であり、それに伴う財政措置も国が

行うということではありますが、支援員についての統一的な資格は特にないということでもあります。この支援員について、町はどのような基準で人材を起用することになるのか、考えをお聞きするものであります。

大問2番は、健診事業について伺います。

教育行政でふれました発達障害に関するものでありますが、発達障害は幼児期に発見すれば障害の程度が改善されるケースも多いことから、国は全国10地域を指定し、5歳児健診などで早期発見に取り組むモデル事業を行うそうではありますが、当町でも5歳児健診に取り組む必要があると思います。

このことについては、過去2回にわたり質問した経緯がありますが、今回は国においてもこの事業の必要性を認識してきたことを受け、いま一度提案をするものでありますが、取り組みについて町長のお考えを伺いたいと思います。

大問3番は、ふれあいタクシーについて伺います。

2月1日よりふれあいタクシーの試行運転が開始され、1カ月が経過いたしました。ふれあいタクシーには現在1,300名の利用登録者があり、1日84人、年間245日運行で617万4,000円の利用者からの収入を想定し、これに社協へ町の補助1,600万円を合わせ、ふれあいタクシーが運行される計画ではありますが、スタートしたばかりで計画どおりとはいかないでしょうけれども、まず、2月の利用状況として1日平均、また延べ人数等、今後の見通しをお伺いしたいと思います。

大問4は、最後に財政問題について3点伺います。

まず1点目は、今年度も危機的財政の中、公共施設整備基金から1億円の繰り入れをして一般会計予算を編成されております。この基金の原資は、競輪組合からの交付金でありましたが、競輪組合の撤退が決定したとの新聞報道もあり、19年度は交付金収入が断たれたことを意味することになり、交付金を原資に行われてきた福祉事業の継続が危ぶまれることから、このことについて町長に伺うものです。

町長は、施政方針の中で、財政問題にふれ、地方財政にとって厳しい状況にある中で、住民の要請にこたえてその機能を適切に果たしていくためには、これまでの制度や仕組みにとらわれることなく、徹底した行財政改革に取り組み、サービスの肥大化を防ぎながら選択と集中による重点的な分野の財源投入を図り、歳出の抑制を進め、さらに、歳入面では自主財源の積極的な確保策を講じて、効率的で持続的な行財政への転換を図ることが急務となっておりますと述べられましたが、この中で幾つかの疑問がありますので、お聞きしたいと思います。

まず、町民の要請とはどのようなことを指し示すのか伺います。

次に、制度や仕組みにとらわれず、行財政改革に取り組み、サービスの肥大化を防ぐとありますが、とり方によればサービスの縮小を意味するともとれますが、どのように理解すべきなのでしょうか。

さらに、自主財源の積極的な確保とは具体的にどのようなことか。このことについては、昨日の松崎議員の質問に答弁されましたが、企業誘致等は以前からあり、今回の積極的な確保とは今までとどのように違うのか、いま一度明確にお答え願いたいと思います。

また、交付金が原資である基金から繰り入れた1億円の使われ先の事業名を、町単独事業と区別して伺いたいと思います。また、19年度一般会計に1億円繰り出した後の基金の残額は幾らあるのか、あわせて伺いたいと思います。

2点目は、車券場からの交付金にかわる新たな財源確保が求められるところであります。そのためには、NUMO（ニューモ）の最終処分場の誘致も考えられると思いますが、町長は過去2回の質問に、処分場は相当な面積を必要とすること、また、現在の段階では町民の納得を得られないと思っているので、基本的に誘致する考えはないと答弁されております。ただし、昨年9月の2回目の答弁で、機会があれば町民にもこういうことがあるよというようなこともお話しして、機会があればそういうお話を、町民の反応等を見ていきたいと、そういうふうに考えておりますと答えております。

四国の東洋町が誘致に応募したということで、連日のように新聞やテレビなどでこの問題が取りざたされており、国民の皆様にも処分場誘致の問題に関して、賛成、反対は別として、内容についての情報はある程度周知されたことと思います。だからこそ、競輪組合の撤退決定が5日に新聞報道されており、公共施設整備基金の原資となる交付金が断られた今が、まさに町長の言われた機会があれば、町民の反応を見るときだと思いますが、いかがお考えか伺いたいと思います。

3点目は、三位一体の改革による財源移譲により、今まで以上に町民税の徴収が財政上重要な問題になりますが、町民税を初め、各税や使用料等の滞納をどのように減らし、徴収を強化していくのか、お考えをお聞きいたしまして、1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 7番玉川台俊議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

最初に、PTA連絡協議会のアンケート調査の件であります。

これにつきましては、PTA連絡協議会の方に、学校再編についての今後の学校の生徒数の推移、そういうものをお示ししながら、保護者がどのようにとらえているかアンケートをお願いしたところであります。

これらにつきましては、全般的な傾向として、再編が必要と思うが36%、統合が難しいというものが50%でありましたが、少子化の中で再編を必要と考えている保護者が、なかなか難しいのだが進めてはどうかという考えも入れまして約80%に上るといふふうにとらえております。19年度から学校再編検討協議会を立ち上げて検討をしてみたいと思いますが、検討の期日、そういうものにつきましては、その進行ぐあいにもよりますが、2年ぐらいはかかるのではないかと、そういうふうに考えております。

次に、小・中学校の発達障害の支援強化の問題ですが、これにつきましては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

次に、健診事業であります。5歳児健診に取り組む必要があるのではないかと、そういうことであります。

現在、厚生労働省においては、軽度発達障害児の発見システム及びそのマニュアル開発に関する研究の中で、5歳児健診のそれらの有効性、そういうものについての健診のあり方とか、健診の方法、そういうものについて現在協議研究が進められておるところであります。今後は、厚生労働省等でもこれらをもとにして指針が示されると思いますので、そういうものに基づきまして、町としてはデータが整備され次第、それらに基づいて5歳児健診の方向性について定めてまいりたいと、そのように考えておるところであります。

次に、ふれあいタクシーの件であります。2月1日から運行いたしまして、2月は延べで419回運行をいたしまして、延べで420人、1日当たり22.1人の利用がございました。

これらにつきましては、きょうは3月13日ですが、3月になって1日50人という日がありましたので、私はそれらも徐々に浸透してくれば、もっと上がるのではないかと、そういうふう考えておるところであります。

次に、財政問題です。財政問題の基金の問題。

公共施設整備基金であります。これらにつきましては、18年度末の残高で約5億円の残高が見込まれております。それらにつきましては、住民の要請、そういうものがあればということですが、どういう形で住民の要請を聞いていくか、これはいろいろな議会もありますし、それからその他団体、それから町民の方々の要請、そういうこともあると思いますが、そういうものを全体的にとらえながらそれらに対処してまいりたい。

それから、サービスの問題ですが、今までのサービスの問題、それから制度の問題、そういうことも含めまして、やはり縮小というばかりではないと思いますので、縮小、拡大、そういうものを合わせながら対応してまいりたいと、そのように考えております。

それから、自主財源の問題ですが、町として新しく税を課するとか、そういうのは今のところなかなか考えられないと思います。そういう中で長期的に、例えばやはり企業が来て人が働ける場所、働いた人の住民の財政がよくなる、また、それらに対する企業の固定資産税、設備投資、そういうものも含めて長い目で見れば、やはりそういう誘致が必要ではないかと思っておりますので、19年度からは、それら専門にかかれるような窓口をつくって取り組んでまいると、そういう考えであります。

それから、NUMO（ニューモ）の問題ですが、NUMOにつきましては、玉川議員から前からもご質問がありました。現在、高知県の東洋町が手を挙げたと、その前にも手を挙げようとしたところが何箇所もあるようであります。こういうところ、私は原子力の最終的な核の処分場の問題については、国家がやっていくべきだと私はそういうふうに思っております。2億円を10億円にして交付するからどうだ手を挙げろというような形

での解決方法というのは、私はいかがなものかと思っておるところであります。世界でもまだ2カ所しか、それらの核の最終処分場はできていないというふうな状況ですから、私は国家的な事業と、原子力の発電、そういうものを享受している国民全体として、ここが適地ではないかというようなやり方でその最終処分場を決めていくのが、私はそれが筋道ではないかと思っております。

10億円あげるからどうだ手を挙げろということで挙げて、東洋町の話なんですが、東洋町の町長の談話を見ますと、いや挙げるだけ挙げて、途中でだめならいつでもやめられるんだよと、そういうふうな受け取り方をできる。ホームページにもありますが、私はそういうふうな感じを持ったわけで、そういう中で、私は国家的事業としてこれだけの重大な問題については取り組んでいくべきだ、財政が厳しい地方自治体を揺さぶりながら、そういうものに手を挙げさせるという政策そのものがおかしいのではないかと、私は基本的にそういうふうにいる。その町長自体が核の最先端の処分場について、私は国家的事業に貢献すると、そういう決断を持って手を挙げるのならそれはそれでいいと思いますが、政策としては国がやるべきだと思っ、私は基本的にそういうふうにおるところでありますので、町としては誘致をする考えはございません。

それから、三位一体改革による税源の移譲等の問題であります、確かに所得税が住民税に移行していく、そういう全体の税の中での体制が、新しい年度から始まるわけですが、そういう中で、交付税が減った分については町民税、その中で町としてやってくださいよというふうなことでありますので、今までは交付税で算定をしたものを推計を出して、それが入ったというような状態ではありません。そういう中で、やはり徴収がなければそれだけ交付税が減ったと同じということでもありますので、徴収窓口を強化しながら19年度以降運営してまいりたいと、このように考えておるところであります。よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 発達障害の子どもへの今後の支援の強化はどうするんだというご質問かというふうに思います。

現在、生活指導員という形で3名ほどお願いをして、子どもの指導に当たっていただいているわけですが、これについて議員ご指摘のとおり、学習障害あるいは注意欠陥多動障害等の子どもの支援強化として、現在の2.3倍、3万人に指導員を拡充していくという方針が示されたということは、新聞でも、それからインターネットでも確認をしております。国の予算においてやっていただけるのは大変うれしく思うんですが、現在、新たな方向づけについては、ちょっと私もつかんでいません。現在のとっている指導体制を充実させながら、個々のケースについて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

現在の3名については、全く町費持ち出しという形で行われています。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、教育問題でありますけれども、再編の結論をとりあえず2年ぐらいの期間で結論を出していきたいという答弁でありました。私も2年は最低かかるだろうと思います。1年でやれというのはちょっと難しい話。しかし、2年であれば何とかしていただきたい。2年をめどにやっていただければよろしいかなと思いますので、ぜひともそういう方向でお願いできればよろしいと思いますし、このことを町民に伝えることも重要なことだと思います。町民には町民の都合等ありまして、そういう方向性が決まってくるということも念頭において、ライフサイクルをつくっていくと思いますので、そういうことを一度町民にもアピールしていただきたいと思います。

次に、その中で、先ほど町長が依頼したアンケートの問題でありますけれども、町長が昨年アンケートを持ち出したということは、町長も腹が座ったんだろうと、再編に向けて。それでアンケートをとりあえずとったということは、私は評価いたします。

その中でただ1つ問題というか残念なことは、アンケートの中身です。これを執行部の方で、白紙の状態に依頼されたように伺っております。その結果、私が見ますと、少子化をどうとらえているのかなと、これは全く学校再編とは別に、少子化は皆さんどのように考えていますかというような、そちらの方向に何となくアンケートの趣旨がいつているようにも見受けられてしまいます。そうではないんだろうけれども、そういうふうな設問であるということもちょっと気になりますし、それと、設問の内容がちょっと誘導的な質問事項になっているのかなということもあります。

ただ問題は、町長が、この設問の回答的に都合よく考えれば、80%の方は再編が必要だという意見にまとまったというようなお話をされましたけれども、ただこれは教育長が、例えば「近い将来小学校の再編を必要と思いますか」、「思う」「思うが難しい」「思わない」「その他」とあり、「思うが難しい」ということを思う方にとらえている。ただ回答する方からすると、「思う」「思わない」「わからない」だったらよかったと思います。「わからない」という方はどちらでもいいんだろうと思いますし、「思うが難しい」というのはちょっと難しい選択かなと、どちらでもないということだったんでしょけれども、それを必要とカウントしていると、そういうふうにとらえたいと教育長のお話がありましたけれども、それはいかなものかなとちょっと思います。

また、ご家庭の意見として「現在の学校を廃校にしたくない」、これは反対だろうと。「子どもたちのことを考えると再編も仕方がない」、こっちは再編に賛成だろう。次の「子どもたちの環境を優先に考えるべき」、これを教育長は再編の方向ととらえて報告されております。確かにそうかもしれませぬ。だけれども、教育長もそうでもないかもしれ

ないというようなお答えも、報告の中でされておりました。だから、この数字を合わせると、逆に反対だということになってしまうかもしれません。ちょっととらえ方だと思います。教育長としては、町長が再編をするんだというふうに腹づもりをしたから、そういう方向性で考えたのかなと、私はそのように思うんですけども、ただこのアンケートには地域性がちょっとあらわれない、地域性が必要かなと思います。それとどのような方が答えられているのかなと。

例えば6年で卒業する父兄の方が、これから学校に入られる方が、いろいろ立場があるかと思いますが、とりあえず方向としては、皆さんの多数決として、再編が必要であるというような皆様のご意見が多かった。そこで、執行部では、さらに地域性等もかんがみ、さらなるそういうアンケートをとることも必要ではないか、やはり地域性を重要視するということを町民に示すということも、再編を進める上では必要ではないかと思いますので、私が申し上げたいのは、方向性は再編するんだけど、もう一度詳しく皆様のご意見を聞きたいということでアンケートをとる考えはないか、これを伺いたいと思います。

次に、支援員の強化であります。現在3名という話はそれはそれで結構なんですけれども、私が聞いているのは、国の方では3万人を雇用して、各学校に1名ずつ配置するというようなことで、私はそのニュースをとらえております。そのときに支援員、特にこういう資格を持っている方という特別な基準はないということでございます。しかし、支援員の方は、特に発達障害というのは、発達障害に対する理解がない方がもし当たると逆効果になるだろうということで、発達障害に理解のある方をぜひ起用していただきたいと思います。

そうしますと、これはある程度早い者勝ちだろうと、希少価値ですから。ということで、もし教育委員会の方で、そういう19年度、24年にかけて3万人ということでもありますから、初年度は2万1,000人、次年度が9,000人ということで起用ができるということでもありますので、今のうちに優秀な方をぜひ選んでいただければよろしいのではないかなと思いますので、そのようなことを念頭に置いて考えていただきたいと、そういう意味で質問をしていますので、ぜひそのような方向でお願いしたいと思います。

次に、健診事業。このことは厚労省の進捗ぐあいを見て、町も対応していくということでもあります。私、去年から2回ほどこの話は持ち出しております。筑波大に優秀な先生もいらっちゃって、それなりのアンケートのとり方とかということも研究されていると聞いております。

ですから、私が言いたいのは、後手後手に回るのでなくて、町として積極的にこのようなことを支援していくんだということで、早期に町が受身ではなくて積極的にこういうことを進めてもらえないかと。これはもう国が5歳児健診の重要性を認めて、動き出していることでもありますから、近い将来、全国的な5歳児健診というのは、一般的な事業になると思います。そこで、後手後手に回るのでなくて、先に先進地としてやっていただき

たいと、そのように思いますので、ご一考願いたいと思います。

それと、町長の施政方針の中に、障害者福祉というものがありましたけれども、私はこの発達障害という障害を持っている子どもたち、立派なというのはおかしな表現であります、障害者でございます。ですけれども、町長の施政方針の考え方の中には、発達障害者というのが障害者福祉に抜けているのではないかと、取り残されているのではないかと、そのように施政方針をお聞きしましたので、そのようなことはないということで、いま一度進んだ方向で検討していただければと思います。いま一度検討をお願いしたいということでございます。

次に、ふれあいタクシーでございますが、初めのうちはこの程度だろうということだと思います。問題はこのふれあいのタクシー、町としては補助金を1,600万円を出していくんだよという形ではありますが、このまま利用者が伸びないと、町の負担は膨らむんだらうということでございます。2,217万4,000円でこのふれあいタクシーが運行されるわけでございますね、普通であれば。

初年度は利用者も少ないだろうということで、町の持ち出しはちょっととふえるんだらうと思いますが、仮に全額持ち出しても、今までの茂木線の代替バス運行654万2,000円、これに増額されるであろう525万5,000円、合計で1,179万7,000円、診療所バスが1,104万1,000円、福祉バスが287万1,000円、合計2,570万9,000円、これに比べれば全額出しても費用対効果というか、これはもちろんこれを行うことでカバーはできると、これは評価します。しかしながら、この財政難の中で、利用者にもっと利用してもらうようにアピールしていくのかということも大切なことであろうし、町の負担がふえないようにしていただくことも、その中の課題だろうと思いますので、ぜひアピールしていただきたいということも申し上げたいと思います。

また、私が利用された方の声を聞きますと、1時間に1便というのはちょっと使い勝手が悪いというお話も聞きました。例えば、私のところの診療所とか、病院の中なんていうところは、待合室があってそこで待てるからいいんだけれども、お友達のところに行った場合にも帰ろうと思っても、30分、40分電話してから待たなくてはいけない、そうすると、お邪魔虫になってしまう。どうもそういうところで使い勝手が悪い。だから、病院とかそういう施設で、待合室があるところでは待ってられるんだけれども、お友達のところでは、ちょっと何とかすぐ席を外したい、別な来客が来たから、では帰るわという話になれないということなんです、問題は。足がなくて帰れないということなんです。ですから、30分に1本、そのような予約制度にならないかということも検討していただければと思いますので、今後の課題として検討をお願いしたいと思います。

次に、財政問題でございます。

サービスの肥大化を防ぐという中では、縮小ばかりではなくて拡大もあるということですが、問題は、私が聞きたいのは、1億円を繰り入れて一般会計を編成していると

いう中で その前にちょっと確認したいんですけれども、基金の残高でございますが、5億円というのは、編成した後残るのが5億円なのか、その辺をちょっと確認をしたいと思いますので、いま一度お聞きします。というのは、2月の全協の折に、1月末で3億6,000万円という残額だとお聞きした記憶がございますので、これは確認の意味で、19年度に基金から1億円繰り出した後の残金は5億円なのかということをお聞きしたいと思っておりますので、お答え願いたいと思っております。

それで、18年度は1億4,000万円入ってきた中の1億円を繰り出しているから、まだ基金に積み立てができたということではございましたが、19年度は今のところもう積み立てる交付金はないということになってしまっていると思っております、現在のところ。ということは、もうこのまま使ってしまうとなくなってしまう、5年でなくなってしまうという計算になります。では町単独の例えば医療福祉費、この事業名をまだお答えいただけていないんですけれども、そういう事業が継続できるのか、障害者福祉等、他町村で全国的に一般レベルでやられているものは切り離すことはできないでしょうけれども、町単独の小学生の医療費の補助、これ等は継続ができるのか、これが心配なわけです。

ですから、前回、去年の第1回の定例議会でも、私は町長にこのようにお聞きしたわけではございます。その1億円をここから繰り入れて使うというのはおかしいことではないかと、町単独事業に繰り出していくべきではないかというようなときに、町長は次の予算編成には、そういうことを考えていきたいというふうに答弁されました。ということは、私は19年度予算編成に当たっては、1億円を繰り出すようなことはしないと、そのように受け取ったわけではございますが、今回も同額の1億円が繰り出されております。このことは、どのように私は受け取るべきなのか。ただ町長は、そのとき答えたのは、のど元過ぎれば熱さも何とやらなのか、忘れてしまったのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

一般質問もして、成果があったかなと思ったところがこういうわけではございますので、ただ苦しいから1億円を繰り出したということはわかりますけれども、基金として本来使われるべきところへ使っていくために、町単独の事業に使うべき基金がなくなってしまう。特に今年度はそのような危機でございますから、今年度は予算編成のときにはもう仕方がなかったんだろうけれども、では来年度はどうなんだ。しかし、本当は使いたくないけれども、使わざるを得ないという事情もあるだろうと確かに思います。このことについては、もう一度私が聞いた一般質問の答弁との整合性を、町長に伺いたいと思っております。

それから、NUMO(ニューモ)の誘致でございますけれども、国の事業だろうということは、確かに町長のおっしゃるとおりでございますが、国が進めるにしても、場所はどこか、日本国内のどこかに求めなければいけないでしょうということではございますね。国の国有地、当町にも国有林というところがありますけれども、ただ自治体がそれを受け入れる、国の土地だから国が勝手に持ってくるというわけにはいかない。その自治体の長が判断して誘致をするというのが前提で、私はお金だけではないと思っております。

というのは、雇用の問題、先ほど町長が、雇用のあるような企業を誘致したいという話がありましたけれども、当町において夢を抱けるような雇用の場があるかという、私は皆無だろうと思います。そのときに、この処分場が来ることによって、関連するいろいろな企業が入ってくるだろうと。ただこの事業だけでも年間2,000人の雇用があるという試算がされております。ただこれが仮に今誘致したとしても、30年、40年先の話でございますが、先の話を考えていく場合に大変に有効な話だろうと。ただ私は原子力事業というのは必要不可欠、そのつけが回ってきているということは確かでございますが、国の事業でありますけれども、どこかの市町村が受け入れないと始まらない事業、それは町の判断であろうと思います。そういうことをぜひ考えていただきたい。

町長の言うことは一々ごもっともでございますが、町村が手を挙げないと国も言えない、お金だけの問題ではないと思います、雇用の場。ですから、そういうことで、私はこの事業を誘致し、もしできれば30年、40年先の当町においては、多分交付金不交付団体になるだろうと、そのように思います。

ですから、自主財源で100%はいかがなものかと思いますが、交付金を受けずにも行財政が賄えるような豊かな町になるだろうと思いますし、ある程度夢を持てるような町になるだろうと思います。そのようなことを考えて誘致を一度は考えていただきたいと思えますし、町民の方にも一度ご意見を伺ってもいいのではないかと思いますので、いま一度その点について考えていただきたい。

それから、三位一体の改革において町民税が入らないということは、大変に打撃であるということでございます。交付金というものが、町民税を全部100%収納した後を計算して出されるというわけでございますから、入らないということはもう今まで以上にダメージが大きいということは異論がございません。

それで、どのようにしていくのかなということでございますが、今までこのことについて、徴収を強化しなくてはいけないだろうという中で、タイヤロック等、こういうものを導入することもいいのではないかと、実際にしなくても、こういうものを町は、今後場合によっては使用していくということを広報するだけでも、効果はあるだろうと思えますし、そういう手段も必要ではないかと思えます。もう一度以前にどのようにしていくかという中で、保育料の件で9月に聞いたことがありますけれども、保証人は制度上なじまないということで、つけることは難しいと、ただ現年度徴収分について力を注いでいきたいということでありましたが、ではその間どのような効果が上がったのか、滞納がなくなったのかどうか、この辺ももしお聞きできればと思えますので、9月に力を注いでいくということでありましたので、年度末であります、ほとんど解消されたのかどうか聞きたいと思えます。

また、今議会に報告として学校給食の滞納整理についての規則が変わったという報告がございました。これで効果が上がればよろしいと思えますが、そこで私、教育長にお聞き

したいのは、内容を見ますと、学校長名で督促状を出していくような形、最終的には教育長ということになるみたいでございますが、校長先生の仕事がふえるように思われます。実際、校長先生を経験されました教育長がごらんになって、これは実行可能なものなのか、現実的なものなのか、校長先生が日々そのようなことまで仕事ができるのか、その辺が私はちょっと疑問がありますので、経験者の教育長さんに、実効性があるかどうか伺いたいと思いますし、ぜひ実効性があるようにと願っております。

それから、財政問題で人件費の問題にもふれられておりました。この人件費の中で考え方、今回、多数の課長さん等が早期退職ということではありますが、大変ありがたいと私は思いますし、敬意を表したいと思います。4月から七会の診療所が入院をやめるということで、看護師の資格を持った職員が余裕が出てしまうというか、余るということがあります。民間では看護師さんが足りないということがありますし、聞けば公務員の方を民間に派遣することもできるというお話も聞いております。であるならば、看護師資格を持っておられる職員さんを民間の方に派遣するという方法もあるのではないかと思います。派遣して戻ってくる時には、民間のサービスのあり方等も研修されて帰ってくることもあるでしょうし、一石二鳥ではないかとそのように思いますので、そういうことも考えていただければよろしいのかなと思いますので、その点もお聞きして2回目を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 玉川議員さんからの2回目のご質問でございますが、第1点目の教育行政につきましては、アンケートの中身、等々ありましたが、学校再編のそのものずばりのアンケートがないのではないかと、そういう問題とアンケートの分析、そういうものについては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

次に、発達障害児の問題ですが、これにつきましては、町では、健診については乳児相談から3歳児の健診までの間に6回の健診を行っております。これらについては、個々のケースについては、継続的にかかわりながらその経過を見ておるところであります。先ほども申し上げましたように、5歳児の健診については、国の研究の成果の指針、そういうものが出次第、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふれあいタクシーの件であります。企画財政課長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

また、財政の財源の充て方の問題ですが、これについても、企画財政課長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

NUMO（ニューモ）につきましては、再度のご質問でございますが、上物の面積で約100ヘクタール、地中では1,000町歩を必要とするというふうな土地が必要であります。再三申し上げるようではありますが、私は文献調査なんていうのは、国でもう既に文献とか、地質なんか持っているのではないかと、そういうふうにご覧になっておるところでありますので、

どこかが手を挙げるのを誘導しているというふうに考えております。そういう中で、町としては、手を挙げる考えは現在のところございません。

次に、徴収の実績、そういうものにつきましては税務課長の方から、学校給食とあわせてご説明を申し上げたいと思います。

また、看護師の問題につきましては、通告にございませんので、町としてもまだ十分な検討に入っておりませんので、ご答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） まず、第1点目のPTAのアンケートの件でございますけれども、これにつきましては、こんな考えで私の方としてはとらえています。

実際に昨年4月、P連の総会の折に、実態はこうなのでということで、PTAとしてもこのことをどんなふうに受け取っているのか調べてほしいというふうなこと、意向をまとめてほしいんだという話をしました。その上で、7月にP連の役員会がありましたので、その折にも同じようなことで特にお願いをしたわけでございます。その間、P連の方で十分この少子化の問題、子どもが減っていくという問題について話し合いをもっていたということでしたので、11月に入って町長の方からP連の方に、ぜひ現在、どんなふうにとらえているかを、保護者の意向をまとめてほしいんだというようなことでお願いをしたというのが実態だろうと思います。

そういう意味では、アンケートをどこまでどうすればよかったのかということになると、ちょっと私も疑問ではあるんですけれども、全体の傾向というのか、保護者の考え方がつかめれば、新たな一歩が踏み出せるというふうに私としてはとらえて、今回の報告をいただいてまとめて、昨日、議員さん方にも簡単ではございましたけれども、ご説明を申し上げたということでございます。

そういう中で、アンケートの再調査をするのかという話も出てきましたけれども、これにつきましては、再編検討協議会の中で十分に協議をした上で、再度調査をする必要があるということになれば、これは全町民の意向をくみ取るとか、あるいは保護者だけでいいのか、その辺についても十分話をした上で進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2つ目の指導員というのか、学習障害児等の3万人、各校1名張りつけの問題ですけれども、現在、このだれをという話になると、資格がどうこうというわけではないけれども、難しさがあることは十分私も認識しますし、特に若い人では難しいだろうなということ、そういう意味では、子育てを経験された方が子どもに対しての接し方も十分違いますので、そういうことも考えながら人選は進めていきたいとは思いますが、ただ1校1名配置になるから今のうちに手を打っておけという、いつになるのかわからないことについて、ちょっとそこは私の方としては進めることができないかなというふうに思っ

います。

それから、給食費の未納の問題ですけれども、実際に今までは校長名で、何月分が引き落としできませんでしたので現金で納めてくださいという手紙を、子どもを通して持たせていたということがありましたけれども、今回は、学校からの報告を給食センターで受けて、給食センターでまとめたもので教育長名で、教育長の印を押した上で、各家庭に配付をするという形をとっていきたいというふうに思っています。

そこまでやってもなかなか納めてくれないということについては、次のことも考えていかなければならないと思いますけれども、割り印を押したり、教育長の判こを押したりということで、今までとは配達便で配られるというようなことから、家庭としての受けとめ方も違って来るだろうと、その辺のところを期待して進めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 企画財政課長加藤木昭博君。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 7番玉川議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ふれあいタクシー、使い勝手が悪いので30分に1回にできないかということでございますけれども、今1時間に1回ということで運行しています。町内全域ということで考えておりますので、今の台数で30分に1回というのはなかなか無理な状況でございます。

それと、当初からなんです、ここに何時までに行ってくれとか、指定する場合は、別な交通手段を利用していただくということでやっております。全国30地域やっておりますけれども、ほとんどのところがそういうことで、乗り合いタクシーということでございますので、何時に来てくれとか、そういう利用者の利便性には、今のところ3台でやっておりますので、対応はできないような状況でございます。

それと基金の残高でございますけれども、3億6,000万円で、今年度1億4,000万円積む予定をしております。18年度末で約5億円、19年度に1億円繰り入れておりますので、19年度の当初予算編成後で約4億円の基金残高となっております。

以上でございます。

7番（玉川台俊君） 1億円で使われる事業名がお答えがない、どこで使うのか。

企画財政課長（加藤木昭博君） 6項目ほどございます。特例乳幼児児童医療助成、いわゆるマル特分に充ててございます。それと、医療費助成ということでマル福分、それと医療費の現物分ということで、これについては、県の補助金がありますので、一般財源の部分に2,000万円充てております。それと、障害者自立支援給付費でございますけれども、これは国と県の負担金がありまして、そのほか一般財源のうち2,500万円を充ててございます。4つ目が保育事業ということで、特別保育事業、保育支援サービス支援事業という

ことで、国の負担もございますけれども、一般財源のうち2,500万円を充てております。それと、教科指導補助員でございますけれども、これは500万円を充てております。それと、A L Tの事業1,500万円を充てております。どちらも町の繰入金で充てている事業でございます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） 最後の質問ということでございますが、ちょっと答弁漏れ等もあるので、ただ通告の内容かどうかということで遠慮はしておきますけれども、先ほどの徴収強化ということで保育料、もし9月答弁であった後の強化がされているのかなということと、その辺が抜けているかなと思うんですけれども。

最初に戻りまして、学校再編のアンケート。アンケートはそういう意味で聞かれたということはわかるんですけれども、ただご家庭の意見として伺いますということで、設問の中に回答が示されている、選択肢として示されている、その他ということもあります。どういう理由で、この選択肢の「学校を廃校にしたくない」ということが選ばれたのか。また、「子どもたちの環境を優先に考えるべきだ」ということもありますけれども、なかなかちょっと、私が回答する場合には、このほかにもどうなんだと、「その他」に書けばいいんでしょうけれども、ただ多くの方は、ア、イ、ウから選ぶだろうと、なかなかその他の意見という、意見を書くということはちょっとなじんでいないので、私もなかなか「その他」というのはいつも書かないということで、どれかを選ぶ、または書かないということもあるんですけれども、ちょっと設問をされた方の意思がどちらに向いているかによって、かなり左右されるアンケートになっているような気がします。

ただ今回、一応アンケートをされたということで、全体的には賛成意見が多かったというようなことが示されたということは収穫であったし、よかったなと思います。その後のアンケート調査は、協議会の中でまた必要性に応じてやっていくということなので、それを期待するところであります。

ただ、私個人的な考え方としては、再編をする必要があるだろうという中で、今町内には10校の小学校がある、どこを残してどこどこを廃校にするということをはなかなか口には出して言えませんけれども、考えの中では、私は生徒の人数、また空き教室の許容範囲、キャパシティから考えると、新しい施設をつくらないという考えからすると、やはり常北地区は2校が必要だろう、桂地区も2校が必要だろう、七会地区も1校、5校ぐらいにまとめればよろしいのかなと。これは当面という考え方ではありますが、この考え方について、現時点で、考え方結構でございますが、町長、教育長の大まかな考え方はどうなのかなというところを、もし伺えればと思います。

それから、支援員のことでございますが、2年間の間に一応配置がされるというような中でありますので、できれば優秀な方をリストアップぐらいはできるのではないかと、当

たりはつけるまでもいなくても、こういう方がこういう道にたけているという情報を収集して、ある程度リストアップぐらいはできると思います。そのような努力をしていただければ、子どもたちによろしいかなと思いますので、できる範囲で全力を尽くしていただきたいと、このように思います。

それから、健診事業でございますが、国の進捗を見てということでございます。それで、私、考えていただきたいのは、6%の重みというのはどういうことか、この議場には約40名ほどいらっしゃいます。ということは、40世帯あるとその中で2世帯はその障害を持つ子が生まれてきているということでございます。どの世帯かはわかりませんが、確率的な話をしますと、2世帯でそのような家庭が生じているということをございいただいて、5歳児健診、早期発見によって症状が軽くなるということは、大変な幸せでございますので、一日も早くそういう体制をとっていただくことが必要であろうと思います。

私のところで仮に生まれたとしても、そういう道があれば助かると思いますし、この6%の重みをぜひ町長は考えていただきたいと思います。これは一般的にこれだけの人数の世帯があれば2世帯以上ということなので、重く考えていただきたいと、このように思います。

次に、ふれあいのタクシーは、まだ始まったばかりということで、これは今後の課題として30分のことも考えていただければよろしいし、まだいろいろ試行運転でございますから、いろいろな声を聞いて、よりよい環境をつくっていただければと思いますので、そのように考えていただければありがたいと思います。

それから、財政問題ということで、先ほどの人件費、これは財政に占める割合が高いということで、1例を挙げて看護師さんのことを例に挙げましたが、このようなことも考えていただければありがたいので、これはご答弁は結構でございますので、1例でございますので、そのように工夫をしていただければよろしいのかと思います。

それから、サテライト、立川競輪収益事業ですか、これは撤退ということでございますが、今後仮にあの施設にほかの同様の組合が入ってくるということを仮定した場合、競馬であるとか、競輪であるとか、オートレース、それはわかりませんが、もし入ってくるとなったときに、これは例えば全国的な事例として、今までどおり、地元対策ということで1%ぐらいの交付金は、全国どこでもいただいているものなのか、また、そういう協定をほぼ自動的に結べるものなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと0.5%の上乗せということもありますけれども、もしそういうことが結べるのであれば、ぜひ文書化にしてほしいということもありますけれども、ですから、あそこの施設に新しいものが入ってきたときに、必ず町の意向を聞くことが普通なのかどうかも含めて、町の意向が必要ということであれば、ぜひ協定を結んでいただきたいと思いますし、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

それから、滞納の整理に当たっては、タイヤロック等のご返答はなかったんでございま

すが、一応心理的にタイヤロックというのはかなり効果があるということは、前回もお話ししました。その辺を考えていただきたいと思います。

以上、3回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 玉川台俊議員からの3回目のご質問でございますが、最初の学校数の問題、玉川先生のおっしゃるのでは5校ぐらい、町長はどういうふうに考えているのかということですが、玉川議員は5校ということですが、私としては現在のところ白紙です。それらの2年間の再検討の中で、そういうものを検討していただいて、最終的に進めていきたいと、そういうふうに考えております。

次に、発達障害者の支援の問題については、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

次に、5歳児健診の問題ですが、先ほども申し上げましたように、十分今後の見きわめをしながらよく認識をして、重く考えてまいりたいと考えております。

次に、競輪組合の撤退による新たな施設の進出の場合の1%の問題ですが、現在までの競輪の契約につきましては、その都度それぞれの競輪事業者と1%ということで契約をしておりますが、ほかの例やまたそれらの根拠、そういうものを十分検討して対応してまいりたいと考えております。

次に、保育料の徴収等につきましては、健康福祉課長の方から、また、税金の徴収のタイヤロックとか、そういう問題につきましては、税務課長の方からお答えを申し上げたいと思います。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 1点目の再編後のどう考えているんだという話ですけれども、私としては、私案は幾つかありますが、ここでそれを述べることは控えさせていただきたいというふうに思います。それがひとり歩きされても困るというふうな気もしますし、せつかくの再編検討協議会が、運営に支障を来たしたのでも問題が出てくると思いますから、控えさせていただきます。

それから、支援者のリストアップ、これについては、常日ごろからどうしようかということは、特に学校教育指導員とも連携をとりながら進めているところでございます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 健康福祉課長松本秀利君。

〔健康福祉課長松本秀利君登壇〕

健康福祉課長（松本秀利君） 7番玉川議員のご質問の中で、保育料徴収について努力していくということであったがどのようなことが、現在どうなっているかというご質問の

趣旨かと思います。

1月現在の調査ではございますが、滞納者91名ほどございます。これに対しまして、9名ほど滞納が皆無になったというようなこともございますし、今議会において、18年度の予算補正を計上しておるところでございますが、当初予算70万6,000円に対しまして、179万4,000円の補正を上程したところでございます。今後も徴収に努めていく考えでございますし、手法についても検討を進めてまいりたいと考えてございます。よろしく願いをいたします。

議長（小林 宏君） 税務課長加倉井一史君。

〔税務課長加倉井一史君登壇〕

税務課長（加倉井一史君） 7番玉川議員さんの徴収の取り組み方についてのご質問にお答えいたします。

まず、タイヤロックについてでありますけれども、去年の茨城新聞に県税の滞納者についての記事が載ってございました。「効果が絶大、5人が完納」という記事が載っていました。このタイヤロックにつきましては、昨年12月に、実際にタイヤロックの現場の研修、また、自動車のオークション現場の研修を近隣市町村と交えまして、研修をしてございます。タイヤロックにつきましては、近隣市町村と足並みをそろえて、現在検討しているところでございます。

また、19年度の徴収の取り組み方についてでございますが、県税職員と特別共同滞納整理などを実施いたしまして、滞納者には、財産調査から差し押さえを前提といたしまして、積極的な対応に努めてまいりたいと思っております。

7番（玉川台俊君） 1億円の繰り入れについて、去年の第1回の質問の中で、次の予算編成には考えたいという町長答弁があったんですけれども、今後同じく1億円使われているということに対する答弁に対する整合性について、どうお考えか。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 基金の用途等につきましては、総体の歳入歳出バランスの中で、どうしても基金を取り崩さなければならないというような事態で、基金を取り崩しておるわけであります。そういう中で、必要な事業は進めなければなりませんので、その目的に合った基金については、できるだけ長く使えるようにしながらも、やはりないときは取り崩していかなければならないということもお察しいただきたいと、そういうふうになっております。

議長（小林 宏君） 以上で、7番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午後 3時43分休憩

午後 4時02分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日14日と明後日の15日は休会とし、次の会議は、3月16日金曜日午後2時に本会議場において再開し、議案質疑から入りますので、会議の10分前までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時03分散会

第 4 日 3 月 1 6 日 ( 金 曜 日 ) 本 会 議

平成19年第1回  
城里町議会定例会会議録 第4号

平成19年3月16日 午後2時12分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

助 役	岩 間 伸 博
教 育 長	三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	河 原 井 宗 蔵
企 画 財 政 課 長	加 藤 木 昭 博
税 務 課 長	加 倉 井 一 史
町 民 課 長	三 村 敏 男
保 険 課 長	盛 田 守
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	飯 田 修
都 市 建 設 課 長	小 林 修 一
下 水 道 課 長	阿 久 津 和 文
会 計 課 長 ( 収 入 役 職 務 代 理 者 )	横 田 栄 子
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 洋 造
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成 1 9 年 3 月 1 6 日 ( 金 曜 日 )

午後 2 時 0 0 分開議

- 日程第 3 議案第 2 号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4 号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5 号 城里町在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条

例について

- 日程第7 議案第6号 城里町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 城里町繁殖牛導入事業基金条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 城里町と笠間市の消防事務委託の廃止について
- 日程第11 議案第10号 城里町と水戸市の消防事務委託の変更について
- 日程第12 議案第11号 茨城県市町村総合事務組合同規約の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 茨城租税債権管理機構規約の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 水戸地方農業共済事務組合同規約の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 笠間地方広域事務組合同規約の変更について
- 日程第16 議案第15号 水戸地方広域市町村圏事務組合同規約の変更について
- 日程第17 議案第16号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第17号 平成18年度城里町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第18号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第19号 平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第20号 平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第21号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第22号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第23号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第24号 平成18年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第25号 平成19年度城里町一般会計予算について
- 日程第27 議案第26号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第27号 平成19年度城里町老人保健特別会計予算について
- 日程第29 議案第28号 平成19年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第29号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第30号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第31号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計予算について

- 日程第33 議案第32号 平成19年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第34 議案第33号 城里町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第35 発議第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町議会条例整備に関する条例について
- 日程第36 発議第2号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第37 陳情第1号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情書
- 日程第38 陳情第2号 安全でゆきとどいた地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める陳情書
- 日程第39 報告第1号 城里町学校給食費徴収規則の一部を改正する規則
- 日程第40 報告第2号 例月出納検査報告(12月、1月、2月執行分)

追加日程

- 発議第3号 安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号
- 議案第9号
- 議案第10号
- 議案第11号
- 議案第12号
- 議案第13号
- 議案第14号
- 議案第15号
- 議案第16号
- 議案第17号
- 議案第18号
- 議案第19号
- 議案第20号

議案第21号  
議案第22号  
議案第23号  
議案第24号  
議案第25号  
議案第26号  
議案第27号  
議案第28号  
議案第29号  
議案第30号  
議案第31号  
議案第32号  
発議第1号  
発議第2号  
陳情第1号  
陳情第2号  
報告第1号  
報告第2号

追加日程

発議第3号

午後 2時12分開議

議員の出欠

議長（小林 宏君） 議員各位には、何かとご多用のところ、ご出席いただき大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18名でございます。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
なお、説明のため、町長、助役、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人はございません。

議案第 2 号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例  
について

議長（小林 宏君） それでは、本日は議案の質疑から入ります。  
初めに、議案第 2 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 3 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 3 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 4 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 号 城里町在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 5 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 6 号 城里町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第 6 号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第 7 号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて

議長（小林 宏君） 次に、議案第7号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第8号 城里町繁殖牛導入事業基金条例の制定について

議長（小林 宏君） 次に、議案第8号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第9号 城里町と笠間市の消防事務委託の廃止について

議長（小林 宏君） 次に、議案第9号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第10号 城里町と水戸市の消防事務委託の変更について

議長（小林 宏君） 次に、議案第10号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第11号 茨城県市町村総合事務組合規約の一部改正について

議長（小林 宏君） 次に、議案第11号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第12号 茨城租税債権管理機構規約の一部改正について

議長（小林 宏君） 次に、議案第12号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第13号 水戸地方農業共済事務組合同規約の一部改正について

議長（小林 宏君） 次に、議案第13号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第14号 笠間地方広域事務組合同規約の変更について

議長（小林 宏君） 次に、議案第14号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第15号 水戸地方広域市町村圏事務組合同規約の変更について

議長（小林 宏君） 次に、議案第15号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第16号 町道路線の認定について

議長（小林 宏君） 次に、議案第16号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第17号 平成18年度城里町一般会計補正予算（第4号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第17号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第18号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第18号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第19号 平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第19号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第20号 平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第20号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第21号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第21号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第22号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第22号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第23号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第23号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第24号 平成18年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第24号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

#### 委員長報告

議長（小林 宏君） 次に、予算特別委員会に付託されておりました議案第25号 平成19年度城里町一般会計予算についてないし議案第32号 平成19年度城里町水道事業会計予算についての審議結果について、予算特別委員長から報告を求めます。

16番予算特別委員長阿久津尚一君。

〔予算特別委員長阿久津尚一君登壇〕

予算特別委員長（阿久津尚一君） 予算特別委員長としてのご報告をいたします。

お手元に議長あての報告書写しを配布しており、詳細を記述しておりますが、当職からはその概要を報告いたしますので、ご了承いただきます。

なお、2つほどお断りをいたします。その1つは「平成19年度」、もう1つは「城里町」という固有文言であります。これを割愛いたしますので、あわせてよろしくご了承いただきたいと思っております。

それでは、報告に入ります。

予算特別委員会に付託されました議案第25号ないし議案第32号について、一般会計予算を初め特別会計等8種10類、会計予算額176億1,573万8,000円に及びます予算について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管委員会に審査をお願いいたしました。審査方法については、予算書に基づき、担当課長から事項別明細書により歳入歳出の順に説明を受け、審査に入りました。

それでは、総務常任委員会での審査の経過と結果について常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

当委員会は、3月7日に開催され、出席者は小坏委員長、寺田副委員長、小松崎、桐原、関の各委員並びに小林議長、当職は所属委員を兼ねまして7名が出席し、執行部から総務課長、企画財政課長、税務課長、会計課長と各課長補佐4名、事務局より田上事務局長と菊地補佐が出席しました。

質疑の対象となった主な事項は、一般会計予算の所管分について、歳入では場外車券場売り場交付金7,000万円は見込み過ぎではないか、デマンド交通システム試行運転中の利用率と今後の見通しについて、町税の滞納額について累積額はどのくらいか、茨城租税債権機構の効果についてなど質疑がありました。

また、納税組合について、組織の活用と見直しが必要ではないかとの意見がありました。歳出では、庁舎管理費の倉庫借上料はどこを何のために借りているのか、防災無線の難聴地区はどこかなど質疑がございました。

また、放送時間について、常北、桂、七会の3地区が統一できないものかとの要望がありました。

続いて、教育民生常任委員会の審査の経過と結果について常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

当委員会は、3月8日に開催され、出席者は三村委員長、小林祥宏副委員長、玉川、飯村、河原井の各委員並びに小林議長は所属委員を兼ねて出席し、当職が出席しております。

執行部からは、町民課長、保険課長、健康福祉課長、教育委員会事務局長と各課長補佐等8名、議会事務局より田上事務局長と桑野書記が出席いたしました。

質疑の対象となった主な事項は、一般会計予算の所管分については、歳入では、高額医療の貸し付け件数と最高額について、また、老人福祉センターの利用者数について、障害者福祉補助金の対象者はどのような人か、給食費の滞納額が増加している原因についてなど質疑がありました。

歳出では、不法投棄の対策について、また、食育の基本的計画はどうなっているのか、常陸大宮済生会病院事業負担金は変動するのか、学校再編検討委員会の立ち上げ時期や図書購入費の額についてなど質疑がありました。

食育の基本計画はできるだけ早く立ち上げてほしいとの要望がございました。

次に、健康保険特別会計予算の歳入では、保険財政共同安定化事業交付金の詳細について、七会診療所の収入見通しの根拠についてなど質疑がありました。

歳出では、保険給付費の増額の理由について、超音波リース料の減額の理由についてなど質疑がございました。

次に、老人保健特別会計では、質疑は特にございませんでした。

次に、介護保険特別会計予算の歳入では、督促手数料の1件当たりの金額などについて質疑があり、歳出では、介護予防特定高齢者施策事業費の高齢者の選定方法についてなど質疑がありました。

続いて、産業建設常任委員会での審査の経過と結果について常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

当委員会は、3月9日に開催され、出席者は根本委員長、南條副委員長、鯉淵、松崎、阿久津則男の各委員5名が出席し、小林議長、当職の7名であります。1名欠席者がありました。

執行部からは、産業振興課長、農業委員会事務局長、都市建設課長、下水道課長、水道課長と各課長補佐9名、議会事務局より田上事務局長、鯉淵書記が出席しました。

質疑の対象になった主な事項は、一般会計予算の所管分について、歳入では、都市計画

基礎調査の内容と対象地区についてなど質疑がありました。

歳出では、グリーンツーリズム事業の内容と委託先である開発公社の取り組みについてなど質疑がなされ、観光施設の統廃合を検討する時期にきているのではないかの意見が出されました。

また、町営住宅解体の今後の計画と道路新設の予定路線等について質疑がありました。

次に、公共下水道事業特別会計予算については、水道管の仮設に伴う設計委託料、農業集落排水事業との整合性と今後の手法についてなど質疑がございました。

次に、農業集落排水事業特別会計では、事業費が伸びて事業量の増加が見込まれるが、現在の体制で執行できるのかとの質疑がありました。

次に、簡易水道事業特別会計予算では、薬剤費の大幅な減額の理由と安全性についてなど質疑がございました。

次に、水道事業会計予算では、保険料の大幅な減額の理由と水道加入率について質疑がありました。

以上、常任委員会の報告をいたしました。慎重な審査によって、活発な質疑、意見等が発言されております。執行部におかれましては、これらの質疑等の状況、意見等を十分おくみ取りされまして、予算執行に当たっては財政の目標であります。最小の経費で最大の効果を上げられますよう努力することをご期待する次第であります。

なお、添付の審査資料であります。昨年度より要請しておりますので、大変前進したように思いますが、事業箇所等について、場所、大字的に記載をいただきますことと、事業費の財源内訳、金額は載っておりますが、財源内訳があることによって十分理解が深まりますので、これを記述していただきますことをつけ加えてお願いいたします。

以上、概要でございますが、特別委員長としての報告にかえます。

ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 以上で、予算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成19年度城里町議会予算特別委員長報告書が、予算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

## 討 論

議長（小林 宏君） これより討論に入ります。

議案第2号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第3号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第4号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第5号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第6号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第7号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第8号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第9号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第10号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第11号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第12号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第13号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第14号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第15号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第16号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第17号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第18号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第19号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第20号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第21号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第22号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第23号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第24号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第25号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第26号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第27号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第28号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第29号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第30号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第31号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第32号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

## 採 決

議長（小林 宏君） これより採決に入ります。

議案第2号 城里町常勤特別職等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例  
についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第3号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第4号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第5号 城里町在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第6号 城里町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第7号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第8号 城里町繁殖牛導入事業基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第9号 城里町と笠間市の消防事務委託の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第10号 城里町と水戸市の消防事務委託の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第11号 茨城県市町村総合事務組合規約の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第12号 茨城租税債権管理機構規約の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第13号 水戸地方農業共済事務組合規約の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第14号 笠間地方広域事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第15号 水戸地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第16号 町道路線の認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第17号 平成18年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第18号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第19号 平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第20号 平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第21号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第22号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第23号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第24号 平成18年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第25号 平成19年度城里町一般会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

9番杉山 清議員が退場いたしました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第26号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

9番杉山 清議員が入場しました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第27号 平成19年度城里町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第28号 平成19年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第29号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第30号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第31号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第32号 平成19年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終結いたします。

発議第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町議会条例整備に関する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第35、発議第1号 地方自治法の一部を改正する法律

の施行に伴う城里町議会条例整備に関する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第1号の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号の議案朗読は省略することに決定しました。

続いて、提出者であります14番鯉淵秀雄君より、発議第1号の趣旨説明を求めます。

14番議会運営委員長鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 発議第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町議会条例整備に関する条例についての趣旨説明を申し上げます。

ご承知のように、昨年6月に改正地方自治法が施行されたことから、関係する城里町議会委員会条例及び城里町議会事務局設置条例の一部を提案した内容で、文言と条文の改正を行うものであります。

具体的には、委員会条例においては、第6条第1項にただし書きを加えることにより、補欠等で議員になられた方が、定例議会を待たずに委員会に在籍することができるようにし、議会活動の幅を広げるものであります。

また、第27条及び議会事務局設置条例については、自治法の改正に合わせ文言の整理を行うものであります。

施行日は、本年4月1日からであります。

なお、詳しくは新旧対照表の1ページから2ページをごらんいただきます。

以上、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町議会条例整備に関する条例について、趣旨説明を申し上げます。

議員各位のご賛同を賜りたくここにご提案いたします。議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） これより質疑に入ります。

発議第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第1号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

日程第35、発議第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町議会条例整備に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終結いたします。

発議第2号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（小林 宏君） 次に、日程第36、発議第2号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第2号の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号の議案朗読は省略することに決定しました。

続いて、提出者であります14番鯉淵秀雄君より、発議第2号の趣旨説明を求めます。

14番議会運営委員長鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 発議第2号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明を申し上げます。

ご承知のように、昨年6月に改正地方自治法が施行されたことから、城里町議会会議規則の関係する文言と条文などの改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、委員会の議決により議案を提出できることとなったことから、関連する条文の改正を行い、手続、規定を整備するものであります。

また、関係条文の文言の整理を行い、現代文にしたものであります。

さらに、会議録の配付と会議録に掲載しない事項について、全国の準則に倣い規則に追加し、会議規則の充実を図ったものであります。

施行日は、本年4月1日からであります。

なお、詳しくは新旧対照表の1ページから3ページをごらんいただきます。

以上、城里町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明を申し上げます。

議員各位のご賛同を賜りたくここにご提案いたします。議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） これより質疑に入ります。

発議第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第2号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

日程第36、発議第2号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終結いたします。

陳情第1号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情書

議長（小林 宏君） これより陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定しました。

次に、日程第37、陳情第1号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情書を議題といたします。

本案は、3月6日に総務常任委員会に付託されていたものです。総務常任委員長から審議の結果について報告を求めます。

17番総務常任委員長小坪 孝君。

〔総務常任委員長小坪 孝君登壇〕

総務常任委員長（小坪 孝君） 総務常任委員会を代表し、3月6日に当委員会に付託されました陳情第1号 住民の暮らしを守り、公共サービスの拡充を求める陳情書の審査の結果についてご報告させていただきます。

去る3月7日に総務常任委員会を開催し、慎重に審査した結果、本件については、既に国において制度が確定し、制度の執行が国、地方において行われていることから、委員会としては不採択とすることで決定いたしましたので、よろしく願います。

議長においてお諮りを願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

陳情第1号については、ただいまの総務常任委員長のご報告どおりと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第2号 安全でゆきとどいた地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める陳情書

議長（小林 宏君） 次に、日程第38、陳情第2号 安全でゆきとどいた地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める陳情書を議題といたします。

本案は、3月6日に教育民生常任委員会に付託されていたものです。教育民生常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

11番教育民生常任委員長三村由利子君。

〔教育民生常任委員長三村由利子君登壇〕

教育民生常任委員長（三村由利子君） 教育民生常任委員会を代表し、3月6日に当委員会に付託されました陳情第2号 安全でゆきとどいた地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める陳情書の審査の結果についてご報告させていただきます。

去る3月8日に教育民生常任委員会を開催し、慎重に審査した結果、住民の安心と安全を守り医療の充実を図ることは、町の維持発展の基本的な対応であることから、委員会としては採択とすることで決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

陳情第2号については、ただいまの教育民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

議長（小林 宏君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催しますので、委員の方は委員会室へお集まりください。

午後 3時07分休憩

午後 3時26分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

議長（小林 宏君） ここで日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま11番三村由利子君外6名より、発議第3号 安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長をして追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第3号 安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める意見書

議長（小林 宏君） 発議第3号 安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める意見書を議題といたします。

本案は、議員提案でありますので、議会事務局長をして朗読させます。

議会事務局長田上 勤君。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

議会事務局長（田上 勤君）

発議第3号

平成19年3月16日

城里町議会議長 小林 宏様

提出者 三 村 由利子  
賛成者 鯉 淵 秀 雄  
賛成者 小松崎 三 夫  
賛成者 阿久津 尚 一  
賛成者 小 坏 孝  
賛成者 根 本 正 典  
賛成者 飯 村 吉 伊

安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める意見書

今地域医療は、病院勤務医の減少による産科・小児科診療の縮小などで深刻な事態に直面しています。医師・看護師を大幅にふやし、安全でゆきとどいた医療看護を実現することは国民的な緊急課題です。

医師に関しては、全国の6分の1の病院が医療法に規定された人数を満たせない深刻な事態となっており、全国各地で救急医療や産婦人科、小児科などでの供給体制の悪化や地域偏在が起っています。茨城県でも、各地域で同様の問題が顕在化しており、住民の不安が広がっています。

06年7月末、厚生労働省の医師の需給に関する検討会が最終報告をまとめましたが、医学部定員増の施策はとらないとし、一部地域、一定機関に限った医学部定員増を示したのみでした。人口10万人当たりの医師数で見ると、茨城県は150人で、全国第46位と最悪の状態です。問題の改善のためには、短期的な偏在の改善、その他の対策を進めつつも基本的には医師絶対数を増加させることです。

看護職員の実態も極端に少ない人員配置のもとで仕事に追われ、急性期入院を受け入れている一般病棟の多くは、昼間は1人の看護師が患者四、五名を見っていますが、夜間帯には1人で20ないし25名の患者を見なければならない体制であり、健康破壊も深刻な状態です。

日本医労連が実施した調査では、3分の2の看護師が仕事をやめたいと答え、新卒看護師の11人に1人が1年以内に離職するなど、離職者の多さが厳しさの悪循環につながっています。この背景には、医療従事者の配置基準が長年低いままに据え置かれ、さらに、入院日数の短縮化や医療の高度化によって業務量の増加と濃密化が急激に進んでいることが挙げられます。

医療現場の声を受けて、今春から新たな看護基準が設けられたものの、その基準の取得を目指した看護師確保の競争が激化し、結果的には、地域医療を担う病院の体制悪化につながっています。医療の現場はもはや限界であり、安全・安心の地域医療の上からも人員増は緊急課題です。こうした趣旨から、下記事項の実現を要望するものです。

#### 記

1、安心でゆきとどいた医療看護を実現するために、医師・看護師を大幅に増員すること。

2、そのためには需給計画の見直しと増員に必要な法的制度的な整備、診療報酬、その他の財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年 月 日

茨城県東茨城郡城里町議会

議長（小林 宏君） 続いて、提出者であります11番三村由利子君より、発議第3号の趣旨説明を求めます。

11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） 発議第3号 安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

現今の少子高齢社会の中、地域医療においても、医師不足のため産科・小児科診療の縮小などの傾向にあり、また、聞くところによりますと、産科医は昼夜を問わない勤務から、医者を目指す学生などからも敬遠されていると聞き及んでいるところであります。

茨城県は人口10万人当たりの医師数が150人で、全国第46位の最悪の状態であり、設立間もない常陸大宮済生会病院においても、医師の数が足りない状況にあります。

このようなことから、地域住民の健康と安心な生活を確保する観点からも、医師・看護師の大幅増員と法的制度的な整備と財政措置についての確立を図ることが緊要であります。

よって、安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める意見書を、内閣総理大臣外関係各大臣あてに提出すべきと思います。

議員各位にご賛同を賜りたくここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） これより、発議第3号 安全・安心の地域医療を実現するための医師・看護師の大幅増員を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長をして内閣総理大臣並びに関係各大臣あてに提出させます。

報告第1号 城里町学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

報告第2号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）

議長（小林 宏君） 次に、日程第39、報告第1号 城里町学校給食費徴収規則の一部を改正する規則ないし日程第40、報告第2号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

議長（小林 宏君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、

これを許可いたします。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 閉会に当たりまして、一言御礼とごあいさつを申し上げます。

去る3月6日より開会いたしました平成19年第1回定例議会におきまして、執行部よりご提案申し上げました全議案につきまして、お認めをいただきまして、まことにありがとうございました。

本定例議会におきましては、7名の議員よりの一般質問、また、平成19年度一般会計、特別会計合わせた176億1,573万8,000円の総額の予算等につきましても、審議の中でいろいろご意見をいただきましたが、そういう意をくみながら、19年度の予算執行に当たってまいりたいと思いますので、議員各位におかれましても、どうかよろしくお願いをいたしたいと思います。

春になりましても、大分天候が不順な中であります。議員各位におかれましては、十分健康にご留意の上なお一層のご活躍を心からご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のごあいさつにかえたいと思います。

ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（小林 宏君） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心なるご審議と議会運営には格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議し、終了できますことを心からお礼と感謝を申し上げます。

城里町も本年、合併3年目を迎えることとなり、計画された事業の執行により、新しい町が少しずつ見えてまいりましたが、執行部におかれましては、新年度予算等の執行に当たり、議員各位からご指摘、また、ご提案されました各種事務事業については十分研究をされ、効果的な住民福祉の向上に尽力されることを望みます。

閉会の宣告

議長（小林 宏君） 以上で、平成19年第1回城里町議会定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

午後 3時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員